

第1章

「京都」と「文化的景観」

第1節 「京都」という都市・地域 —— 歴史のなかの「京都」

「京都」とはどのような都市であり、どのような地域なのであろうか。

「京都」という都市・地域は、京都盆地（「京都」とその後背地）における人びとの1200年をこえる生活と生業、風土によって形成された景観地であること、すなわち文化的景観であることはいまでもないことであろう。豊かな歴史と文化を積み重ねてきた「京都」という都市・地域については、これまで多くの分野から研究がおこなわれ、膨大な成果が蓄積されている。この節では、「京都」という都市・地域の実体・機能・構造・象徴などの具体的な様相および変遷過程に関する成果にもとづいて、歴史的なとくに都市史的な特性について、文化的景観の視点に留意しながら概述したい。

1 「京都」とは —— 首都

(1) 「京都」 —— 現在

「京都」の意味 「京都」とは、平安京を基盤として発展し、およそ1100年ものあいだ首都であり続けた都市の名である。今の京都市の中心部にあたる。このように「京都」は現代都市京都をさす固有名詞であるが、本来は首都を意味する普通名詞であった。このことはあまり知られていないのではなかろうか。

普通名詞の「京都」から固有名詞の「京都」への移り変わりは、そのまま日本古代の首都の、さらには中世そして近世・近代の首都の歴史、すなわち「京都」の発展過程を物語っている。首都として持続したきわめて長い時間は「京都」に歴史と文化の重層や複合をもたらし、そして首都の発展は「京都」の空間を押し広げ（戦国期の激減は例外的）、同心円的な地理的広がり —— 京中・京外、洛中・洛外 —— をもたらした。このような「京都」の特性は、京の美意識とも通じる〈重ね合わせ〉と表現することができよう。

また首都である「京都」は、おのずから中央性・地域性・国際性を兼ね備えることになった。

「京都」の用法 「京都」は、平安京を母胎として発展した中世・近世・近代・現代の都市京都を個別に意味し、あるいは総称するものとして用いられている。さらに「京都」は、都市「京都」およびその周囲を含んだ広域の地名としても用いられる。広域の「京都」はかつての山城国や丹波国の一部を含んでいる。なお、「京都」は本来的に平安京を意味するが、ここでは平安京をいうために「京都」を用

いることは避ける。

近代になって東京が首都となり、「京都」は首都ではなくなった。つまり「京都」は「京都」ではなくなった。「京都」はその核心的な意味＝首都を喪失したが、それにも関わらず、その後も地名として存続した。

近代行政制度のもとで京都市・京都府などの名付けがおこなわれた結果、京都の範囲は、かつての地理的な範囲を大幅に越えて拡大されることになった。

本報告書は、「京都」すなわち京都市域を対象とするものであるが、しかし、「京都」の地域性を理解するために市域を越えた「京都」の広がりについても眺めておく必要がある。

京都府 —— 近・現代の行政上の範囲 明治元年（1868）に京都府が設置され、その後廃藩置県などを経て明治9年（1876）に現在の府域が確定した。京都府域は、京都市とその周囲の地域、かつての山城国と丹後国の全域および丹波国の大部分からなり、地名としての京都の最も広域の範囲となっている。地形的には南部の京都盆地と、北部の丹波高地、丹後山地に大きく分かれている。

府下においても他の地域と同様に市町村の合併や市制施行がおこなわれ、その結果、本来の「京都」の地から遠く離れた地域でさえ、「京」を冠して新たな名とする市町もあらわれた。京田辺市（平成9年・1997）・京丹後市（平成16年・2004）・京丹波町（平成17年・2005）など、もともと山城国や丹波国、丹後国であった地域に「京都」や「京」を冠するのは、「おかしい」というほかないのであるが、むしろそうした傾向は拡大しつつあるといつてよい。

京都府は平成23年(2011)に広域地名「南丹」(亀岡市・南丹市・京丹波町)を「京都丹波」とよぶようにしたが、近年、地域振興や観光振興に大きな役割を果たすようになったのが、「京都丹波」そして「京都丹後」というブランドである。いや、正しく「京都」ブランドというべきであろう。

全国的に「京都」ブランドの魅力や訴求力はきわめて大きいということなのである。「京都の丹波はかつて都の台所だったと客に説明すると、客の目の色が変わる」という。これは、前近代における首都「京都」と丹波国の関わりとともに、地域とその農産物のストーリー、歴史が今も価値あるものとして生きていることを物語っている。

このようなことは、「京都丹波」だけではなく、京都市の「丹波」についてもあてはまるであろう。「京都」は昔も今も地域を繋いでいる。

京都市域の変遷 明治22年(1889)、京都市制が施行されたときには江戸時代以来の市街地、上京区と下京区のみからなり、その広さは約30km²であった。その後、しだいに周辺地域を吸収して市域は大きく広がり、第二次世界大戦後には北方(旧丹波国)や南方(旧山城国)の町村を合わせ、さらに平成17年には北桑田郡京北町(旧丹波国)を合併して、今や京都市域は約830km²に激増している。

京都市域は市街地のほかに広大な山地を含んでいるのが特徴的である。左京区北部と右京区北部の地域は、平成28年(2016)に指定された「京都丹波高原国定公園」に含まれていて、都道府県庁所在地に国定公園があるきわめてめずらしいケースとなっている。

面積を単純に比較すると、約23km²の平安京と約30km²の明治中期京都ではさほど大きな差はないといえよう。しかし、京都盆地北部がほとんど市街化し、それまでの30倍

ほどの規模に達した20世紀後半の動向は、京都の歴史上、特筆されるべき出来事である。「京都」という言葉は、古代から現代までを通じて最大の都市的なまた行政的な範囲を指している。

「京都」という言葉には、都市京都の歴史と文化と空間の広がり秘められている。

(2) 平安京から「京都」へ

もともとは首都を意味する普通名詞であった「京都」が固有名詞になったのは、なぜなのか。

「京都」と呼ばれた都城 『続日本紀』には8世紀初頭から「京都」の用例がみられる。養老元年(717)12月22日の条に「京都に貢す」とあるのは平城京を指しているし、天平12年(740)12月15日条の「京都を始め作る」は恭仁京のことであり、延暦5年(786)5月3日条に「新たに京都を遷す」とあるのは長岡京のことである。当然のことながら、平安京も、当初から「京都」という言葉が使われている(『日本後紀』延暦24年(805)2月10日条)。いずれも、「京都」は「京」でもあり、「都」でもある都市、「京」と「都」が一体化している都市、すなわち「首都」であるというニュアンスを含んでいる。「京都」は、その時々「首都」を指しているとみてよい。

「京都」とは、平城京や恭仁京、長岡京、平安京など、その時々首都を指す普通名詞であって、特定の都市を指す言葉ではなかったのである。

平安京 — 「永遠の都」 桓武天皇は長岡京を廃して、延暦13年(794)に平安京へと移った。難波京・藤原京・平城京・長岡京などとともに、平安京は基本的に政治的理由のみによって建設された都市であり、したがって政治的状况に変化が生じれば、それ以前の宮都と同様に「棄都」の運命をたどる可能性が秘められていたのである。

この可能性が現実化してしまったのが、いわゆる菓子の変である。嵯峨天皇と対立した平城上皇は、弘仁元年(810)9月に平城遷都を意図して正式に造宮使を任命しており、実際に造都工事も進められたようである。こうした上皇側の策謀に対して、嵯峨天皇は逆に「先帝(桓武天皇)の方代宮よろずよのみやと定め賜える平安京」と、遷都無用・定都論を打ち出している。こうした平城遷都論と平安定都論の対立は、権力機構の掌握を狙った、まさに政治的な構図そのものといつてよい。その後、挙兵した平城上皇方が破れてしまったため、平城京遷都論には終止符が打たれ、再び棄都され

表1 京都市の行政的な範囲

方位	地名	経緯度
東端	伏見区醍醐三ノ切(陀羅谷)	東経135度52分
西端	右京区京北下宇津町大山	東経135度33分
南端	伏見区淀生津町(木津川の北岸)	北緯34度52分
北端	左京区久多上の町(三国岳の頂上)	北緯35度19分

京都市情報館「京都市のあらまし(京都市の地理)」
<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000015581.html> より。

た「平城の古き京」は、街区も道路も田畝に変わっていった。

逆に、平安京は「永遠の京都（みやこ）」として存続することが決まった。菓子の変の副産物として遷都の慣行が否定されたことから、政治的な要因に代わって、経済的また社会的な状況の変化に応じて都市が変容する道が開けた。

いいかえると、中国文化の影響をうけた「都城」を母胎として、「京都（みやこ）」の住人が都市における生活空間を創出していく可能性が生まれたのである。これは、日本の都市史のうえで画期的な出来事といえよう。

「京都」—— 固有名詞となる 嵯峨・淳和期に、新しい王権の体制が形成された。保立道久によると、国家のあり方が、奈良時代的な政治システムから、「中央都市京都を固有の支配領域とする都市的な王権」となり、「そのもとに畿内の本貫地からは離れて平安京に集住するようになった都市貴族が結集して宮廷を構成し、そのさらに下に、……官人が官衙組織を構成するような、分節化された支配組織」に変わったという（保立道久 1996『平安王朝』岩波書店）。つまり平安京への集住によって、真の意味で「都」が一つ、あるいは「都」と「京」が一体になったのである。

平安定都以後は、「京都」が指す実体は一つしかありえずなく、「京都」がそのまま平安京の固有の名称となる状況が生まれた。『京都市の地名』（1979 平凡社）では、有名な永延2年（988）の尾張国郡司百姓等解文（『平安遺文』文書番号 339）のなかに「京都」「京洛」などとあることから、「京都の固有名詞としての早い現れ」とするが、おそらく9世紀初頭からしだいに定着したのであろう。

こうした固有名詞としての「京都」の地理的範囲がほんらい平安京と同じであるのはいうまでもない。しかし平安京の解体、言い換えると、都市「京都」の発展の過程は、みずからの空間的領域や地域構造を、大きくかえていくことになった。

その説明は、次節「「京都」の地域構造」でおこなうことにしよう。

（3）東アジアのなかの「京都」

ところで、「京都」とは東アジア漢字文明圏において首都を表す言葉であった。したがって「両京都」と称された唐の長安・洛陽はもとより、明・清の北京、李氏朝鮮のソウル、琉球の首里、日本の平城京や平安京、京都などは、いずれも「京都」なのである。

陸の「京都」、海の「京都」—— 都城と都市壁 これら

の「京都」のうち、中世における二つの「京都」、すなわち日本の首都・京都と琉球の首都・首里は、東アジア中世都市の重要な典型というべき「京都」の一つである。とはいえ、中国、それと陸続きの朝鮮の「京都」—— 陸の「京都」—— に対して、東シナ海があいだを隔てる琉球と日本の「京都」—— 海の「京都」—— にはおのずから大きな違いが生じたであろう。

一例をあげると、都市壁をもたない琉球の首里と日本の京都においては自然と深く関わる固有の都市空間が形成されたこと、言い換えると、非囲郭・拠点散在・風景都市（Landscape city）としての様相・特質を指摘することができよう。とくに京都は古代都城・平安京として誕生し、10世紀頃より中世都市・京都に変容するなかで、Landscape city（非囲郭・拠点散在・風景都市、「園林」都市）というべき固有の都市性を備え、その後、明治維新まで発展と衰退、再生を繰り返しながら成長し、現代都市として今に至っている。

そのあいだ、持続する中心市街地と周縁後背地（ヒンターランド）が京都の存続・成長を支えてきた。この事実には、Landscape city というべき都市類型が通時的にも共時的にも一般的で確固とした存在であることを証明ないし明示するものと考えられる。

東アジアの都市の原点は、長安や洛陽を代表とする古代中国の都城である。都城という言葉は多くの場合首都や副都になった都市を指して用いられ、またこの意味で経済的・軍事的に不可分な役割を担った長安と洛陽はしばしば「両京都」と記される。

この都城が都市壁（City wall）に囲まれた都市であることは、あらためて指摘するまでもない。都城ではその内部空間を構成する大きな要素である坊もまた牆壁しょうへきを繞らしている。都城に住む人々の生活空間を坊牆によって囲い込み、さらに外郭の都市壁によって外部から隔離し、それを皇帝が支配するのである。このように二重の都市壁が居住空間を取り囲む都城の空間は、坊市制、坊牆制として特色づけられている。坊を区画し坊牆を築くことから始まるという意味で、都城の建設は「坊（まち）づくり」ということができよう。

宋の開封、元・明の北京もまた都市壁で囲まれた都市であった。人口増加によって都市壁の外に市街地ができた明代の北京では、新たに外郭の都市壁を構築して市街地を内

部空間化した。

日本の「京都」は異端の都城 —— 「京都」の諸相 「京都」のあり方は、隋・唐・宋・元・明などの大陸の国家からの政治的・地理的な距離などの地政学的な条件や自然条件によるところが大きいであろう。朝鮮半島では早い時期から中国古代都城の影響を受けていた。李氏朝鮮王朝の時代には、中国の都城制を規範として、また朝鮮の風水説にもとづいて城郭都市漢陽（現代のソウル）が建設される。1394年に李王朝の首都となり、翌年漢城と名を改めた。住民の大部分は郭内の「城内十里」という街区に住み、一部が都市壁の外の「地底十里」とよばれる近郊の村に住んだが、これらはともに同一の法秩序の下にあり、漢城府の直轄支配下に置かれた。漢城は二元構造をもっていたといえよう。

中国や韓国では現在でも、都市壁は都市に不可欠なものと考えられているようである。「都市を囲む城壁がないならば都市は都市ではなく、……北京は荒涼とした華麗な大村落」といわれ、またソウルでは1975年以来、都市壁の復元工事が進められているように、都市壁は都市のアイデンティティそのものなのであろう。

一方、陸路で結ばれた朝鮮半島とはちがって、あいだに東シナ海が広がる日本の「京都」や琉球の首里では都市壁を構築することはなかった。

藤原京にはじまり平城京、長岡京、平安京に至る日本の「都城」は、隋・唐の長安と洛陽をモデルとしたといわれる。とくに最後の都城というべき平安京が左京を洛陽、右京を長安と称したことは、その都市理念が中国の「両京都」に由来したこととともに、長安に比して洛陽をより重視していたことを示している。こうした点は、長安と洛陽が中国の都城の歴史において『周礼』考工記にみられる伝統的な都城とはちがった、異端の都城とされることからして興味深いところである。

ところで注目されるのは、中国の都城を模倣したとはいわれるものの、むしろ相違点のほうが際立っていることである。第1に、都市を防御する都市壁や坊を囲む牆壁を築かないし、第2に、宗廟（祖先の位牌をまつる建物）や社稷（土地の神と五穀の神）も設置しない。後者は文化的・宗教的な伝統のちがいによるものであろうが、ただ都市壁を築かなかつたことは、都城の語義からしても無視できない重大なちがいである。

日本の「京都」は非都城的な「京都」であるといわざる

をえないであろう。とはいえ、当時の日本の人々がこうした都市壁をもたない都市を、たとえば長岡京の造営について『続日本紀』が「經始都城、當作宮殿」と記したように、「都城」と認識していたことは注意しておく必要がある。

付け加えるならば、日本の都市史上、都市壁を構築した都市はとくにめずらしい存在ではない。戦国期から近世初期にかけての短い期間の出来事ではあったが、「惣構」をもつ城下町や寺内町、すなわち環濠城塞化された都市が数多く建設されている。京都についてみると、1200年に及ぶその歴史のなかで16世紀から17世紀半ばに至る百数十年ほどのあいだ、洛中を取り囲む「惣堀」（堀と土居）を構えていた。要するに、日本では戦国時代というまれな動乱の時代を除いて、都市壁をもたないのが通常の状態であったといつてよいのではないか。

日本の都市の都市性 そうした日本の都市の歴史において、都市の建設とは、道路を計画し建設することであったと指摘することができよう。「坊をつくる」ことでもなく、城郭を構築することでもなく、ただ「道をつくる」ことこそが都市の造営なのである。

こうした日本の都市は周囲の農村から隔離されることはなく、それらに対する開放性、連続性ともいべき特質を備えている。

条坊制によって綿密に計画、施工された平安京の街路網はやがて京城を越えて近郊地域にまで延伸し、それらは「末」を付加して二条大路末などと呼ばれた。都市壁をまたず、道を介して周辺地域に連続する開放的な都市は、都市民や周辺住民などのさまざまな活動に応じて拡大し縮小することになる。

2 「京都」の地域構造

「京都」の文化的景観を理解するために、地域の大きな枠組として「京都」首都圏の地域構造とその成り立ちを述べておく必要がある。

(1) 平安京と畿内・近国

—— 巨視的（マクロスコピック macroscopic）

平安京遷都 平安京が首都となったことによって、大和の平城京の周縁、後背地であった「山背」の国は、今や城壁のような山並みが首都を守る「山城」の国と改称された。こうして京都盆地北部には条里制の農耕地と村落、条里制

の上に施工された条坊制の道路と都城が出現し、際だった「京都」の景観をつくりだした。

「京都」首都圏を、巨視的（マクロスコピック）な〈地域〉の範囲とし、その構造を検討しておきたい。それはいくつもの地域構造のなかで基盤として重要なものとするからである。

平安京は山城国に含まれる。山城国は畿内五箇国（山城・大和・河内・和泉・摂津）の一つである。律令国家の制度のもとでは、京は畿内に設置されるのが原則であったという。なお、その外に近国（近江・丹波・播磨・伊賀・若狭・紀伊など）、遠国というように層序化されている。

一方、平安京よりも広域の「京都」は、畿内の山城国や摂津国、畿内の周囲にある「近国」の近江国、丹波国に隣接し、行政的には京 \in 畿内 \in 近国の包含関係にある。

地理学の中心地論によって「京都」の地域構造を考えると、それは大きく市街地と後背地からなるといえよう。さらに市街地は首都機能を担う中心市街地と周辺市街地に、後背地は市街地に接して首都機能を補完する周縁地域とさらにその背後の周辺地域に区分したほうがよい場合もある。

「京都」の地域構造は、首都性の観点から市街地・周縁地域・周辺地域からなる三重圏構造ないし同心円的ネットワーク構造と考えるのが妥当であろうし、文化的景観としての「京都」の理解をわかりやすくする。これを「京都」の都市性を形成する基盤として考える。ちなみに、このような内部空間 — 中間領域 — 外部空間に類した構造は、平安京の内部空間にもあって、内部の街区と外部の道路のあいだには中間領域の空地が存在する。このような観念はとくに意識されることはないが、今も生きているようにみえる。

「京都」の確立 五畿内の国の序列は、もともとは大和を第一としていたが、平安遷都の後、弘仁元年の薬子の変を経た承和3年（836）に山城が第一に改められた。薬子の変は平城遷都か、平安定都かをめぐって平城上皇と嵯峨天皇が争ったのであるが、勝利者の平安定都の方針が受け継がれたことを示しているであろう。

9世紀末の寛平7年（895）、貴族の居住に関わる新たな制度が始まった（同年12月3日付太政官符、『類聚三代格』所収）。平安京居住を原則とし、畿内居住を大幅に制限、コンパクト化したのである。ただし、その衝撃をゆるやかにするために、いわばバッファゾーンとして制限外の地域

が京都盆地北部（^{かどの}葛野郡と^{おたぎ}愛宕郡、^{おとくに}紀伊郡、乙訓郡）に定められた。平安京周縁に置かれた新たな「畿内」がのちに「京都」となる。

その範囲とは、「東は逢坂関、南は山崎・淀の辺り、木津川の北、西は摂津・丹波との国境、北は大兄山南面」であった。少し説明を補うと、東は山城・近江国の境であり、南は山城・摂津・河内国の境である。北の「大兄山」は不詳であるが、平安京のほぼ真北にあたる三国岳と推測される。その名のとおり、山城・丹波・近江の三国の境である。

新たな「畿内」は平安京の発展に大きな役割を果たすことになるが、在来制度の畿内、また近国・畿外も残され、中世・近世に受け継がれたので、近江国や丹波国は「京都」との関係をもそのまま保持し続けた。

こうして設定された「京都」の範囲 —— 首都（平安京）とその直近の後背地、すなわち山城国北半部 —— と、「畿内近国」、すなわち畿内とその周辺地域（近江・丹波・播磨など）を含めて、最も広い意味での首都圏とみることもできよう。しかし、平安京・京都の都市的な影響力が直接及ぶ範囲を首都圏と理解するほうが首都圏という概念にな

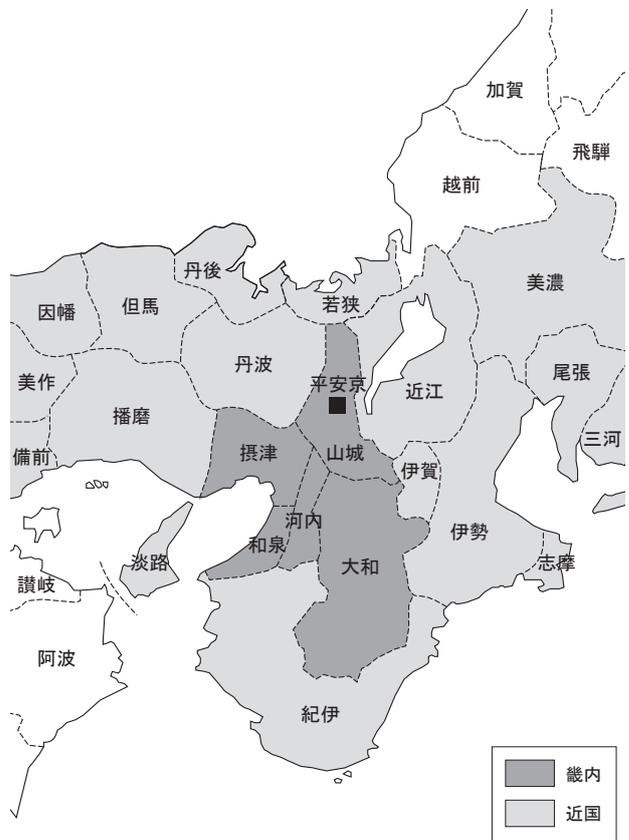


図1 京・畿内・近国の位置図（延喜式による）

じみ、適切であろう。そこで、「京都」の範囲＝首都圏と限定することにしよう。

(2) 市街地と後背地

—— 中間的 (メゾスコピック mesoscopic)

周縁地域の変貌 京都盆地北部は葛野郡・愛宕郡・紀伊郡・乙訓郡などがあり、いくつもの河川がながれ、水田や畠が広がり、古くからの農村集落が散在するなど、地方のありふれた田園景観を呈していた。そうした姿を大きく変える契機となったのが首都・平安京の建設であった。延暦13年の平安京遷都そしてその後の都市化の進行とともに、周縁地域はしだいに都市近郊農村へと性格を変えていった。前述のように寛平7年に貴族の居住すべき「京都」として、東は逢坂関、南は山崎・淀の辺り、西は摂津・丹波との境、北は「大兄山」の範囲が定められた。平安京の周縁地域は、「京中」に対する「京外」、平安京の都市圏・首都圏を構成する直近の「後背地」として位置づけされることになったのである。

都市の後背地 (ヒンターランド hinterland) というと、通常は経済的・社会的機能が及ぶ地域を意味するのであるが、平安京周縁地域「京外」の場合はそれらに加えて、さらに政治的・文化的・宗教的影響が及んでいる。そこにヒンターランドとしての「京外」の大きな特徴を認めることができる。

平安京の周縁地域は、四周が同時に都市的なヒンターランドとなったのではなく、歴史的にいくつかの段階を追っている。最初に都市化を遂げたのは平安京北辺(一条北辺)の地域であり、かなり早く平安中期からスプロールが始まったようである。京内の南北道路が北に延びるとともに武者小路・北小路・今小路・五辻などの東西の道路が開かれ、また方格地割が敷かれて上層貴族の邸宅、寺院、庶民の住宅が営まれた。ついで左京の発展にともなって東西の条坊道路は東京極大路を越えて延び、鴨川との間に「東朱雀」や「堤」などの南北の道が開通した。藤原兼家の法興院や道長の法成寺などが建てられ、また「東朱雀」を中軸として鴨川沿いに市街地が発達した。東西道路は京域を越え、さらに鴨川を越えて東進し、院政期には鴨東白河にも条坊制による方格状市街地が形成されることになった。その後、鳥羽、東山七条、六波羅の地域が、鎌倉時代になると洛西の嵯峨が、近世初頭には洛南の伏見が都市的大発展を遂げた。

一条北辺地域は、「京中」と連続する市街地を形成し、厳密に「平安京」を解釈する例外的な場合を除いて「京中」とみなされていたし、室町期以降は「上京」の中心部を占めることになる。また「京・白河」、「洛中・嵯峨」、「京・伏見」などと並称される都市域が周縁地域に形成されたことは、平安京・京都の都市的な発展と同時に、ヒンターランドの分節化、地域中心市街地の形成を端的に物語るものであろう。

これらのヒンターランド (後背地) は、いうまでもなく平安京・京都の政治的・経済的・社会的・文化的・宗教的影響が強く及ぶ地域であったが、その歴史が明確に示すように受け身に終始するヒンターランドであったのではなく、平安京・京都を政治的・経済的・社会的・文化的・宗教的に支えるヒンターランドであったこと、いいかえれば首都機能を補完する地域であったことが注目されよう。平安京・京都の周縁地域はとくに白河がそうであったように、平安京・京都と栄枯盛衰をともしするヒンターランドであったといってもよい。

平安京・京都の周縁地域については固有の地域的な特色として、①離宮や別業が造営された自然の景勝の地であること、②交通の要衝であること、などの点をあげることができよう。有名な景勝の地であることが地域形成に大きな契機となったことに着目して、これらを「景勝ヒンターランド」・「景勝後背地」とよぶのが相応しい。

平成27年(2015)に重要文化的景観に選定された「京都岡崎の文化的景観」をはじめ、一条北辺(上京)や嵯峨、伏見などは、いずれも「景勝ヒンターランド」の文化的景観といえることができる。なお、「京都岡崎の文化的景観」は、一条末から九条末にいたる「東山」地域の文化的景観のサブセットと考えるべきであろう。

以下、要点をまとめておこう。

- 1) 首都 (中心市街地 → 市街地) と後背地 (周縁地域、農山村、港町など)、自然が織りなす同心円のネットワーク構造
 ※京外にもさまざまな国家的施設を建設
 → 京の広がり
- 2) 日本の首都の各発展段階において、首都 (中心市街地 → 市街地) と後背地 (周縁地域、農山村、港町など)、自然が織りなす同心円のネットワーク構造が重層している。

※「中心市街地」：平安京の時代から現代に至るまで1000年を超えて、人・モノ・情報の交流の場として、都市機能が集中する拠点として、地域コミュニティの中核として、持続的に発展してきた市街地。伝統と革新の調和する地域、都市民衆文化の中心。

※「後背地」(ヒンターランド hinterland)：通常の定義にあげられる経済的・社会的機能に加え、平安京・京都の後背地ではさらに政治的・文化的・宗教的影響が及ぶ。首都機能を補完する地域であり、ヒンターランドとして平安京・京都を政治的・経済的・社会的・文化的・宗教的に支える。

3)「中心市街地」(首都機能を担う地域)と「景勝ヒンターランド」(首都機能を補完する地域)

三山山麓部の景勝地 → 別業の地 → 寺院 → 副都心 =

「王都」の地 → 白河・鳥羽・東山・嵯峨・室町・伏見

洛中洛外の形成

条坊制によって綿密に計画、施工された平安京の街路網はやがて京城を越えて近郊地域にまで延伸し、それらは「末」を付加して二条大路末などと呼ばれた。都市壁をもたず、道を介して周縁地域に連続する開放的な都市平安京・京都は、都市民や周辺住民などのさまざまな活動に応じて拡大し縮小することになる。平安京の範囲と現実の都市域とが一致しなくなったことによって、おのずから京中京外と洛中洛外という呼び方が使い分けられるようになった。厳密に法制度的な場合は前者が、市街地が連担している現実の状況をいう場合は後者が用いられたようである。

中世の京都は、公武寺社権門が相互に補完し合いながら権力を分有する都市であり、その拠点もそれぞれ洛中と洛外に建設された。京都の実体は朝廷・幕府の拠点都市である洛中と、寺社権門(荘園領主)の門前都市が散在する洛外からなっているのである。幕府は洛中を直接支配するが、洛外は寺社を介した間接的な支配にとどまった。このように京都はある意味で散在的、多元的な構造をもっており、大陸の都市と比較してあえていうならば村落的な都市と表現しても誤りではあるまい。村落的な都市である京都は自然を克服したり、対立したりすることはなく、自然と共存しているのである。自然のなかにたたずむ山麓の寺社や住宅などの姿が如実に示すように、自然との融和は京都の特質の一つともなっている。

京都という複合的、重層的な構造をもった都市では、周

縁地域が重要な役割を果たしていた。中世を例に簡単に述べると、「洛中」と「洛外」の境界をなす周縁地域においては農家風の町家や町家風の農家が混在し、町 → 半村・半町 → 農村、すなわち都市から農村へ、中心から周縁へと緩やかに変化していた。戦国期の「洛中洛外図屏風」(国立歴史民俗博物館所蔵甲本、16世紀半ば)の「西の京」の集落をみると、「構」のなかにある民家は、いずれも草葺の農家風であるが、農家本来の姿というべき屋敷型ではなく、町家と同じ型の、道に直面する住居である。周縁に両義的な領域が広汎に存在するこうしたあり方こそ、おそらく室町期京都の巨大さの実体であり、大きな都市的特性といえる。

近世城下町化と御土居 —— 洛中洛外の境界の可視化

豊臣秀吉が築造した御土居によって、洛中洛外は明確に区分されることになった。秀吉は身分を越えて雑居していた中世的な旧市街地を解体し、上京・下京の町人地、内裏と公家地、聚楽第と武家地、寺社地などに分け、再配置した。近世的な身分制地域制度とあってよい。これは大きな都市景観の変化をもたらした。その後、明治の東京遷都によって天皇をはじめ公家が東京に移り、また大名屋敷が消滅したことによって、ふたたび都市景観が大きく変貌を遂げたが、とはいえ、現代の景観の下地になっているのは近世城下町である(もちろんその下層には平安京がある)。

氏子圏 —— 信仰 ここで補足すると、平安京は、京外のいくつかの神社の氏子圏に分けられていた。たとえば、祇園社(八坂神社)は二条以南・五条以北の地域、稲荷社(伏見稲荷大社)は五条以南・九条以北の地域が各社の氏子圏であった。これらのうち祇園社の祭礼である祇園祭は、下京六十六町を母胎とするといってもよい山鉾町においてちよういえ町家(町の会所)が、祭礼に関わる固有の外観など景観的な特徴を形づくった点で重要である。

いうまでもなく、平安京外の地も賀茂別わけいかづち雷神社・賀茂みおや御祖神社・今宮神社・北野天満宮こりよう・御霊社・松尾大社などの神社の氏子圏となっていたし、周縁地域もそれぞれ土地の神社の氏子圏がつくられていた。

(3) 市街地

—— 微視的(ミクロスコピック microscopic)

10世紀以降いっそう都市生活が発展するなかで、制度的な左京・右京が廃れる一方、人口が集中した左京では周辺へのスプロールとともにかみのわたりしものわたり上辺・下辺へしだいに分節化

が進み、南北朝期から室町期にかけて二条大路を境界として北の上京と南の下京となった。これら市街地の全体が洛中である。その名は左京の唐名である「洛陽」にちなむ。

もともと二条以北の地域は平安宮以下の国家機構の所在地であったことなどから、上京は内裏や室町殿を中核として政治・行政の機能を担う地域となった。下京は町小路(新町通)と三条・四条大路などの辻を中心に商業機能を担い、繁華な経済中心地として発展を続けた。こうしておのずから中心市街地が形成される動向と並行して周辺市街地の分節化も進行していった。

南北朝期頃から碁盤目に細かく区切られた一つの道(およそ120m)を生活空間の単位とする〈町ちょう〉の意識が芽生え、戦国期にはそこに地域組織が成立し、これも〈町ちょう〉と呼ばれた。〈町ちょう〉の構成員は表の通りに土地と建物をもつ町衆であり、原則的には平等であった。

コミュニティ〈町ちょう〉は隣り合う〈町〉と連携して町組を結成し、さらに町組同士が連携して水平連帯型共同体の惣町組織、すなわち上京・下京を創りあげた。16世紀中頃には上京五組・百二十町、下京五組・六十六町からなっていた。上京の革堂行願寺そして下京の六角堂頂法寺は上京・下京それぞれの惣堂であり、またシンボルであった。

このような地域住民の連合組織が織豊期・江戸期の町組、近代の番組・学区と紆余曲折を経て、現代の行政区分につながっている。

なお、洛外の農村地域においても同じころ東山十郷、山科七郷など地縁自治組織が成立していた。

戦国期以降、洛中洛外における地域構造の最小要素は、このような〈町〉や〈村〉であった。

3 「京都」の都市空間・景観形成システム

「京都」は、首都を成り立たせ、機能させるさまざまなシステムの統合体と考えられる。システムとしての「京都」のなかで、「京都」の都市空間・景観を形成するサブシステムはどのようなものであったのか。そしてどのような都市景観が形成されてきたのであろうか。

(1) 「京都」の都市空間・景観形成システムの捉え方

都市史学の知見をもとに都市空間・景観形成システムの捉え方を考えたい。都市史研究の大きな成果の一つである「京都」の変遷過程を読み換えて、空間・景観形成システ

ムを推定する試みである。

都市空間・景観形成に関わる基本的な形成要因として、当然のことながら自然そのものの変化がある。すでに指摘されているように、河川の流路変化、とくに鴨川氾濫原の地形変化は平安京の土地利用のあり方を変えてきた。洪水による氾濫原の地形変化がそれまで利用できなかったところに新たに広大な土地をもたらし、宅地などとして開発、利用することを可能にしたのである。重要な要因であるが、問題が複雑になって理解困難になることが予想されることから、自然の問題は、別に検討することにしたい。

〈境内〉と〈町〉 以下では、都市空間・景観形成システムの形成要因として人・社会に焦点をあわせることにしたい。具体的には公武寺社権門と都市民の動向であり、それぞれがつくりだす都市空間・景観の実体・機能・構造・象徴などを検討することになる。実際には検討の成果を利用して空間・景観形成システムを推定することになる。

「京都」にはかつて、公武寺社権門の形成する〈境内 けいだい 権門拠点空間、中心核と領域形成〉、そして都市民の形成する〈町 まち 市場空間、線状形成〉と〈町ちょう 地域 = 社会空間、線状形成〉があった。それらは社会が変化するなかで、発生・展開・複合・解体・再編・移動・純化などを繰り返し、時代に即した空間・景観を形成してきた。

〈都市計画〉と〈まちづくり〉 ところで、都市支配者の側から意図的な制御のもとに都市空間・景観形成が実施されることはしばしばあり、これまでこうした〈都市計画〉を重要なものとして評価し、取りあげることが多かった。一方、〈都市計画〉とは別の動向として、自然形成的に、自生的・自発的に空間・景観形成がおこなわれることもまた、都市の日常的な営みである。このような草の根的な動きに注目したのが「まちづくり史」——「まち」に住む人々による「まちづくり」の歴史——であった。

〈まちづくり〉は、意図的な〈都市計画〉が短期間、かつ強力な入力や制御を加えるのに対し、長期間にわたってゆるやかな入力を持続するものということができよう。しかし、一見したかぎりでは、無名性・アノニマス、土着性・ヴァナキュラー、無計画性・非計画性などを特質とするこうした動向も、長い時間のなかで、また都市全体のなかで捉え直すと、そこにある種の「意図」や「理念」、「秩序」、「計画」、「計画原理」がみえてくると考えている。

「京都」の空間・景観形成のフレーム 「京都」とその風土のもと、空間・景観形成の担い手である公武寺社権門と都市民、そして基本的な空間形成要素の〈境内 けいだい〉と〈町 まち〉、〈町 ちょう〉、意図的な〈都市計画〉と自生的な〈まちづくり〉といった空間・景観形成の要因が、1200年にわたって相互に関連し合い、「京都」をつくりあげてきたと理解するのが適切であろう。

こうした基本的な関係を、現代と中世を対比して図示したのが図2である。都市空間・景観形成に関わる人々（ステークホルダー stakeholder）のタイプと関与する人数が多いというのは、首都であることの特性の一つであろう。

(2) 初期条件と重要な基礎的条件

「京都」の景観が京都盆地北部における人々の生活や生業などの活動と京都盆地北部の風土によって形成されたこと、また「京都」の原点が平安京であることはいうまでもない。したがって「京都」の景観形成の初期条件は、①京都盆地の自然的条件と②平安京の歴史的前提となる。この2つの初期条件については、あらためて次節「京都の原風景 —— 都市と自然」において詳述する。なお、京都盆地の風土については、第3章第1節「自然基盤と風土 —— “京”をつくる」を参照していただきたい。

初期条件に関連して少し補足すると、第1に、都城の理念によって計画・建設されて出現した平安京の空間・景観 —— 条坊制の道路・宅地 —— は、今もなお京都の都市空間を規定・規制している。すなわち、平安京はたんなる初期条件をこえた、大きな歴史的な意味・意義をもっていることができる。

第2に、京都盆地は平安遷都以前から開発が進み、集落や農耕地として利用されていたが、とくに京都盆地北部の村落は、「京都」の都市空間・景観形成の前提条件というよりも、平安京の都市化とともに結ばれた、中心と周縁の相互補完関係の一方の当事者として重要な位置を占めることになる。

第3に、土地所有権・居住権の安定と屋敷地をはじめ空閑地などの土地の利用や開発とは、いうまでもなく連動している。戦国時代は京の町衆にとって初めて自らの居住敷地などを安定して保有できるようになった時代であった、自身の土地を永続的に占有できるということが、住居や離れ座敷・土蔵・小屋などの建設を促し、豊かな建築デザインと都市景観の誕生（いわゆる桃山文化）に結実した。

(3) 「京都」の空間・景観形成のプロセス

「京都」の人々の活動と風土が産みだした都市空間・景観とその移り変わりを、〈都市計画〉と〈まちづくり〉に注目して作成した年表が表2である。

以下では景観形成過程の概要を列挙しておこう。

- 1) 平安京から「京都」への都市景観の変化は、〈まちづくり〉を底流としつつ、数度の〈都市計画〉がもたらしたものである。
- 2) 〈都市計画〉は大きな空間要素の置換、〈まちづくり〉は微少な空間要素の累積、ということができよう。その結果は、〈重ね合わせ〉となる。
- 3) 平安京の変容、条坊制システムの破壊は、中世以降持続する新たな街区形態の形成である。それを〈まちづくり〉の視点から整理すると、以下のようになる。
 - ① 大路の築垣が崩されて大路小路の階層的な秩序がなくなる。
 - ② 東西方向の道に面して南北に長い宅地がつくられる —— 「二面町」から「四面町」へ。
 - ③ 街区の中に新たな道を開通する —— 辻子の開発。
 - ④ 道路の一部を耕地や宅地に変える —— 巷所の発生。公界（共有空間）を私的に占有する動きが常態化する。
- 4) 辻子や巷所は〈まちづくり〉の基本的な手段として、平安時代以降、江戸時代まで持続する。なお、近世初頭には突抜もあらわれ、〈まちづくり〉にも〈都市計画〉にも使われる。
- 5) 京都の路地（ろじ、ろーじ）は、宅地のなかの私的な

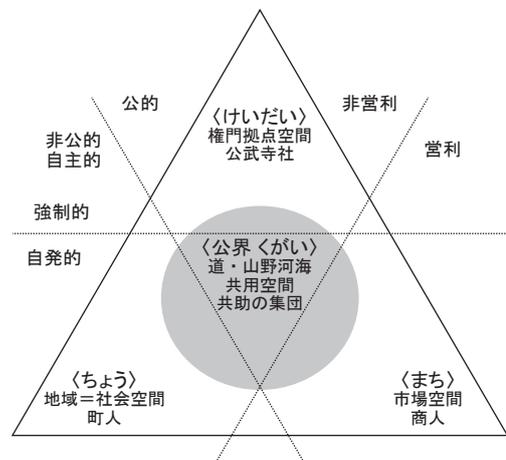


図2 日本中世の都市空間形成（まちづくり）

表2 「京都」の空間・景観形成史年表

	時期区分	都市計画 新規+重層	まちづくり 新規+重層	概要
古代	平安前期 延暦13年(794)～	桓武天皇 都城平安京	京戸の平安京居住	律令政権の首都 遷都→定都=唯一の京都 格子状街路 街区を基本要素とする条坊制 農村的景観 最後の都城から最初の中世都市へ 「京都」へ 山並み景観の保護
	平安後期 10世紀～	院政の拠点 白河・鳥羽 東山		平安京の変容 右京の衰退 「京都」の成立 京中・京外 権門の〈境内〉と都市民の〈町まち〉=市場 左京・一条北辺・東朱雀辺、白河・七条・鳥羽の発展 道路名の発生——塩小路・油小路 街区から通りへ
中世	鎌倉期 文治元年(1185)～	源頼朝 六波羅	京童の住みこなし型 まちづくり (巷所・辻子) スプロール	源頼朝、京都・鎌倉の二元構造 上京・下京の分節 東山・六波羅の開発
	室町期 明德3年(1392)～	足利義満 室町・北山		軍事政権の首都 中世の巨大都市 洛中・洛外 義満の拠点地域空間=室町殿・北山殿地域 〈町ちょう〉=地域生活空間の形成 大宿直(織物産業地域、西陣の前身)
	戦国期 応仁の乱 応仁元年(1467)～		町衆の計画型 まちづくり (突抜)	小京都 都市域の激減 上京と下京の分離 西陣の形成 〈町ちょう〉=地域コミュニティの成立 下京=山鉾町 通りを基本とする都市空間認識 土地所有の安定→町家の持続、意匠の向上 町衆文化
	織田期 元亀4年(1573)～			織田信長、旧二条城建設により上京・下京を統合 新町・新在家の簇生 織物産業地域絹屋町の大規模開発
近世	豊臣期 天正13年(1585)～	豊臣秀吉 城下町京都	町人の計画型 まちづくり	軍事政権の首都 聚楽第・大名屋敷の金箔瓦の景観 「京都」の近世都市化 町割 御土居 伏見の城と城下 多彩・多様な景観
	江戸期 慶長8年(1603)～			徳川家康、京都・江戸の二元構造 建築・景観は、前期は桃山風、中期以降は画一化 背景に建築制限と様式や材木・建具・畳、工数の標準化 山並みのほげ山化
近代	明治元(1868)～	都市計画法風致地区	市民の計画型 まちづくり	東京遷都 「首都」喪失 地方都市へ 歴史都市へ 建築制限がなくなり、意匠の多様化 近代化・西洋化 遊覧道路 市街地拡大 山林の荒廃と保護
現代	1950～	文化財保護法 古都保存法 景観法	市民の 参加・協働型 まちづくり	市街地拡大 景観論争 景観保全 景観条例 歴史的風土 名勝、伝統的建造物群、文化的景観 景観に関わる財団・NPO 景観まちづくり協議会 森林景観の保全

道路、私道である。路地の形成は、戦国期以降の都市民衆の宅地所有の安定と連動し、宅地の活用、すなわち離れや茶室、蔵、裏借家の建設と関連している。

- 6) 空間・景観の変化のプロセスの基盤には、生活水準の向上をはじめ、建築やまちづくりの知識・技術の絶えざる向上があった。
- 7) 時代の画期に生じた大きな変化(〈都市計画〉)のあと、新たな都市空間・景観の秩序が維持される(平衡状態)が、その期間は長くはなく、ゆるやかに変化し続ける(〈まちづくり〉)のが一般的な傾向である。
- 8) 首都「京都」はとくに人・モノ・情報の流入・集中・増加が激しく、また経済活動の中心であったため、都市の実体・機能・構造・象徴などが変化する規模や速度などは、他都市を大きく上まわっている。

- 9) それは、あらゆる人・モノ・情報を包み込むという都市そのものの特性に由来する。
- 10) 有機体にたとえていうなら、「京都」は新陳代謝、機能の分化と統合がたえずおこなわれ、政治・経済の動向による栄枯盛衰が顕著であるものの、成長・発展してきた(有機的進化)。

(4) 「京都」の空間・景観形成の特性
—— プロダクトあるいはパターンの概要

- 1) 京都盆地北部は、平安京建設と遷都によって平城京の周縁・後背地から日本の中心・首都の地となり、そのまま1000年をこえて首都の景観が持続した(首都性の源泉)。
- 2) 現在の「京都」にはさまざまな歴史的背景をもつ多様な歴史的都市景観が数多く残されている。古代の都城

をはじめ、中世の寺内町・門前町、近世の城下町などさまざまな都市類型が複合的、重層的に形づくる景観であり、日本都市史上のさまざまな都市類型の展示場といってもよい。

- 3) 「京都」の多様な地域や集落は、高度かつ複雑に絡み合い、網構造（ネットワーク）や多層構造（マルチレイヤー）などの関係構造を形づくりつつ（複合性）、首都性のもとに統合されて、「京都」となっている（統合性）。
- 4) 京都全体を視野に収めた〈都市計画〉は、古代平安京、近世京都城下町、現代の都市計画など、数少ないが、大きな時代の画期となっているといえよう。一方、地区計画的な規模の事例は、〈境内 けいだい〉では白河や六波羅周辺、室町殿周辺、北山殿周辺など多いが、〈町 ちょう・まち〉では少なく、織田期の新在家絹屋町があげられるに過ぎない。
- 5) 足利義満の室町殿・北山殿地域は政治・行政・軍事・宗教機能の中核となり、豊臣秀吉の聚楽第と城下、伏見城と城下は統一政権の拠点となって、いずれも時代の特性を明瞭に示す独自の景観を形成した。端的・象徴的にいえば、北山殿の舍利殿（金閣）と聚楽第と大名屋敷群の金箔瓦の景観である。
- 6) 〈まちづくり〉の大規模そして重要な事例として、西陣をあげることができる。
- 7) 〈都市計画〉にも〈まちづくり〉にも、空間・景観の統一性（画一性）と多様性（雑多さ）、両者の混在が認められる。
- 8) 歴史的都市景観の基層をなす町並みの変化、〈まちづくり〉のプロセスについて、近世前期の多様性 → 近世中期からの画一性（景観規制） → 近代化の多様性 → 現代の画一性（ゆるやかな規制・誘導）、というパターンを読み取ることができる。
- 9) 都市はそもそも人為による地形・植生などの変化が大きい、「京都」は森・野・原の多くが消滅し、近代以降は市街地周辺の田畑の大部分が宅地化された。
- 10) 均質性・等質性が本来の特徴である農山村集落も、「京都」のなかでの位置付けに対応してそれぞれが新たな機能を担うようになり、独自の景観を形成する。
- 11) 現代は、全体的・総合的な都市計画をもつ「京都」史上3つめの時代にあたる。

(5) 「京都」システムの核心

- 1) 「京都」の人びとが織り成す人間関係のシステムは、人間関係を育むシステムでもある。
- 2) 「都市の文化的景観」の保全・継承する方策は、それをつくりだした都市、その景観のシステムのなかにある。そうでなければ持続可能とはならない。
- 3) 「京都」の空間・景観形成の底流にあるのは、「京都」の住民による自律的な〈まちづくり〉である。それは現代においても変わらない。むしろ重要さを増しているというべきであろう。
- 4) 地域生活空間〈町〉に居住する人々は、一人二人に始まって向三軒両隣、地域のコミュニティ〈町〉を創りあげ、町組、惣町へ大きく発展させた。また生業のコミュニティとして〈町〉を超えて、中世の座、近世の仲間、近代・現代の組合を結成して活動した。
- 5) 〈町〉に住まう人々（町衆）の生活と生業の安心・安全を願う不断の努力は今も続いている。
- 6) ここで大切なことは、「京都」の住民が協働、連携・連帯するグループ、さらに組織をつくりはぐくむ「知恵」が脈々と受け継がれていることである。
- 7) 戦国期にはじまった〈町 ちょう〉の「共助」「自治」「まちづくり」の伝統が今も「京都」に息づいているといってもよい。先斗町まちづくり協議会、姉小路界隈まちづくり協議会、明倫自治連合会（山鉾町の中心部）、仁和寺門前まちづくり協議会などいくつもの組織のはじまりや活動には、「京都」の深く強い伝統が感じられる。
- 8) 「京都」の人々が支え動かすこの空間・景観形成システムを「京都」システムと呼びたい。必然的にそれは、都市活動“Urban movement”となる。
- 9) 「京都」システムは「京都の文化的景観」の保存・継承・創造を支えるシステムであり、またそれ自身を保存・継承・創造するシステムでもある。「京都」システムは自律的に活動し、有機的に進化するシステムである。
- 10) 都市は、あらゆる人・モノ・情報を呑み込み続ける。都市は、本質的に多様であり、ステークホルダーも多様で流動的であって、変化するのが本性である。地域にとって変化が危機となるかどうかはシステム発動のきっかけとなることを前掲の協議会が示している。

4 「京都」のアイデンティティ

「京都」のアイデンティティについて都市災害を手がかりとして考える。

(1) 古都を襲う都市災害

平成25年(2013)9月16日午前5時過ぎ、気象庁は京都府・滋賀県・福井県に大雨の「特別警報」を発表し、数十年に一度しかないような非常に危険な状況に「ただちに命を守るための行動をとってください」と最大限の警戒を呼びかけた。2週間ほど前の8月30日に運用が始まった、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表する「特別警報」の初めての発表であった。午前9時半、京都市は桂川と宇治川に氾濫のおそれがあるとし、約11万世帯、約27万人に対して「避難指示」を出した。実際、有名な嵐山の渡月橋付近で堤防を越えて水があふれ出すなど、桂川の氾濫が確認されている。

桂川は「概ね5年に一度の頻度において堤防決壊の危険にさらされている」といわれる。当然、治水対策が検討されているが、嵐山付近における特有の自然地形(川幅が下流の2分の1しかない、河床が浅い)や、世界文化遺産の天龍寺などがある歴史的な景勝地(嵐山は国指定史跡・名勝)であるため、地形の改変や大規模構造物の建設ができないなど、いくつもの課題が指摘されている。まことに皮肉なことながら嵐山の価値を担保する自然や歴史、文化が水の危機をもたらしているということができよう。

これはそのまま京都という1000年の古都にも当てはまるのではないか。つまり京都の大切な価値を形成する自然や歴史、文化そのものが水災害はもとより都市災害や都市の危機の大きな要因になっているのではないか。一例を挙げるなら、近い未来に予想される地震は、世界に誇る木造建築文化の都市京都の古社寺や京町家などの伝統的建築に甚大な震災被害をもたらすであろうし、各所で発生する都市火災がさらに致命的な打撃を与えるであろう。起きるかもしれないそうした事態は、歴史都市京都のありようを全面的・根本的に変えてしまう可能性が高いという意味で、まさに都市の危機といわねばならない。そして現代の状況ほど致命的ではないにせよ、このような都市の危機が平安京から近代京都に至るまで連続と存在し続けてきたことはいうまでもない。それは地震国日本の木造歴史都市京都が抱えこんでいる本来的な危機なのである。

(2) 「京都」最大の危機

平安京・京都に危機をもたらした災厄はもちろん震災や火災、台風などの自然災害だけではない。飢饉もたびたびあった。しばしば実施された政権拠点や大寺院などの大規模造営なども、土地を強制収用され、移転をよぎなくされた貴族や庶民にとっては天災同様の大災厄というべきであろう。また織田信長の上京焼討や豊臣秀吉の京都焼討(幸いにも未遂に終わった)は懲罰や脅しの意図からおこなわれた人為的な都市火災とみることができよう。

さらに都市を破壊するいくつもの内乱や戦乱をあげなければならない。9世紀(平安京定都・平城京遷都をめぐる内乱)、12世紀(源平の内乱)、14世紀(南北朝内乱)、15世紀(応仁の乱)、16世紀(戦国の内乱)、19世紀(幕末の内乱)など、規模の大小はともかく、いくつもの内乱が生じた。内乱そのものによる被害もさることながら、より根本的・本質的な意味で京都をおびやかす、廃都・棄都という危機的状況に陥らせたのは、こうした内乱期、すなわち歴史的転換期における権力者の政権構想とりわけ首都構想であったとあってよいであろう。具体的には、平城上皇の平城京遷都、平清盛の福原遷都、豊臣秀吉の大坂「首都」構想、明治維新政府の東京遷都である。明治2年(1869)、ついに京都はその固有の特質であった首都機能を奪われた。「京都」ではなくなったのである。

平安京・京都の経験を参考にして考えると、都市にとって最大の危機はそのアイデンティティの喪失の危機ではないか。首都が首都であり、都市が都市であることができなくなるような情勢の急激な変化である(そもそも首都も都市もその始まりから危機を内包している)。さらに状況を致命的に悪化させる都市機能の喪失の危機が現実化すると、都市は死に至る。都市機能が失われる前に幸いにも新たなアイデンティティの獲得に成功すれば、復興・再生の道がみえてくる。

(3) 新たなアイデンティティ

藤原京や平城京、長岡京など、遷都・廃都によりアイデンティティと都市機能を失った古代都城のすべては地上から姿を消した。また中世以降においても武士の都、奥州藤原氏三代の平泉や源氏の鎌倉、織田信長の安土が同じような運命をたどったこともよく知られている。他方、豊臣政権の首都といえる様相を示した大坂は、徳川政権が首都を江戸に移したにもかかわらず、大都市として存続した。

そして「京都」(=首都)ではなくなった近代の京都も、さまざま都市復興策 ― 琵琶湖疏水の開削(明治23年<1890>竣工)、内国勸業博覧会の開催と平安宮をしのばせるその「紀念殿」の建設(明治28年・1895)など ― を推進して都市機能喪失の危機を克服し、あらためて「京都であったこと」をそのアイデンティティとすることによって新たな道を歩み、今も生き続けている。

水と火と風と地震などの都市災害は、今、京都にとって最大のそして致命的な危機となっている。それが現代京都のアイデンティティ ― 文化遺産だけではない、いうならば〈文化的景観〉としての京都 ― を根底から脅かし、「京都」であり続けることをさまたげるからなのである。

(高橋 康夫)

第2節 「京都」の原風景——都市と自然

「京都」という都市・地域の原点である平安京とその原風景、そして京都盆地の自然の原風景について説明しておきたい。

「京都」の原風景を知ることが、京都のもともとの風景や、京都の原点というべき風景、京都が成立する前の土地の状況、京都の根源的な風景を理解することであるならば、時代の枠を超えて原風景を眺めなおすことには「京都」という都市・地域の文化的景観を読み解く上で少なからぬ意味があると考えられる。過去の記憶というべき「原風景」は、「京都」の「こころ」と関わってヴィジョンを描くことにつながるのではなからうか。

1 都市と原風景

さて、都市にはそれぞれの原風景、あるいは歴史の記憶があるにちがいない。東シナ海に浮かぶ小さなサンゴ礁の島が沖縄県那覇の原風景・原点であり、北海道札幌原野の景観が札幌の原風景であるといった、南北両端の事例をあげることもできる。

原風景である海と島、林と野が、現代の都市空間のなかにひっそりと残されていることも興味深い。埋め立てによって土地を造り出した那覇は「ゆいレール」の下を流れる久茂地川が海のなごりであり、開拓によって土地を広げた札幌は市街中心にある北海道大学の植物園のなかに原野の景観が取り残されたかのようにある。原風景は、都市形成のありようを示唆しているようにも思われる。

京都の地形は那覇や札幌とちがって盆地であり、その原風景には山・岡、川・池、森・林、野・原がある。さらに海と島を加えることができる。生活空間の成立基盤というべき自然の多くが「京都」の原風景となっている。「京都」の重要な特性といえよう。

なお、那覇や札幌と同じように、現代京都の都市空間のなかにも原風景のなごりがある。山や川は平安京以前と比べるとかなり姿が変わってしまったが、そうであるにしても「京都」の文化的景観の根底にあるのは、京都盆地の「原風景」（もともとの自然景観、根源的な自然景観）である山水なのである。

以下では、もう少し詳しく「京都」の原風景、そして平安京、現代京都との深い関わりを説明することにしよう。

2 「京都」の原風景

「京都」の原風景には、「京都」の意味に対応して大きく自然と文化の2つがあると考えられる。文化の原風景は、平安京を創出するにいたった都市の歴史や原点、古き京や都城の系譜であり、自然の原風景は、平安京以前の京都盆地の姿、さらには太古の京都盆地の姿である。

(1) 都城の系譜

平安京のルーツをたどると、2つに分かれる。その1つは、同じ京都盆地に建設された長岡京、奈良盆地北部の平城京、南部の藤原京、さらにその南の倭京（飛鳥京）など、日本の首都である。前の3つは計画都市であるが、もっとも古い、すなわち最初の倭京は自然形成的な都市であることが興味深い。もう1つは、都城としての源流である。藤原京・平城京・長岡京・平安京などの都城は、中国の都城、長安や洛陽の影響をつよく受けていることはいうまでもない。

平安京は、中国の都城を規範としつつ、都市壁を築かないことや独自の条坊制を施行することなど、いわば和風というべき伝統のもと、最後の都城となった。

(2) 自然の推移——太古と古代

平安京以前——山と森と川と池 平安京建設直前の京都盆地を概観すると、東・北・西を山並みが囲み、鴨川や桂川など幾筋もの川が流れていた。山野には常緑広葉樹（照葉樹林）のシイ・カシ・クスノキ、また河畔には落葉広葉樹のムクノキやエノキ、ケヤキが繁っていたという。また野や原のあいだに岡が点在した。南には京都盆地のすべての河川が集まる広大な巨椋池（昭和16年〈1941〉干拓の完成により消滅）があった。

賀茂御祖神社（下鴨神社）の^{ただす}札の森（史跡）は、京都と

いう都市の原風景への手がかりが潜んでいる。この糺の森の植生については、近年、詳細な調査がおこなわれ、また文献史料や古絵図などを活用した景観変遷の研究も積み重ねられてきている。その成果をあげると、

- ①現在、多くを占めているクスノキは植栽されたものであること、
 - ②ムクノキやエノキ、ケヤキなどの落葉広葉樹が本来的な樹種であること、
 - ③それらは河畔林の特徴を示すこと、
 - ④糺の森の景観変化は、自然災害からの復興も含め、平安京以降の都市生活の変化を映し出していること、
- などがある。賀茂川と高野川の出合うところ、そして平安京・京都の周縁という固有の地理的環境によって、京都盆地の原植生であったとされる常緑広葉樹林とは異なる特色がもたらされたのであろう。

大切なことは、平安京周辺で最も早く市街化した一条以北の地域に近い糺の森が、ずっと森であり続けたことである。平安京北郊の地域には、禁野である北野や紫野、いくつもの原野、そして供御のために果樹や蔬菜を栽培する広大な園池（京北園）などがあった。梨・桃・柑・柿などの果樹が植えられた人工的な京北園に対して、おそらく禁野などは平安京以前の自然景観を残していたにちがいない。しかしながら、先述のように北郊の市街地開発によって北野や紫野なども姿を消し、京北園もまた「桃園」の地名のみが伝わっているだけである。

平安京のごく近く、しかも都市発展に呑み込まれた地域のなかに、その原風景をしのぶことができる森があることはじつに「有り難い」ことであろう。

太古の京都盆地 ― 山と海と島 東の吉田山（標高102.6 m）、北の船岡山（標高112 m）、西の双ヶ岡（標高116 m）は、いずれも高さ100 mほどの岡であるが、東の大文字山や西の左大文字山などの山地と同じ秩父古生層の山であり、かつては「孤立丘陵として湖盆に島をなして浮かんでいた」という。

大阪湾から海水が入ってきていた太古の時代には、孤立した丘陵である船岡や双ヶ岡、神楽岡は海上に浮かぶ島であったようである。いかにも神仙思想の3つの神仙島 ― 蓬萊・瀛洲・方丈 ― を思い起こさせるイメージであり、始原的・幻想的な風景として興味深い。

3 平安京と原風景

京都のもともとの風景や根源的な風景は、どのように平安京・京都と関わっているのであろうか。

(1) 平安京の選地 ― 四神相応と三山の鎮め

帝都「京都」を建設するためには、ある特定の地域を選び、ある特定の場所を占めることが必要になる。平城京遷都に際して遷都の詔に明示された四神相応や三山の鎮め、^{きぜい}龜筮の占いなどは、選地にあたって必須の要件であったといえよう。四神相応とは、古代的な世界観にもとづいて東西南北の方位に神獣、色彩、地物などを関連づけ、都市や住宅の立地にふさわしいかどうかを判断するものであり、青龍（東・川）・白虎（西・大道）・朱雀（南・池）・玄武（北・岡）とされる。三山の鎮めは、飛鳥の香具山・耳成山・畝傍山が藤原の宮や京の地を鎮める事例がよく知られている。龜筮の占いは、亀の甲羅を焼いて、また筮竹を用いて吉凶を占うものである。

四神相応と三山の鎮めという要件は、建設予定地の地形などと深く関わっている。平安京と四神相応については、青龍・白虎・朱雀・玄武にそれぞれ東の鴨川、南の巨椋池、北の船岡、西の山陰道があてられる。人工の山陰道以外は、京都盆地北部の顕著な自然である。また、鎮めをなす三山については、前述したような歴史地理的なそして景観的な特徴から吉田山・船岡山・双ヶ岡（ももとの名は神楽岡・船岡・双岡）と考えるのが妥当であろう。それらは、先行事例である藤原京の三山や平城京の三山にならって、平安京三山と呼ぶのがふさわしい。

(2) 山川の美

延暦13年（794）の平安京遷都の詔に、「葛野の大宮の地は、山川もうるわしく、四方の国の百姓の参出来ることも便にして」とあり、遷都の理由として自然の景勝の地であること、交通の便がよいことをあげている。また翌11月28日の詔では「此の国、山河襟帯、自然に城を作す、この形勝によりて新号を制すべし」とあって、山々が城壁のように京を取り囲む自然の形象を理由として山背国から山城国へと改称したことが分かる。

さらに、翌年正月16日の踏歌に「山河、美をほしいままにして四周に連なる」とあるのも、平安京ないし都城選地の思想と山河との関係を考える手がかりとなる。京を囲む山並みと川の流れのうるわしさを選地の大きな理由とし

ているのであろう。このような考え方の萌芽は、「久迩の
新しき京を讃むる歌」（『万葉集』巻6-1050）に「山並の宜
しき国と 川波の立ち合う郷と」とあり、また大伴家持の
歌（『万葉集』巻6-1037）に、「今造る 久迩の都は 山
川の 清けき見れば うべ知らすべし」とあるように、す
でに恭仁京遷都の時点であらわれていたのであるが、都城
をめぐる自然を美の対象として捉え、選地の理由の表面に
据えているところに新鮮さがある。

山川の美という新たな要件は、従来の要件を当然満たし
ながら、その上で新しく付け加えられたものにちがいない。
つまり都城の選地において新たな選地思想が積み重ねられ
たのであり、平安京の選地思想における大きな特質として
よかろう。

この山川の美という選地思想は、近・現代の「山紫水明」
の原点というべきであろう。

（3）山並み、風致の保全

ところで、延暦17年（798）の太政官符には、
其京城側近の高顕の山野、常に衛府をして守らしめ、
行幸の経過に及び山岡を顕望す、旧に依り改めず、斫
損せしむ莫れ、此等の山野並びに具さに四至を録し、
勝示を分明し、此に因り濫に遠所に及ぶことを得ず
とある。京周辺の山野、というよりも山・岡の風致・景観
を保持することを定めた政策が、おそらく遷都前後から施
行されており、その伝統を継承して一定の範囲を限って踏
襲することを決めたものである。

この政策は、山野の眺望を重視していること、とりわけ
平安宮から出て大路を行幸するときの眺望であるので、道
路からの山並み景観、いいかえれば道路から見える山並み
のスカイラインやヴィスタを問題としていることが大いに
注目される。もちろん視線は天皇のものであるが、しかし、
山並みのスカイラインやヴィスタは、平安京の住人すべて
が共有することができた。保全すべき山野の指定とその範
囲の登録など、いわゆる古都保存法の先例ともいえようか。
周辺の山林の木を伐ることは民衆の日常生活にとって不可
欠であり、じっさいにどの程度の効果をおさめたのか不明
であるが、都市周辺の山並みの眺望という新しい視点から
打ち出された、平安初期の自然風致の保全政策として注目
すべきであろう。

（4）ランドスケープデザイン

「三山の鎮め」をなす平安京三山は、平安京の位置決定

とも深い関わりをもっているとされる。船岡を通る南北線
と平安京の都市軸である朱雀大路が一致し、神楽岡と双岡
を結ぶ東西線と平安京の北の京極大路（今の一条通）が一
致するというのである。この2つの軸線が定まれば、平安
京の都市計画は、ほぼ決まってしまう。平安京三山、太古
の海に浮かぶ3つの島が、平安京の都市計画を規定したの
であって、平安京は京都盆地の原風景と深く結びつしてい
る。

古代においては、シマは庭園を意味したという。すなわ
ち、作庭は海洋風景をつくり出すことであった。こうした
視点からすると、平安京は、四周に連なる美しい山川のな
かに、山と海と島の幻想、四神相応と三山の鎮めなどの思
想、倭京や都城など古き京の伝統にもとづいて新京を配置
した、ランドスケープデザインの所産ということもできよう。
自然と都市が一体化した、世界でもまれな都市デザイン
といえるのではなかろうか。平安京そして京都のもつ大
きな特性——自然のなかの都市、都市のなかの自然——
は、その原点に、また根源的な風景に関わっている。

4 変貌する原風景

風土（土地と気候）は地域の人々の生活と生業の基盤で
あるが、この風土は変化する。気候の自然的変化もあるし、
地形や植生の人為的变化についてはいうまでもない。とく
に京都盆地においては首都である大都市が存在したこと
による変化が少なからずあった。こうした点を少し眺めてお
こう。

（1）山並み景観の変化

東山・北山・西山は、平安時代の早い時期からしだいに
山荘、寺院の適地とされ、名所ともなっていた。また、
京都の周辺の野や山は、もちろん民衆の生活と深く関わっ
ていた。都市生活の進展によって照葉樹の林はアカマツ林
に変わり、「洛中洛外図屏風（歴博甲本）」の神楽岡の場面
には、松並木のなかで落葉かきをしている人々の姿が描か
れているが、戦国期になると、乱伐のため草木がない禿山
も現れていたらしい。戦乱のため東山の要害の地に室町幕
府將軍の城などが構築されたことも植生の荒廃をもたらし
たのであろう。

京都の山々は、文字どおりの自然ではなく、長年にわた
って人の手の加わった森林であった。京都はアカマツ林

景観がみられる代表的な地域といわれる。20世紀の初期には「東山の林冠の6割以上がアカマツによって占められて主として山の稜線部にあり、山裾や谷間には落葉広葉樹があり、その調和が東山の森林美の根幹をなしていた」。このアカマツ林は、建築用材や、燃料（落葉・割り木・根）、照明（明し松）、食料（キノコ類）を産み出す場として、また松茸狩りなど都市の遊楽の場としても大切であったから、よぶんな木を切り、柴を刈り、落葉かきをするなどして、長期間にわたって維持し続けてきたのである。「このような利用形態でアカマツ林を育て、安定した植生を維持することは、京都周辺の痩せ山をもっとも効率よく利用するという点で、自然をうまく利用した京都人の生活の知恵」が感じとれるという。

近代になると、燃料革命によってアカマツ林を維持する生活上の必要がなくなり、また自然保護のために実施された風致林の指定などにもとづいて禁伐の措置がとられ、森林は、いうならば自然の成りゆきまかされた。当然の結果として森林は本来あるべき姿、つまり照葉樹林へと遷移していき、シイの林が東山を占め、嵐山のアカマツや桜がみられなくなり、高雄の紅葉などが減少しつつあるという状況が生じたのである。「自然」ということばの意味を、自然と人間との相互作用という視点を取り入れてもう少し広く捉えるなど、「自然」の概念をあらためて考え直すことも必要となろう。この問題は、「自然環境を保護する」ことの難しさを示している。

京都が「京都」として発展しえた大きな要因に、周辺の豊かな自然があることは、しばしば指摘されるとおりである。しかし、最近の問題はいずれも、近代以前とは異なり、周辺の自然と生活との関係が大きく変質した現代都市のありようが引き起こしたものである。したがってこの解決が容易でないことはいままでもないが、歴史都市でありつつ将来にわたって発展すべき京都にとって避けて通れない大切な問題である。京都をめぐる自然環境の問題は、本源的に都市と山・森林のそれぞれのありかた、そして相互の関係のありかた、ひいては京都の将来像を問い直しているといつてよい。

(2) 河川景観の変化

京都を流れる川・運河には鴨川・桂川・宇治川・白川・堀川・紙屋川・高瀬川・西高瀬川・琵琶湖疏水などがあり、ほかに洛中を流れていた小河川も少なくない。ちなみに鴨

川は上下賀茂社の禊・祓の清浄な川として、また耕作や邸宅の苑池の用水として利用された（水運や魚釣は原則的に禁止されていた）。また京都で茶の湯をはじめ京友禅・染織、京料理・豆腐・酒などの文化が発展したのは名水と名井に恵まれていたからである。

しかし、山川も美しい平安の都の立地は洪水の危険性と隣り合わせでもあった。鴨川などが氾濫して京中が大河のようになる洪水もめずらしくはなく、その都度多くの死者やさらには餓死者、多数の家屋・橋などの流失といった大きな被害が生じた。平安京遷都後それほどでもない9世紀初頭に鴨川の堤防を管理する「防鴨河使」という官職（令外の官）が設置されたが、それは鴨川の氾濫による被害が国家的・都市的なりリスク管理を必要とするほどのものであったことを端的に示している。「水の都」京都はまた水災害都市でもあった。

鴨川を制御しようとする困難な試みのうち最も壮大なものが、豊臣秀吉が京都の周囲に廻らした御土居（惣構堀）である。天正19年（1591）に構築され、総延長22.5kmに及ぶ長大な「堤」で、東は鴨川の西岸、北は上賀茂から鷹峯、西は紙屋川に沿って南下し、西の京の辺りから屈曲して東に寄り、千本通（朱雀大路）の西や東を下って、南は東寺を囲む。御土居の機能は、鴨川の水害を防止する堤防、戦乱に際しての要害、洛中洛外を隔てる境界装置、人や物資の流れの制御など、多様であったらしい。

長大かつ堅固な御土居は、京都の都市的發展を強く規制したかにみえるが、じつはそうではなかった。御土居と鴨川の間を開削した運河、高瀬川が慶長19年（1614）に完成したことや、東山の寺社の復興・建設が進んだことを契機として、御土居さらには鴨川を越えて東へ向かう市街の發展は、止めることのできない状況となっていた。そうした趨勢を反映して実行されたのが、寛文9年（1669）に着工し、翌年に完成したいわゆる「寛文新堤」（今出川通から五条通まで）である。この石垣によって洛中に含まれることになった鴨川以西の河原の地、たとえば河原町の通りなどは目覚ましく發展したが、反対に、無用の長物となった御土居はしだいに破壊され、消滅していった。

ただ、「寛文新堤」の構築にも関わらず、近代に至るまで鴨川の氾濫がなくなることはなかった。昭和10年（1935）の鴨川大洪水は甚大な被害をもたらしたが、その後の治水対策（これが現在の鴨川景観を形成した）により、昭和

10年（1935）の水準の降雨量に対しては鴨川の氾濫を防いでいるという。

5 現代京都と原風景

近代になると、自然景観の変貌が劇的に進行した。京都三山などの森林景観の変容、また鴨川や洛中小河川の形態の自然・人工の変化、干拓による巨椋池の消滅（昭和16年〈1941〉事業完了）、土地開発などによる野や林・原の消滅などがある。一方で、京都三山やその山麓などの自然を保全する方策も都市計画法や古都保存法、京都市のいくつもの条例などにもとづいて実施されてきた。東北西三方の山並みは「京都市景観計画」には歴史都市京都のすぐれた景観を織り成す要素として位置付けられ、「京都市眺望景観創生条例」でもすぐれた自然景観の一つとして眺めの対象とされている。さらに近年「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」が作成され、森林景観の形成に踏み出したことは重要な一歩といえよう。

昔も今も重要な役割を果たしている京都三山について若干の補足をしておこう。

江戸の旗本であった狂歌師^{にしやうていはんざん}二鐘亭半山は、18世紀の終わりがら京都を訪ね、その見聞を『見た京物語』（天明元年・1781）に記した。『見た京物語』は、「花の都は二百年前にて、今は花の田舎たり。田舎にしては花残れり」という名文句で知られるが、ほかにもおもしろい寸評がある。「京は竈の形したる所なり」というのである。続いて、

東北西山々囲みあり。南のみひらきたる地なり。はれたる日は山々近きゆゑうつとし。雨中は山々見えぬゆゑ、かえつてはればれし。

と断言しているが、山がはるか遠くにある関東平野、その江戸の住人の実感なのであろう。二鐘亭半山にとって三山の山並みは「竈の形」、単なる景観でしかなかった。

一方、京都の人にとっては三山の山並みは風景として‘こころ’に刻み込まれていて、大切な記憶とつながっているのではないか。

平安京・京都と周囲の山並みの関係は、時代とともに深みを増した。中世末には祖先の霊などを祀るお盆の送り火の山々、すなわち大文字山、松ヶ崎西山・東山（妙・法）、左大文字山、船山（舟形）、曼荼羅山（鳥居形）などがあらわれた。さらに近代になって遠く如意ヶ嶽や比叡山、鞍馬山、愛宕山などが周囲の山並みとともに東山・北山・西山、そして京都三山となる。

平安京・京都をめぐる山並みは、その歴史を重層化しつつ同心円状に広がり、景観的には近景・中景そして遠景をなしているといえることができる。それらは「京都」の人々の鎮魂と追悼の信仰と関わっている。

6 おわりに

平安京三山は、平安京・京都の都市的発展とともに市街地の海のなかに沈み込んでいったが、それでもまだ小島のように姿をとどめている。双ヶ岡は国の名勝に、船岡山は同じく国の史跡に指定されているが、なぜか吉田山はそうした指定を受けていない。

また、送り火の山々は、第3節で述べるように、「関連する文化的景観」として、また名勝として大きな価値があると考えられる。（高橋 康夫）

古代 近景	中世 中景	近代（近世含む） 遠景
東：神楽岡（103m）	→ 大文字山（466m）	→ 如意ヶ嶽（477m）／比叡山
北：船岡（112m）	→ 松ヶ崎西山・東山（妙・法） 左大文字山、船山（舟形）	→ 鞍馬山
西：双ヶ岡（116m）	→ 曼荼羅山（鳥居形）	→ 愛宕山

図1 三山の移り変わり

第3節 「京都」を読み解く ― 「景観形成史」

第1節「京都」という都市・地域」と第2節「京都」の原風景―都市と自然」では、「京都」の文化的景観の2つの大きな背景、あるいは前提条件について眺めてきた。

「京都」は、どのような都市性／地域性をそなえ、どのようなアイデンティティを根底にもって1200年にわたって持続し、どのような都市と周縁農村の文化的景観を形成してきたのであろうか。

このような課題を探求する方法の一つとして、「景観形成史」を提示し、ついで文化的景観を読み解くための評価指標を検討し、都市・建築史学が取り組むべき課題を具体事例に即して検証しつつ述べ、最後に「京都」の文化的景観の類型化とその特性について検討、整理する。

1 「景観形成史」とは ― 目的と課題

(1) 文化的景観の「学」

都市が有機的で動的なシステムであることからその文化的景観の調査（現況と歴史、価値と評価、保存・継承・創造）を担う学問領域は、当然のことながらきわめて多岐にわたることになる。関連する主な学術分野は、環境と歴史と計画の3分野に大別できると思われるが、列挙すると、景観生態学・景観地理学・社会学・考古学・歴史学・民俗学・建築学（都市計画学・農村計画学・都市史学・建築史学・風景論）・都市工学・土木工学・防災工学などがある。いわゆる学際的な共同研究の枠をこえた相互の緊密な協力が不可欠である。

さらに市町村や地域社会との連携も大切であることはいうまでもない。行政（文化財・都市景観計画・観光）、景観・まちづくり協議会、NPOそれぞれの分野の人々とも協働しつつ、各自の視点と方法から「都市の文化的景観」の課題解決に取り組むことになる。それは、当然のことながら近年検討がおこなわれている「文化的景観学」の大きな領域を占めるであろう。

「文化的景観学」は多分野横断型の研究領域であるが、これらの分野の研究成果のたんなる集合であってはならない。実践のためには総合の学となる必要がある。いいかえると、多分野横断型の研究領域の成果を統合する機能や役割を担う分野を育成することが重要になろう。「文化的景観学」のようなコラボの学は有機的に進化するのであろうから、ある意味でその研究対象である都市や文化的景観

と共通していることが興味深い。研究の進展は「文化的景観学」の確立にも作用するのではなかろうか。

(2) 景観形成史

「文化的景観学」を構成する学術分野の一つである「景観形成史論」は、考古学・歴史学・民俗学・建築史学・都市史学などの連携によって支えられる。その中核をなす研究領域が景観形成史であると考えられる。

景観形成史は、地域の人・社会と自然（地形・地質、植生、気候）との相互作用を研究対象とするものであり、環境史や集落史・都市史などとも共通する関心をもっている。都市を対象にする景観形成史は、都市景観形成史や歴史的都市景観形成史と呼ぶべきなのかもしれないが、簡潔な、しかし広い表現として「景観形成史」を採用することにしたい。

(3) 「景観形成史」の課題

ここでは都市・建築史学の立場から多様な構成要素、複雑な構造をもつ都市そのものに由来する特徴的な課題、あるいは都市の文化的景観に関わる課題に限って指摘することにした。次のようなものが挙げられよう。

- 1) 都市の景観形成史は、自然と人・社会の相互作用がくりだした都市（景観、環境）の特性をテーマとし、自然と人と社会との多様な関係、また隣り合う都市・地域・集落などとの多様な関係をテーマとする。
- 2) 景観形成史は、都市の成長・拡大・繁栄・変容・衰退といった歴史過程を把握し、叙述するが、たんなる物的空間の変遷史にとどまるのではなく、都市景観を認識する方法、プロセス（手順、工程）である必要がある。
- 3) 都市景観はたんなる眺めではなく、有機的に進化する

都市の表象である。そこで都市の景観形成史は、都市景観の成り立ちを動的システムとして通時的に解明することが求められる。

- 4) 有機的秩序の調査から文化的景観を理解する重要な特性、すなわち都市性/地域性が推定できると期待される。後述するように、洛外の地域性として景勝ヒンターランド、市街地中心の地域性として The City of Kyoto を指定するのはその一例であるが、景観形成史が都市の特性を把握する有力な方法である可能性を示している。

2 文化的景観の評価指標

——「京都」から

都市は、一般に自然と人・社会が織りなした価値や特性が歴史的に積み重なり、空間的に複合している。「京都」も例外ではない、というよりも歴史的な重層性や空間的な複合性は「京都」の際だった特性となっている。そうした「京都」の文化的景観としての価値や特性を評価するにあたって、すでに指摘されているように、いわゆる「評価指標B」—— 場所性・重層性・象徴性・一体性 —— が重要であること、それらの関係を把握することが不可欠であることは、当然といってよい。

続いて列挙するように、このほかにいくつもの評価指標があるし、必要となる。このように評価指標の数が多く、また内容的にも複合しているため、実際に指標を適用することはもちろん、理解することさえ容易ではないのが現状

表1 「評価指標B」

評価指標	説明
A 場所性	「特定の場所とそこで行われる人間の行為（活動）との関係が景観形成に影響を与えていること」 【身体・トポス】
B 重層性	「景観が歴史的・社会的に重層して形成されていること」 【履歴】
C 象徴性	「景観がある時代又はある地域に固有の伝統・習俗、生活様式、人々の記憶、芸術・文化活動の特徴を顕著に示し、象徴的であること」 【顔】
D 一体性	「諸要素が形態上・機能上、有機的な連関を顕著に示し、全体として一つの価値を表していること」

※説明は、『探掘・製造・流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究（報告）』平成22年3月、による。

※【】は人アナロジーによる著者の見方（以下同じ）。

であろう。そこで、有機的に進化する都市とその文化的景観を、同じように有機体である‘人’とみなして、評価指標を読みかえてみる、次のようなアナロジーも分かりやすい説明ではなかろうか（表1）。

これらの指標のほかに、2つの指標が価値や特性を評価するのになくてはならないものとされている（表2）。

しかし、都市の文化的景観の価値や特性の適正な評価にあたってそれらの指標で十分なのかということ、そうではないと考える。文化的景観の価値や特性に迫る作業に先だって、まずは都市そのものを理解することが不可欠の作業となろう。都市を読み解いてひいては景観を読み解いてその価値や特性を評価する指標として、これまでの指標の内容の拡張、さらには新たな指標の追加が必要である（表3）。

さて、これらの評価指標について、留意すべきことを列挙しておきたい。

表2 文化遺産の価値・特性の評価指標

評価指標	説明
E オーセンシティ Authenticity	真正性・正統性、「価値に関する本質的評価要素」、広範囲な視点 (1) 形態と意匠, (2) 材料と材質, (3) 用途と機能, (4) 伝統と技術, (5) 立地と環境, (6) 精神と感性
F インテグリティ① Integrity	完全性・全体性・全一性, 「欠けていない状態」

表3 都市性の価値・特性の評価指標

評価指標	説明
I アーバニシティ Urbanicity 都市性	その都市の全体的な性質や特性、他の都市とは異なる性質、特有の事柄。 ※都市を構成する地域に関するリージョナリティ (Regionality, 地域性) も同様。 【ひとつとなり、土地柄】首都、盆地景
II リレーションシップ Relationship 関係性	隣接する都市や地域、集落などとの関係なありよう。 【交友】京都-畿内-近国 (近江・丹波・播磨)
III アイデンティティ Identity 同一性	「都市らしさ」に関わる。景観にあらわれた、時代を超え一貫して持続している歴史的・空間的な個性。 【自分らしさ】「京都らしさ」
IV インテグリティ② Integrity 統合性・一貫性	都市の本質的な機能である中心地機能、都市を構成する諸要素の統合に関わる。 ※「完全性・全体性」や「欠けていない状態」とは異なる。 【精神・こころ】
V シンボリシティ Symbolicity 象徴性②	「都市性」「都市らしさ」、あるいは都市の統合に関わり、それを何らかの関連性をもとに簡潔に表していること。 【なまえ・シンボル】「京都」、城下町の天守

- 1) 都市の最大の特性がさまざまな人・モノ・情報を内に包み込むことであり、必然的にさまざまな景観が創り出されるとすると、景観も多様性によって評価する方がよいであろう。
- 2) 価値の評価は、文化的景観の現状に関わるものであり、おのずから現時点における静的な状態（平衡状態）の価値や特性の評価となっている。変化する文化的景観の場合、価値評価が変化することがある。
- 3) 文化的景観の評価に際して、ある文化的景観が‘どのような価値をもっているか’の評価に関わる指標（価値評価指標）と、価値ある文化的景観が‘適切に保存されているか’の評価に関わる指標（保存評価指標）とに分けることが必須であると考えられる。
- 4) 適用される評価指標は、文化的景観のカテゴリーによって異なるであろう。「意図的に設計・創造された景観」（Clearly Defined Landscape）の場合、対象の価値を担保する評価指標E・Fは大きな役割を果たすことになるであろうが、「有機的に進化する景観」（Organically Evolved Landscape）の場合には必ずしもそうではないであろう。
- 5) 都市の文化的景観の分節把握には評価指標AとB、II、そしてその総体把握には評価指標CとIII・IV・Vが有効であろう。
- 6) 現在、評価指標、とくにオーセンティシティとインテグリティの理解に関してさまざまな議論があるが、ケースバイケースで適切に使い分ける必要があるように思われる。世界文化遺産登録や国重要文化的景観選定の場合と、保存修理・活用の実施状況を把握・評価しようとするときなどには有用であろうが、地域にとって大切な文化的景観を検討する場合、あるいは価値・特性を把握しようとするときには有用ではないように思われる。
- 7) 評価指標E・F、すなわち真正性・オーセンティシティそして完全性・インテグリティ（「欠けていない状態」）の2つの評価指標は、いうまでもなく、‘適切に保存されているか’に深く関連している。一方、このオーセンティシティとインテグリティは、‘どのような価値をもっているか’の評価には本質的な関わりをもっていないのではないかと考えさせられる。
- 8) そこで、未指定の文化財を含めて文化財の保存と活用

が重視される現在（文化財保護法の改正）、オーセンティシティとインテグリティ（完全性、「欠けていない状態」）は、‘どのような価値をもっているか’の評価に用いないほうがよいのではないかと考えられる。

これらは、文化的景観や文化遺産を保存する修理・修復などの行為が適切におこなわれたかどうかを判断するための有用な指標として限定的に用いられるべきであろう。

3 都市・建築史学と文化的景観

地球化時代の今日、画一的な町並み景観が世界中に蔓延するなかで、地域の固有性を保持し続けることは大切である。それは場所と建築が、記憶や‘ところ’と深く結びついているからである。都市史の叙述はそうした土地の記憶を回復する営みの一つにほかならないであろう。

このような都市史の研究とまちづくりの関係が、以前に比べてはるかに密接になった理由や背景はいくつもある。一つには生活の場として都市が重要性を増していることを反映してまちづくりを支える法律があいついで制定・整備されたこと、それらが都市の歴史と文化を重視していることがある。

平成16年（2004）制定の景観法によって京都の景観まちづくりが進められ、多数の京町家が「景観重要建造物」の指定を受けるに至ったことはいうまでもない。また平成20年（2008）制定の歴史まちづくり法においても、『京都市歴史的風致維持向上計画』（平成21年・2009年認定）のもとで市域の広い範囲を重点区域に含め、京都の歴史的風致の維持向上が計られている。「景観重要建造物」や「歴史的風致形成建造物」に指定された京町家も、今や少なからぬ数に達している。

京都の歴史的都市景観は、ゆるやかに移り変わっていくことが望ましいし、京町家の存在とその継承が景観の変化をゆるやかにすると期待される。こうした観点からは平成16年の文化財保護法改正による文化的景観が注目される。「重要文化的景観」の選定はこれまで村落、たとえば棚田などの文化的景観が中心であったが、近年では宇治市や金沢市、岐阜市などの例が示すように「都市の文化的景観」が重要になっている。京都市でも平成22年（2010）から「京都岡崎の文化的景観」の調査検討が始まり、平成27年（2015）には「重要文化的景観」に選定されている。

(1) ケーススタディ

都市・建築史学研究者は「都市の文化的景観」の何に取り組むのか。

都市・建築史学の得意分野として文化的景観の重要な構成要素である土地・空間・景観の成り立ち（歴史と構造）の解明や建造物の調査研究，文化的景観の価値の評価と証明，〈まちづくり〉との連携などをあげることができよう。

しかし，そうしたことと同時に都市の文化的景観調査の中核をなす課題の解明にも参加することが求められるであろう。それは，〈都市・地域・まち〉の人々が，〈都市・地域・まち〉を包み込む自然のなかで，いつ，なぜ，どのようにして，独自の文化的景観を形成してきたのか，という大きな課題である。すなわち，「文化的景観形成史」を構成，記述する役割を担う必要がある。

ここでは，都市・建築史学の立場から都市の文化的景観に取り組んだケーススタディ 2 例——「京都のなかの岡崎——都市史の立場から」と「京町家とまちづくり——祇園祭山鉾町の〈文化的景観〉をめぐって」(第4章第1節)——にもとづいてさらに考えたい。

(2) 岡崎および山鉾町の文化的景観について

京都の岡崎そして山鉾町の文化的景観について何をどのように記述したのか。この点についてあらためて省みてみたい。

都市・建築史学の立場から，場所性・重層性・象徴性を基軸として都市の「細部」とその変化を見直し（「分節把握」），それを通して都市の「全体像」や「骨格」，特質を把握することに努め（「総体把握」），結論的に岡崎を「景勝ヒンターランド（後背地）」，山鉾町を「中心市街地」と捉えた。それは〈都市・地域・まち〉の文化的景観の顕著な特性あるいはイメージを抽出してそれに適切な名付けをすること，アイデンティティ（固有性・個性）を把握すること，端的に「このようなところ」と理解することが重要と考えたからである。結果的に「ヒンターランド(後背地)」や「中心市街地」など地理学の用語を援用・流用している（せざるを得ない）ことは，今の都市史学に都市性を語る適切な用語がないことを示しているのかもしれない。

岡崎＝景勝ヒンターランド（後背地），そして山鉾町＝中心市街地と位置づけようとする視点は，〈中心と周縁〉から京都を理解しようとする視点といいかえてもよいであろう。こうした視点は，京都をいくつかの地域に分けて個々

に文化的景観を評価しようとする現実的な動向に起因するともみえようが，京都の歴史的特性から自ずと導かれ，採られたものである。すなわち平安京・京都が「京中京外」，「洛中洛外」，「京・白河」，「洛中・大宿直」^{おおとのい}，「京中・嵯峨」，「京・伏見」などと呼ばれたように歴史的に複合的な構造を有しているからである。とはいえ，あえて強調するまでもなく歴史都市京都を一体的・統合的な不可分の文化的景観と捉える姿勢を根底に持ち続けなければ，京都の理解を誤ることになる。

ところで，京都でなくとも，〈都市・地域・まち〉が自然を含めた周囲の環境と関係をもつこと，また機能や社会構成に即して分節されていることは自明であろうから，〈中心と周縁〉から「関係構造」や「分節構造」を分析することは基本的な方法の一つではないかと思われる。

〈都市・地域・まち〉が生まれ，成長し，変化しながら，個性を獲得したり，失ったり，自ら創りだしたりしていくありさまがそのアイデンティティとするならば，端的に「このようなところ」と捉えるのみならず，それを核心として固有性・個性の生成と変化の姿を読み解いて，文化的景観の継承やまちづくりなど現代の視点から景観形成史を叙述することが大切であることはいままでもない。

(3) 都市史と「景観形成史」

景観は，良好な景観と良好ではない景観，歴史性の豊かな「伝統景観」と創出されてまもない「現代景観」などに分けることもできようが，文化的景観というとき，ほとんどは良好な景観，「伝統景観」を指しているといってよい。「伝統的建造物群保存地区」はある意味で「伝統景観」の特別なケースとみることができる。

一方，歴史都市はその構成要素の一部（豊かな自然や歴史的町並みなど）が文化遺産であるのみならず，それらを内包し，将来に持続し続ける都市そのものが文化遺産である，すなわち「都市遺産」であると考えるとき，都市全体のなかで「伝統景観」のありようを考える意義は増大し，「伝統景観」と「現代景観」の共存，そのための調整が重要な課題となる（「歴史的都市景観」）。

さらに 21 世紀以降における居住空間としての都市の重要性を思えば，将来にわたって持続する歴史都市としてその総体を眺める視点が不可欠であることは繰り返すまでもないであろう。都市の歴史的特性の追求はその根幹をなすということができよう。

「伝統景観」とされる景観が近代という一時代の所産である事例はしばしば見られるが、いっそう深く歴史的特性を掘り起こし、豊かで多彩な「伝統」=アイデンティティを再発見あるいは再確認する必要があるのではないか。

都市・建築史学が文化的景観と関わる時、その現代的な意味や意義はこのようなものであると考える。

〈都市・地域・まち〉における「伝統景観」の成り立ちを読み解く文化的景観形成史は、焦点を絞った都市史、すなわち都市史のサブセットということもできよう。したがってその課題と方法の多くは都市史のそれと共通し、採用することができるはずである。

都市・建築史学の文化的景観への取り組みはむろんのこと、都市の文化的景観への取り組み自体まだ始まったばかりである。都市・建築史学の果たす役割は小さくないであろうし、それによって都市・建築史学にもたらされる実りは大きいものがあると期待している。

4 「京都」の文化的景観

―― 類型化と特性

(1) 「京都」の自然、地形と土地利用

自然的景観 自然は簡潔に「山水」と表されることがあるが、山と水は「京都を育んだ豊かな自然」の代表的な存在として古代より現代まで「山川もうるわしく」「山紫水明」などとしてしばしば言及される。自然は「京都」に生きる人々の活動の基盤となり、資源であり、やすらぎともなった。

「京都」の自然は次のように整理することができるが、環境として通常取りあげられる要素がほとんど含まれていることは大切な点であろう。残念ながら海と島は、項目としては立てられないけれど、大切な原風景であった。今、そのなごりとして平安京三山、巨椋池（痕跡）・深泥池をみることができる。

なお、目には見えないが、重要なものとして山地と盆地を画する断層帯がある。京都盆地は活断層の密度が高いところであり、山地・丘陵・低地それぞれの地形の境界に断層帯が分布するという。「京都」の都市災害=地震の原因であるとともに、生活空間の境界を形づくる要因としても注目しておきたい。

1) 山（岡）の景観 ― 平安京三山・送り火の山々・京

都三山、比叡山・愛宕山、船岡山・吉田山・双ヶ丘、東山・北山・西山連峰、西岡丘陵

2) 山麓の景観 ― 東山・北山・西山

3) 森と林の景観 ― 三山の森、^{ただす}糺の森（御霊の森、祇園林）、自然森林と寺社境内林、苑池の林（神泉苑）

4) 野と原（低位段丘）の景観 ― 山と里の境界。北野・平野・嵯峨野・鳥辺野、（柳原・真葛ヶ原・葛野原）

5) 川の景観 ― 鴨川・桂川・白川・紙屋川・御室川、洛中小河川（堀川・西洞院川・小川）

6) 池の景観 ― 巨椋池（鴨川・桂川・山科川・宇治川・木津川など京都盆地のすべての河川が集まる。1941年干拓により姿を消す）、深泥池、神泉苑・大沢池・広沢池（庭園）

7) 河原（氾濫原）の景観 ― 鴨川の河原（二条河原など）、さまざまな土地利用

禊・祓、畑・水田、居住、往来、興行（能・芝居・見世物）、納涼、落書、合戦、処刑、地域形成（河原町）

8) 断層帯の景観 ― 境界

西：西山断層、東：花折断層・桃山断層・宇治断層 ― 古道・街道

地形と土地利用 いうまでもないが、京都盆地には平安京以前から多くの集落があり、いわば土着の人々や渡来系の人々が生活していた。山城国は早くから律令国家の畿内として位置付けられていたが、平安京遷都後まもなく大和国に代わって畿内の第一位に改められた。山城国の北部、葛野郡・愛宕郡・紀伊郡・乙訓郡の人々のなかには国家機構の末端に組み込まれて下級役人になる人もあらわれ、また京周辺地域のあらたな土地利用がはじまり、さらには市街化・都市化もゆるやかに進行していった。

平安京城では、居住地としての利用は扇状地が卓越し、ついで低位段丘、山麓となっている。扇状地の規模は、鴨川扇状地が最も広く、白川扇状地、紙屋川扇状地の順である。古墳時代の集落から古代都市平安京、そして現代京都にいたる集落・都市形成の歩みは、

① 山麓 → ② 低位段丘 → ③ 扇状地

（鴨川扇状地・白川扇状地）

のように、低地へと推移しているといえる。

1) 〈段丘+扇状地〉：宮と京が立地

桓武天皇・平安宮（低位段丘）・平安京（扇状地）

豊臣秀吉・聚楽第（低位段丘）・城下町（扇状地）

豊臣秀吉・伏見城（丘陵）・大名屋敷（段丘）・城下町（扇状地+氾濫原）

- 2) 〈低位段丘〉：内裏が鴨川扇状地扇央部に移動したあと、平安宮域は衰退。

室町期に大宿直，そして戦国期に西陣が立地，ともに織物産業地域。

- 3) 〈山麓+扇状地〉：院や武家などの権門拠点が山麓の扇状地に立地。

景勝の地，交通の要衝である白河・東山・嵯峨・伏見は山麓の扇状地に都市計画，建設された。

- 4) 〈扇状地〉：中心市街地が鴨川扇状地扇央部に発展。

左京の堀川以東・鴨川以西の地域は1000年をこえて持続，発展。

足利義満による土御門東洞院内裏・室町殿・相国寺の大開発。

- 5) 〈扇状地+水辺〉：摂関家の拠点が鴨川扇状地扇央部の水辺に立地。

藤原兼家の法興院や道長の法成寺が「東朱雀」（東京極大路の東）に立地。

- 6) 〈氾濫原+自然堤防〉：鳥羽——水都

造営時に「遷都のごとし」といわれた鳥羽は，氾濫原と自然堤防を利用して都市計画された。

- 7) 〈扇状地扇端部〉：都市計画・建設された本願寺と寺内町，東本願寺と寺内町。

※山科盆地扇状地には山科本願寺と寺内町が計画・建設された。

（2）「京都」の文化的景観のタイポロジー

類型化の方向性 「京都」の景観が京都盆地北部における人々の生活や生業などの活動と京都盆地北部の風土によって形成されたこと，また「京都」が平安京を原点として形成されたことはいままでのない。したがって「京都」の文化的景観のタイポロジーの方向性がおのずからこの2つにしたがうことになるのも当然のことであろう。

- 1) 風土の条件：平安京の立地は意図的に選ばれた京都盆地北部である。延暦13年（794）の平安京遷都の詔などには，自然の景勝の地であること，交通の便がよいこと，山々が京を取り囲み，城壁のようになっていくことなどがうたわれる。盆地景であることが認知されていたといつてよい。

- 2) 首都の条件：京都は，首都として始まった都市である。

首都の都市活動（生活と生業）の幅は広く，またきわめて多様であり，変化の動きは激しい。さらに首都は，周縁地域にとりわけ大きなしかも強い影響を与える。

こうして，自然と文化，流通・往来，商工業，都市居住，水の利用，農耕，採草・放牧，森林の利用などに関するさまざまな景観が生まれ，変化・発展することになった。「京都」の景観は，いずれも古都の自然と歴史と文化を象徴する景観であり，歴史と空間の記憶であると考えられる。

以下では，首都に住まうという視点を軸に，京都盆地の自然のなかで人々の活動が形成してきた多様な景観を分類するが，それに先だって，「京都」の自然そして地形と土地利用のありようについて概観しておきたい。

基本的な類型化の枠組 「京都」は，前述のようにエコトープの多様性と地域の人々の活動の多様性，すなわち景観の多様性が特色になっていると考えられる。多様で複雑な景観をどのように分類すれば，「京都」の景観にとって意味がある適切な捉えかたになるのであろうか。ここではある意味でオーソドックスに京都盆地の風土ないし自然的景観，そして地形と土地利用，「京都」の地域構造とインフラを基盤として据え，そこに「京都」の人々の生活・生業を組み合わせることで，枠組を構築したいと考える。

文化的景観の類型化はこれまでにいくつもなされているにちがいない。しかしながら，文化的景観を「自然と人間との共同作品」として3つのカテゴリーを設定するユネスコ世界遺産の分けかたが，都市と自然の関係を不可分なものとして捉える「京都」の景観に最も親近性があり，有益な類型化モデルになると考える。この3つのカテゴリーに即して，「京都」の文化的景観の要点を述べておこう。

1) Associative Cultural Landscape

〈関連する文化的景観〉

自然のなかの暮らしと信仰と遊楽の景観

・「自然と人間との共同作品」を広域的，総合的，一体的に捉える。

・送り火の山々

・平安京三山

・東山・北山・西山とその山麓の社寺などの景観

東山（比叡山～稲荷山）山麓・野の寺社群・離宮の景観——聖地・墓地・俗界

北山（鹿苑寺・龍安寺・仁和寺・大覚寺，双ヶ岡）

西山（愛宕神社・高山寺・神護寺・天龍寺・松尾
大社・西芳寺） 嵐山・大堰川

・「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成して
いる」寺社群・伝統的建造物群が数多くある。

2) Organically Evolved Landscape

〈有機的に進化する景観〉

・「京都」の市街と村落の景観

3) Clearly Defined Landscape

〈意図的に設計・創造された景観〉

・京都御所・御苑

(3) 「京都」の文化的景観 ―― カテゴリーと特性

ユネスコ文化的景観の3つのカテゴリーを「京都」の
文化的景観の類型化に応用した結果、5つのカテゴリーの
分類とさらにいくつかのサブカテゴリーに分類した。次頁、
表4に概要を記載する。

5 おわりに

歴史都市そのものを文化遺産と捉え、歴史都市の一体的・
統合的・全体的なありかたに価値を見出そうとする、新た
な文化財概念として「都市遺産」を考えたい。

「都市遺産」は、ただ都市の中にある文化遺産という意
味ではないし、たんに歴史的町並みや伝統的建造物群保存
地区をいうだけでもない。それは例えば「建築遺産」や「風
景遺産」と並び、また「集落・町並み」「考古遺産」「自然
遺産」と並称されるような概念であり、またそのなかに「伝
統的建造物群」や「文化的景観」「歴史的都市景観」「伝統
景観」、歴史的風致などの概念を含み込んだ広い概念である。

「京都」の文化的景観は、「都市遺産」そのものである。

（高橋 康夫）

表4 「京都」の文化的景観 —— カテゴリーと特性

<p>1. 「京都」の自然＝文化景観 —— <関連する文化的景観> Associative Cultural Landscape</p>	
<p>(1) 自然のなかの暮らし・信仰・遊楽景観</p>	
立地	山麓の景勝地。東山（白河・岡崎を含む）・北山・西山、嵯峨・伏見
機能	別業（自然に包まれた生活、隠遁）、信仰、遊楽、副都心
構成要素	離宮・寺社・別荘群、伝統的建造物群
①	送り火の山々 —— 如意ヶ嶽（大文字山）・松ヶ崎の西山（万灯籠山）、松ヶ崎の東山（大黒天山）・西賀茂の船山・大北山の大文字山・嵯峨鳥居本の曼荼羅山
②	平安京三山 —— 船岡山（史跡）・双ヶ岡（名勝）・吉田山（未指定）
③	東山・北山・西山
③東山	景勝ヒンターランドの暮らし・信仰・遊楽景観 東山連峰（比叡山～稻荷山）—— 聖地・葬地・俗界 延暦寺、修学院離宮、慈照寺（東山殿）、……伏見稻荷大社
・「岡崎の文化的景観」	（重要文化的景観）
・北山	景勝ヒンターランドの信仰・遊楽景観 鹿苑寺（北山殿）・龍安寺・仁和寺・大覚寺、双ヶ岡
・西山	景勝ヒンターランドの信仰・遊楽景観 愛宕神社・高山寺・神護寺・天龍寺・松尾大社・西芳寺
・嵯峨	景勝ヒンターランドの遊楽景観 嵐山・大堰川、天龍寺（亀山殿）、清凉寺、大覚寺 「嵯峨大覚寺から大沢の池一帯の景観」（京都府選定候補） 「嵯峨野宮神社周辺の小柴垣の景観」（京都府選定候補）
・鞍馬・貴船	景勝ヒンターランドの信仰・遊楽景観
<p>(2) 水辺の景観</p>	
・賀茂・下鴨	景勝ヒンターランドの水辺の景観
<p>2. 「京都」のインフラの景観 Clearly Defined Landscape</p>	
<p>(1) 山城国の条里制に由来する区画・道の景観</p>	
<p>(2) 平安京の条坊制に由来する街区・道の景観</p>	
<p>(3) 道の景観 —— 陸上交通・運輸の景観</p>	
①	重層する道の景観 —— 条坊制計画都市（大路・小路）→ 自然形成中世都市（辻子） → 近世城下町（突抜）→ 近代都市（遊覧道路）
②	街道の景観 —— 東海道・山陰道、若狭・鞍馬・伏見・竹田・宇治・大和・丹波・西国・四条などの街道、 京の「七口（鞍馬口・丹波口……）」
・山科	近郊ヒンターランドの街道景観
・鳥羽街道	近郊ヒンターランドの街道景観
<p>(4) 堤防の景観 —— 平安時代の「堤」、近世の御土居・寛文新堤、近代の鴨川堤防</p>	
<p>(5) 運河の景観 —— 水上交通・運輸の景観、高瀬川・西高瀬川・琵琶湖疏水</p>	
<p>(6) ダムの景観 —— 蹴上ダム・夷川ダム・インクラインの景観</p>	
<p>(7) 鉄道の景観 —— 日本最初の路面電車、蹴上傾斜鉄道（インクライン）</p>	
<p>3. 意図的に設計・創造された「京都」の景観 Clearly Defined Landscape</p>	
①	京都御所・京都御苑の景観 —— 江戸時代の内裏の遺構、公家町の地割、冷泉家住宅
②	復元された平安宮と琵琶湖水系魚類のレフュージア（神苑）の景観 —— 平安神宮の大極殿や神苑と武徳殿の景観
③	京都御所と相国寺と同志社大学の近代化の景観 —— 室町殿と内裏と相国寺など室町政権の拠点地域であった景観を土地利用形態と伝統建築に残す。
④	洛中寺社の景観 —— 東寺・西寺、西本願寺・東本願寺 etc.
⑤	寺の内・寺町の寺並みの景観 —— 行願寺・誓願寺（上京ゆかりの寺院）
<p>4. 首都の営みが形成した「京都」の景観 —— <有機的に進化する景観> Organically Evolved Landscape</p>	
<p>(1) <都市計画>に関する景観</p>	
①	近世城下町の景観 —— （聚楽第・城下町）、二条城とその周辺
④	伏見 —— 景勝ヒンターランドの城下町景観
②	寺内町の景観
・東西本願寺	周辺市街地の寺内町景観
・山科寺内町	跡に残る土塁の景観
③	近代京都の景観 —— 岡崎、下鴨

(2) 〈まちづくり〉に関する景観

- ① 中世京都の景観 ― 鴨川扇状地扇央部
- ② 杜家町の景観 ― 上賀茂・下鴨
- ③ 洛中寺院の景観 ― 六角堂（下京ゆかりの寺院）
- ④ 寺社門前町の景観 ― 祇園，上七軒，賀茂六郷，東寺門前，清水寺門前
- ⑤ 洛中の中心市街地の景観
 - ・上京東陣 ― 中心市街地の伝統景観
室町期の政治行政の中核地域（室町殿エリア）であった景観を地割（辻子集中地区）に残す。
 - ① 下京祇園祭山鉾町 ― 中心市街地の商業・祭礼景観
- ⑥ 洛中の町並み景観 ― 町人が〈町ちょう〉＝地域生活空間のなかで造りだす景観
鴨川扇状地扇央部に発展，堀川以東・鴨川以西の地域は1000年をこえて持続
- ⑦ 同業者集住の町の景観
 - ② 西陣 ― 周辺市街地の織物商工業景観
織物産地地域の西陣は，高度な分業システムのもと，織屋と問屋など製造と販売・流通にかかわる商職人の町からなる。
小川通（茶湯家元の表・裏千家），島原（遊郭），二条新地（宿），花街（上七軒・祇園）。（夷川通の家具屋の景観），
（室町通の織物関係）
- ⑧ 辻子・突抜・路地の景観 ― 室町殿跡周辺の辻子密集地区の景観
- ⑨ 水の利用に関する景観 ― 用水・水上交通・港，庭園，友禅
鴨川・桂川・白川，洛中小河川（堀川・小川こかわ），神泉苑，巨椋池，深泥池
- ⑩ 川の上の家屋の景観 ― 上京小川通の町並み景観（小川は暗渠化）

(3) 商工業に関する景観

- ① 製造に関する景観 ― 大宿直・西陣，扇座（小川通周辺）
 - ・西陣の織屋・問屋の景観
 - ・五条坂周辺の陶磁器作りの景観
- ② 商いに関する景観 ― ? → 同業者集住の町の景観
- ③ 流通・往来に関する景観 ― 道・広場，河原
 - ・往来と興行（能・芝居・見世物）の景観 ― 鴨川の二条河原，四条河原の芝居，四条の南座（登録文化財）
 - ・流通と往来の立売の景観 ― 上京の上・中・下立売，下京四条の立売

(4) 参詣・信仰・遊楽の景観

- ① 寺社と参詣道・参詣路との複合景観
 - ・清水寺と清水坂・産寧坂の景観 ― 国宝・重要文化財と重要伝統的建造物群保存地区
 - ・愛宕詣りと愛宕山参詣道の景観 ― 嵯峨鳥居本（重要伝統的建造物群保存地区）
- ② 参詣と遊楽の景観
 - ・八坂神社と祇園の参詣・信仰・遊楽の景観
 - ・北野天満宮と上七軒の参詣・信仰・遊楽の景観

(5) 遊山・遊興の景観

- ① 遊山の景観 ― 名所巡り，花見や紅葉狩り，茸狩り
 - ・丸山の律宗寺院と遊山の景観
- ② 遊興の景観 ― 茶屋・花街・料理屋，（銭湯・風呂）
 - ・上七軒・祇園，島原（遊郭）

5. 後背地の営みが形成した「京都」の景観 ― 〈有機的に進化する景観〉 Organically Evolved Landscape

(1) 洛外町続きの町並み景観

- ① 大路・小路の「末」 ― 洛外の三条通・四条通・本町通

(2) 港町の景観

- ① 近世・近代の伏見港と巨椋池の景観，（古代・中世の草津港）

(2) 農林業と村・里の景観

- ⑤ 中川 ― 近郊ヒンターランドの北山杉の園芸林業景観
 - ・西山 ― 近郊ヒンターランドの園芸農業景観
 - ・大原 ― 近郊ヒンターランドの信仰・農業景観
 - ・愛宕山麓 ― 近郊ヒンターランドの園芸農林業景観
 - ・久多 ― 近国ヒンターランドの農林業景観
 - ・京北 ― 近国ヒンターランドの農林業景観
 - ・越畑の棚田景観（京都市右京区）
 - ・広沢池周辺の庭園用樹木の畑地景観（京都市右京区）
 - ・松皮採集林の景観（京都市右京区）

(3) 漁業・漁村の景観

- ① 巨椋池とその周辺の景観 ― （巨椋池，昭和16年・1941年干拓完了により消滅）

第4節 「京都」を伝える——文化的景観

「京都」としての特質をよくそなえている「京都らしい」都市景観は、「京都らしい」歴史的都市景観であろうし、さらに「京都らしい」文化的景観であるにちがいない。

本節では、「京都」という‘ところ’の「京都らしさ」を見つめることによって、「京都」の都市性、‘ひととなり’（エートス）や「京都らしさ」の一端を明らかにするとともに、「京都らしい」都市景観を整理し、「京都らしさ」＝アイデンティティの継承、いかえれば京都の文化的景観の継承につなげる一助としたい。

1 「京都らしさ」とは

(1) 「京都らしさ」

「京都らしい」とか「京都らしさ」とかいうときに、しばしば「山紫水明」という表現が用いられる。これは、京都三山や鴨川の水の美しさを端的に述べているものである。

「京都らしさ」は、よく王朝文化、貴族文化、禅宗文化、町衆文化、みやび、わび、さび、などのことばによっても語られる。「古都」京都の香りが漂い、「古都」の情緒を醸し出し、「古都」の歴史と文化を反映しているものが、「京都らしい」のである。ひとつの「共同幻想」といってもよいものであろう。このような「京都らしさ」は、よく「京風」とか、「京」を冠する熟語をつくって表現される。一例を挙げると、平安時代の「京童」、室町時代の「京扇」（京の特産、輸出品）、江戸時代の「京暦」・「京料理」・「京格子」・「京間」などがあり、現代では「京町家」が最近、よく用いられるようになった。

こうした熟語の成立が古くさかのぼり、しかもそれぞれの時代にみられることは、「京都らしさ」が時代によって異なることを示唆している。

「京都らしさ」とは「京都としての特徴をよくそなえている」ことであるとすると、京都の都市景観のなかで、①「京都」としての特徴を、②良く備えているものが、「京都らしい都市景観」であるということになる。どのような「京都としての特徴」を、どのようにもっているかが、「京都らしさ」を区別するものであり、それは絶対的な価値をあらわすというよりも、相対的な、あるいは多様な価値の概念なのである。

また、「京都」は歴史的な概念である。したがって都市

域や都市景観が時代ごとに異なっているように、「京都としての特徴」も時代によって異なり、当然ながら「京都らしさ」も時代によってちがうということになる。

このような意味で、「京都らしさ」の歴史上最も大きな変化は、京都が「京都」でなくなったとき、すなわち天皇の住む都、また日本の首都でなくなったときに生じた。「京都としての特徴」や「京都らしさ」は、「京都」ではなくなった近代になって大きく変化したにちがいない。前近代と近代では、「京都らしい」の意味が大きく異なっているはずである。

(2) 「京都」ではなくなった京都

京都は、1100年のあいだ、首都であった都市である。首都「京都」であった京都の「京都らしさ」とは何であろうか。それは首都「京都」が形成した都市文化、「京都」文化であろう。首都としての京都がよく備えていたもの、すなわち、それぞれの時代にあって政治・経済・文化・宗教・情報の中心、交流の拠点であり続けることによって獲得した現代的・先端的・伝統的・中心的な文化、日本を代表する都市文化こそが、「京都」文化であり、「京」を冠して呼ばれるものなのである。そこに「万代の宮」、すなわち「永遠の都」京都の「京都らしさ」を認めることができよう。**「花の田舎」へ** 「京都」としての地位の喪失は、突然のできごとではなく、江戸時代初期から徐々に生じていた。徳川幕府が江戸を現実の統治権力機構の所在地としたため、首都機能の事実上の移転が生じていたのである。このように現実の京都と首都としての「京都」との乖離は、江戸期（あるいは戦国期）から始まっており、「京都」が、江戸・大坂と並んで、近世「三都」の一つと数えられるに至ったことが、京都の凋落を端的に示している。

こうして花の田舎へのゆるやかな変化が始まる。

「京都」が東京へ——東京遷都 政権争いの熾烈であった幕末期に、一度「京都」が復活したような状況が生まれるが、しかし結局、東京遷都がおこなわれ、京都は首都の地位を喪失した。京都は都市のアイデンティティの喪失を否応なく体験することになった。興味深いことに、あるいはきわめて皮肉なことに、京都の名称は残された。首都でなくなると、当然のことながら「京都」ではなくなるのに、地名として京都の名が残されたことは、京都の形骸化を示すものであろう。

京都において、首都の意味はしだいに希薄になり、かつての首都「古都」となった。

新たなアイデンティティの模索 このような大きな変化の後、京都に何が残ったか。京都は、残されたものを懸命に発見することによって、アイデンティティの回復をめざした。それは、かつて「京都」であったこと以外の何ものでもあるはずがない。1100年の間、首都として蓄積し続けた歴史と文化（たんなる地域文化ではない、基層的な文化）の継承、伝承こそが、京都が京都であることにつながる。それは、次のように語られる。

其名所旧跡は千百年歴代の文化を語りて盡くる無きの興味を興ふ、而して此事まことに他に特異なる所にして、

（『京都日出新聞』明治28年（1895）10月30日）

そしてもう一つのよりどころが「京都」であったことの属性の一つ、「山紫水明」である。

山紫水明、此の天然の美を除きては京都無しと云うも不可無きなり、（中略）山水の美風光は即ち京都主一の元素たり、

（『京都日出新聞』明治28年11月1日）

このような意見が広く受け入れられたからこそ、京都市の市制施後、周辺の花々を含む広大な地域、洛外の町村が京都市の市街地に組み込まれることになった。かつての「京都」の地理的範囲は、こうして京都市の行政区域となったのであり、「京都らしい景観」の保持と、京都の近代化の基盤が成立し、近代京都が誕生する。

新たなアイデンティティと京都の空間的基盤が近現代の京都を規定したのであって、「京都」のルネッサンスといえないこともない。京都は、「もはや権力の中核や経済活動の場ではなく、過去の輝かしい文化を保存する象徴的場

所」となりつつあるし、そうあらねばならないのであろう。

(3) 「京都らしい都市景観」とは

「京都らしい都市景観」の特質は、「京都」のアイデンティティを象徴していること、また「京都」の歴史と文化をイメージさせることであると考えられる。以下では、その特質を少し敷衍し、具体的な事例をあげてみよう。

1) 山紫水明の自然

- ① 平安京三山（神楽岡〈吉田山〉・船岡・双ヶ岡）と京都三山——その山並みと植生
- ② 「京都」の原風景、近景・中景・遠景の三重構造
- ③ 鴨川・堀川・白川・紙屋川・大堰川
- ④ 糺の森
- ⑤ 深泥ヶ池

2) 「京都」のイメージや記憶を喚起し、あるいは「京都」のイメージや記憶を喚起する景物と調和する。

- ① 「京都」の原型・平安京……グリッドパターンの町、東寺、神泉苑
- ② 首都・「京都」……京都御所・公家邸
- ③ 戦国時代の京都……上京・下京の町割
- ④ 「城下町」京都……二条城とその周辺
- ⑤ 首都「京都」の宗教性……本山寺院と門前境内
- ⑥ 近代京都……近代建築と歴史・自然環境
- ⑦ 重層する「京都」の都市空間の秩序と構造

3) 自然と調和しつつ、「京都」の記憶につながる都市景観（Urban Cultural Landscape）である。

- ① 自然・歴史・文化・建築が渾然一体となった、名勝・名所……世界文化遺産「古都京都の文化財」が体现している景観・風景
「京都としての特質」を最もよくそなえた都市景観であり、「京都」のアイデンティティを最もよく象徴する都市景観ではなかろうか。

なお、「京都」イメージがマスコミを通じて国内外に流布され、広く共有されていることにも留意しておきたい。米国・マイクロソフトの製品に含まれる画像のひとつに、「Kyoto」と名づけられたものがある。夕暮れの山並みを背景にたたずむ五重塔のシルエットを描いており、おそらく東寺の五重塔と東山が題材となっているのであろう。これが京都をイメージさせることは確かであるが、そのような「京都」イメージの多くがステレオ・タイプ（型にはまって固定）化しているということもできよう。

2 「京都らしい」都市景観の形成

京都が「京都」であるということ。何を失うと、京都は京都でなくなるのか。京都は「京都」として生み出してきた「歴史と文化」の総体を継承している。それらを、どのように、どれほど多く活用・継承していくか、にかかわっている。

(1) アイデンティティの継承

1200年をこえる歴史都市・京都にはいくつもの時代・社会が織りなした空間構造が重層している。たとえば、伝統的な空間構造として次のようなものをあげることができよう。

- ① 都城の空間構造——街区と道路と空閑地
- ② 浄穢の空間構造——内裏・平安京・山城国境
- ③ 内裏 → 平安宮 → 平安京 → 平安京外 → 三関
- ④ 里内裏 → 左京・洛陽 → 京外・洛外
- ⑤ 〈町〉の空間志向——平行軸／直交軸／垂直軸
- ⑥ 通り庇——道と町家の中間領域＝共用空間
- ⑦ 町家の空間構造——オモテ（生業）／ナカ（居住）
／ウラ（庵・離れ・借家）、オク（茶屋・茶室）

これらは、古代・中世・近世にみられた典型的な空間構造であると同時に、時代を超えて受け継がれているように見える。このように空間構造の重層性を保持し続けていることが、京都を京都らしくさせている。京都の景観の特質は、優美な十二単のように、都市空間そのものが「合わせ」と「重ね」による対比と調和の美をもっているといえよう。

こうした多彩な空間構造を保持し、また再生することは、京都のアイデンティティの継承、また都市景観の再生につながる大切な試みである。京都の空間構造は、歴史においては前近代の権力・統治・生業・文化・自然がもたらした空間構造であったが、現代にあっては自然と歴史と文化のもたらす空間構造が大切であろう。たとえば、Urban Cultural Landscapeとして「通り庇」——道と町家の境界領域であり、共用の空間——を再生したり、「町家」や「洛中洛外」の再生を構想したりすることは、とりわけ前近代の権力や社会がもたらした空間構造のうえに、環境との共生を願う都市民が新たな空間構造を付け加える動きとして望ましいことではなからうか。

現在、阪神大震災級の地震がそれほど遠くない時期に発生すると予想されている。旧市街地の多くや、三山の山麓

部において京町家を含む木造家屋の被害は甚大である。震災復興がふつうの都市計画手法で実施されるならば、旧市街地の景観は、建築的にも、都市空間としても完全に失われ、アイデンティティの喪失に至ることになる。古都京都にあって地震災害を想定した都市防災は不可欠である。

(2) オーセンティシティの継承

「京都らしい都市景観」を形成するにあたって、アイデンティティの保持・継承とあわせて重要なことが、オーセンティシティ（Authenticity 真正性・真実性・らしさ）をどのように保持するかということである。「京都らしい都市景観」は、にせものやまがいものであってはならないのである。

オーセンティシティの評価は、世界文化遺産の評価、すなわち形態と意匠、材料と材質、用途と機能、伝統と技術、立地と環境、精神と感性、その他の内的外的要因、などの情報源の評価にならっておこなえばよいであろう。

環境理念 これまで古代が名所を、中世が十境を、近世が八景を流行・発展させてきたように、現代でも新たな社会にふさわしい環境理念が生まれている。昭和41年(1966)に制定された古都保存法は、「わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡などが周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況」を「歴史的風土」とした。

また昭和50年(1975)改正の文化財保護法は、伝統的な建造物群が「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している」状況を価値の高い重要なものとして新しく認めた。これらは、建築文化遺産を保存する100年の歩みのなかで成熟してきた理念が、法に反映されたものといえよう。

そして世界文化遺産リストへの登録が広く進むなかで、新たな文化遺産として Cultural Landscape 文化的景観が注目されるようになった。興味深いことに、この概念は日本前近代の環境理念を受け継ぎながら生まれた文化財概念「名勝」にきわめて近い。

近年になって建築と史跡と名勝をともに歴史的環境を構成するものとしてみる視点、また都市を自然との関わりのなかで捉える視点など、総合的かつ融合的な考え方が定着しつつある。都市景観デザインは、このような新たな社会にふさわしい建築・環境理念——建築文化遺産を保存するなかで成熟してきた理念——にもとづいてなされなければ

ならない。

今、これらを新たな21世紀社会にふさわしい建築・環境理念として捉えなおし、それにもとづいて今後の建築・都市デザインを進めることが大きな課題である。近代において解体された「自然」を再構築し、生活と自然と歴史と文化が調和した都市景観を保全し、再生することこそ、京都のアイデンティティとオーセンシティティを継承しながら、未来の生活空間をつくること、京都らしい都市景観をつくることにほかならない。

文化的景観の保全・継承・再生は、そのために大きな役割を果たすことが期待され、また可能であると考えている。

3 「京都」の文化的景観

(1) 概要

- 1) 「京都」は、遷都を契機として形成された首都平安京およびその近郊農村を基盤とする。
- 2) 平安京の市街地の形態は考古学、歴史学、地理学、建築史学の成果によってほぼ判明しており、その後の変遷は古代の平安京図や戦国期の洛中洛外図屏風、近世・近代に版行された多くの地図類において確認することができる。
- 3) 三山、鴨川・桂川・紙屋川・堀川と近世の高瀬川、近代の琵琶湖疏水、また条坊制・条里制の方格状地割が、京都の市街地の街路および街区の構造を決定している。
- 4) 自然はもとより平安京・京都の栄枯盛衰と深く関わり織りなされた歴史と文化、人々の生活と生業が一体となって現在の市街地の環境が作り出されている。
- 5) 「京都の文化的景観」は、わが国における首都の発展の各段階を投影した都市構造を現在まで継承し、山並みや河川、街路網などの諸要素が現在の都市景観に反映されるとともに、洛中・洛外が醸成した伝統と文化に基づく社寺や町並みが独特の歴史的風致を生み出す貴重な文化的景観である。

(2) 特性

「京都の文化的景観」だけがもつ、他と異なった特別の性質とは、どのようなものであろうか。まず「京都」の首都性を示し、ついで文化的景観の特性を列挙しよう。

「永遠の都」 ― 首都性

- 1) 1000年をこえて日本の首都が立地し、機能したこと。「永遠の都」としての首都性。
- 2) 日本の首都の各発展段階において、首都（中心市街地→市街地）と後背地（周縁地域、農山村、港町など）、そして周囲の自然が織りなす同心円的ネットワーク構造が重層している。
- 3) 「京都」の文化的景観の基盤をなし、構成要素でもある京都盆地のそれぞれの地域は、大小さまざまな規模をもち、また第1次産業から第2次・第3次産業に関連し、多様な歴史と文化、個性・アイデンティティをもっている。さらに首都圏の空間構造のなかでそれぞれ一定の地位を占めている。
- 4) 「京都」は長い歴史のなかで創り出されたさまざまな都市類型・集落類型を含んでいる。都市と生活文化のエコミュージアムということができよう。
- 5) 平安京・京都は、それ自身が「巨大都市」と「小京都」を経験し、また度重なる「都市災害」（自然災害や人災）を乗り越え持続してきたことは、他の都市にない独自の経歴である。
- 6) 平安京・京都はのちの鎌倉や江戸、各地の小京都などの規範となった。

「京都」の文化的景観の特性

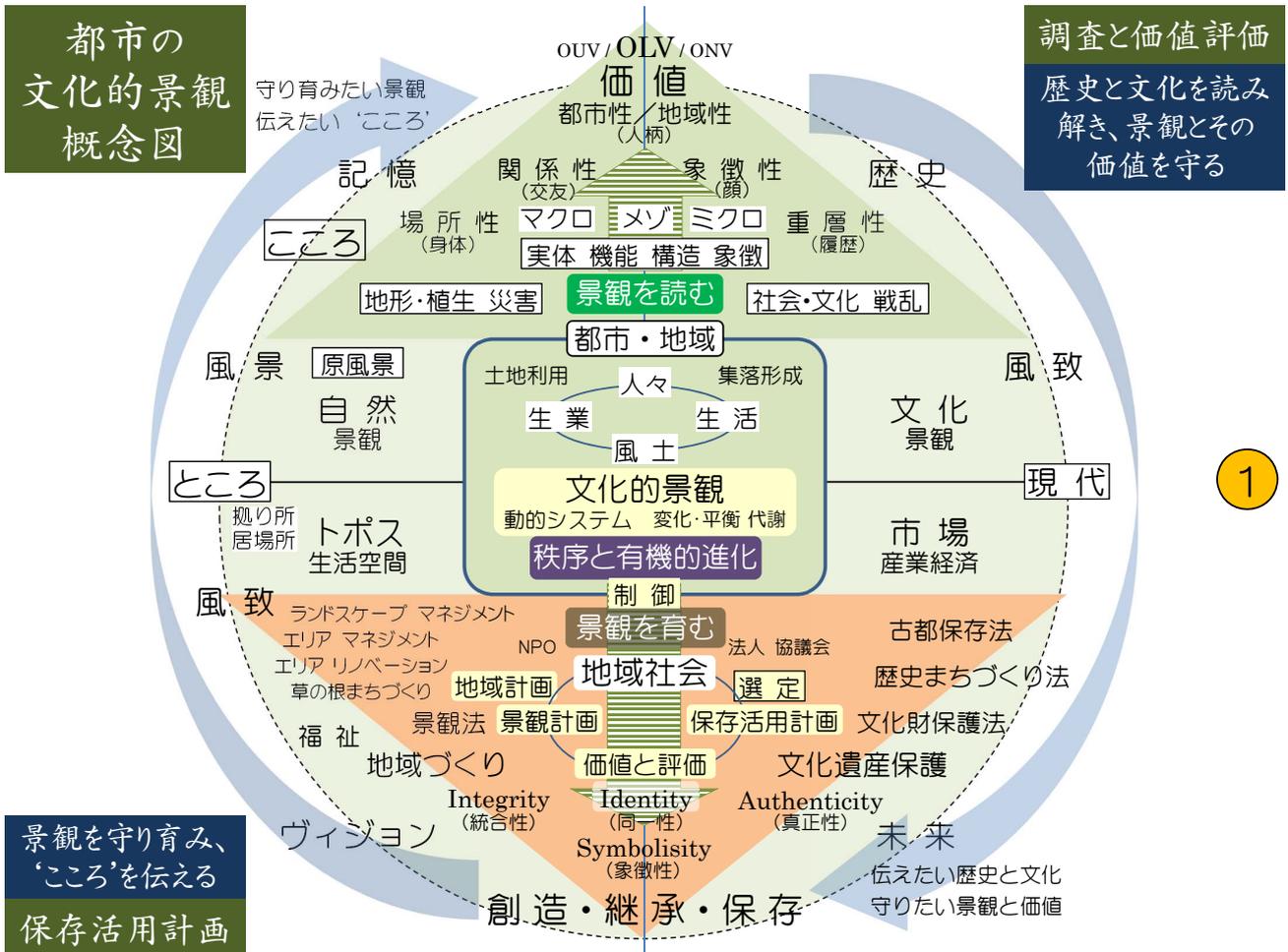
- 1) 「京都」の文化的景観がもつ特有の性質は、「京都」という歴史的な都市・地域の特性に由来する。
- 2) 豊かな自然に恵まれた京都盆地とその周辺、すなわち「京都」とその後背地における1200年をこえる人々の生活と生業、風土によって形成された景観地であり、かついくつもの時代の歴史と文化が共存・複合・重層して形成された景観地である。「京都」のすべての景観は、文化的景観である。
- 3) 都の人々の営みにより育まれた都市の文化的景観と、都を支える生産・流通・往来の地の人々の営みにより生み出された農山村の文化的景観からなる。
- 4) それぞれの地域は、古代から現代に至る各時代の人々の基盤的な生活、また生業の特色を示す、いくつもの典型的なあるいは独特な文化的景観である。
- 5) 歴史的・文化的・空間的に特色豊かな地域の文化的景観が、あるいは重なり、あるいは合わさって、「京都の文化的景観」、その都市性や地域性をつくりあげている。

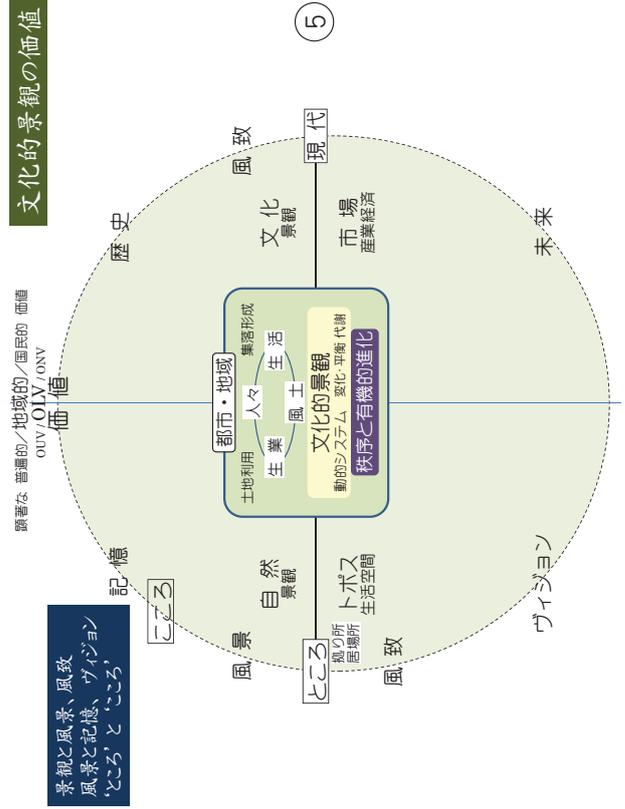
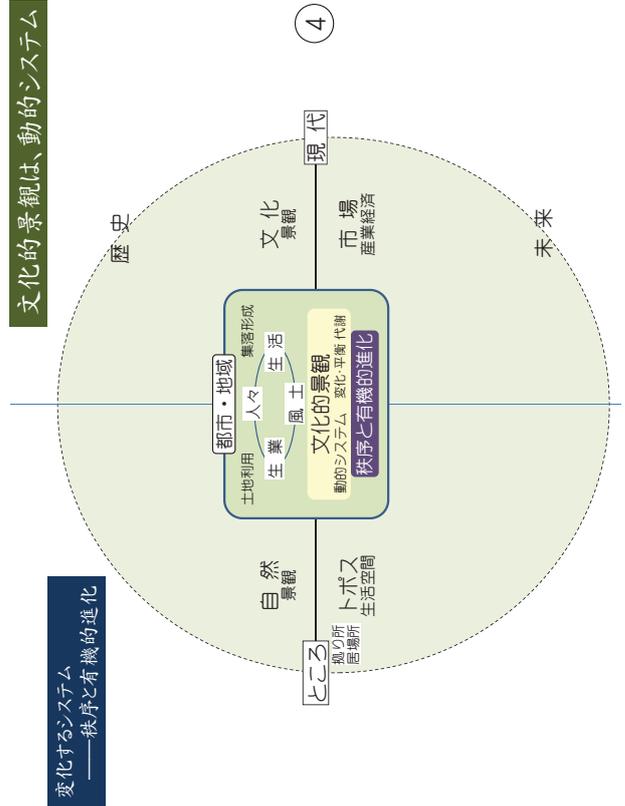
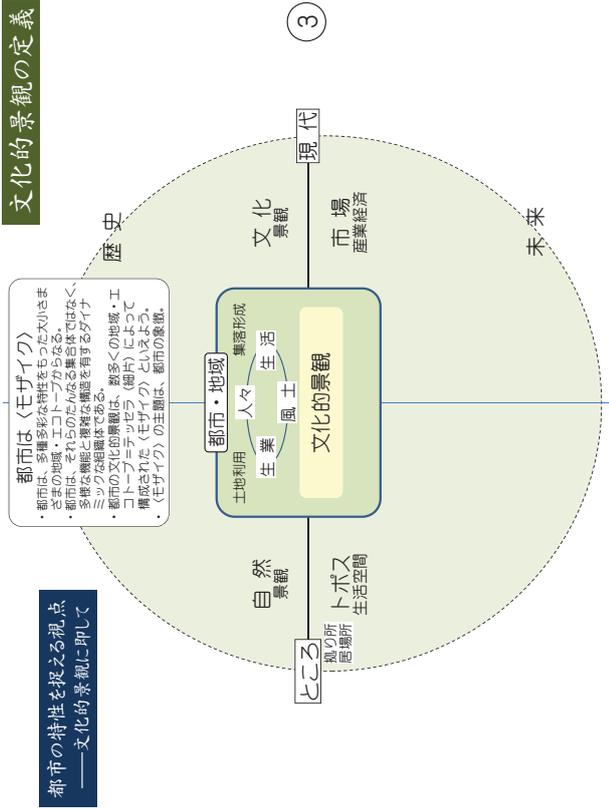
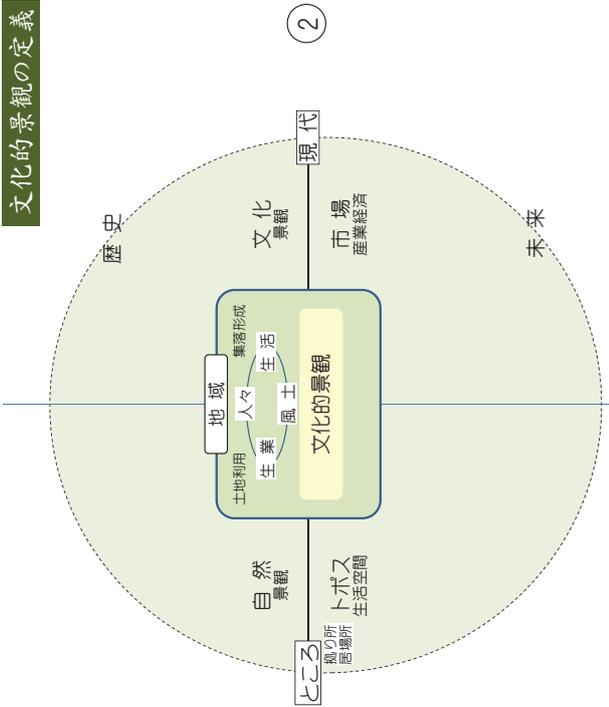
- 6) 統合された「京都」のアイデンティティを形づくるのは、「永遠の都」すなわち首都性の喪失を乗り越えて「古都」を継承する道を選んだ生き方である。
- 7) 「京都の文化的景観」をモザイクにたとえるなら、材料・材質や色・形、大小もさまざまなテッセラ（細片）＝地域からなる壮大なモザイクといえよう。
- 8) 床面を装飾するモザイクの中心部には特別な主題を表した象徴的な部分があり、エンブレマと呼ばれる。「京都の文化的景観」のエンブレマは2つあり、1つは京都御所・京都御苑、もう1つは平安時代から続く中心市街地（四条烏丸周辺、祇園祭山鉾町）である。前者は「みやこ」を象徴し、後者は「みやこ」の生活と生業を象徴している。

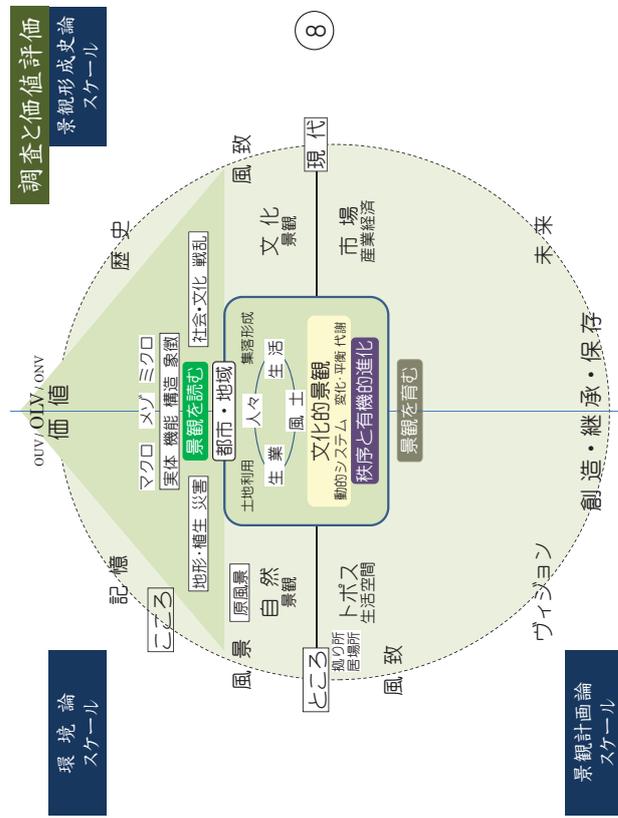
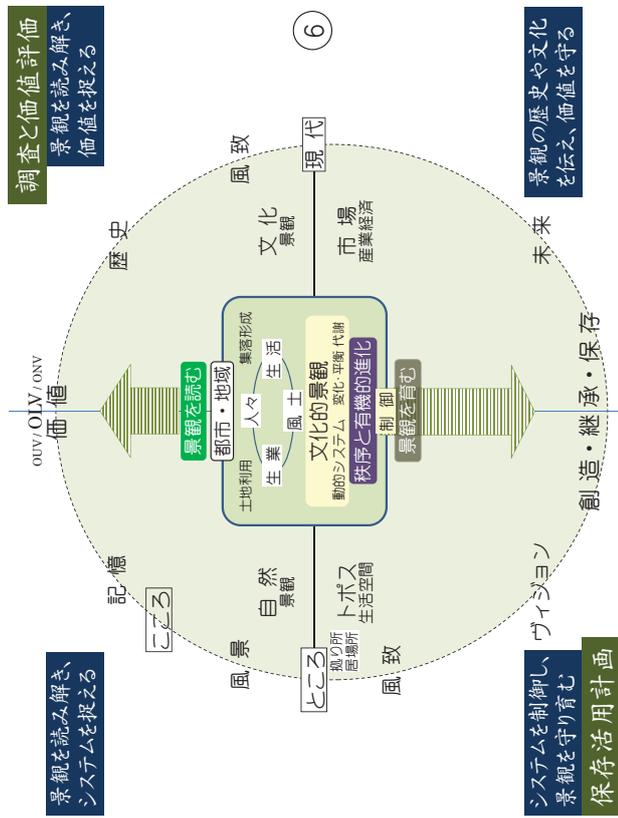
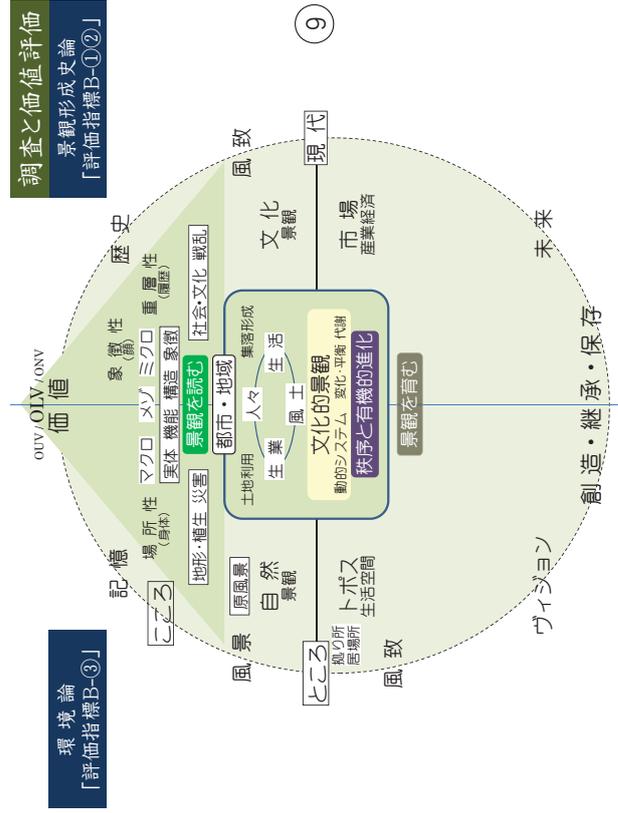
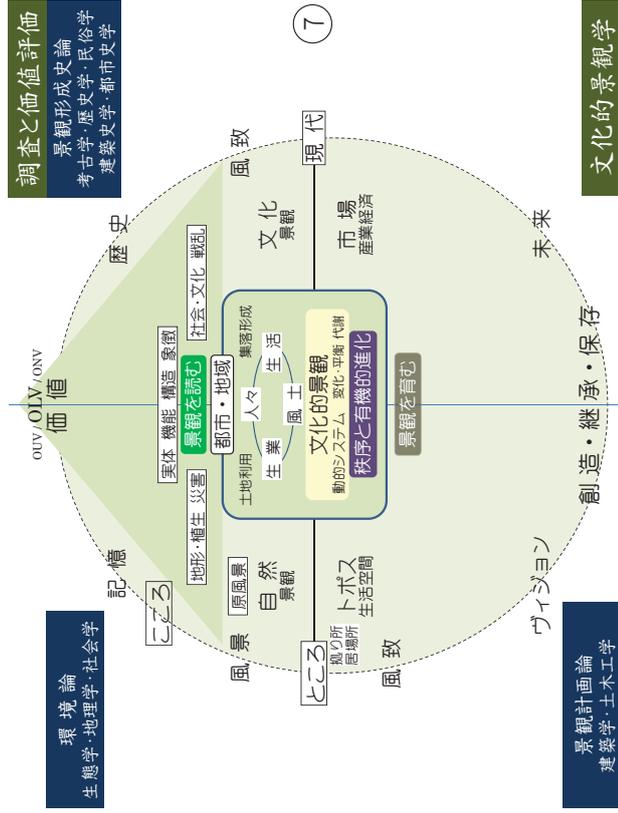
(3) 価値

「京都の文化的景観」は、京都盆地の豊かな自然と平安京から1000年をこえる首都、そこに生きた平安時代から現代に至る各時代の人びと人々の生活また生業の特色をすものであり、「京都」の歴史と文化が重ね合わさる文化的景観、日本にもまた世界にも類のない独自の文化的景観として価値が高い。
(高橋 康夫)

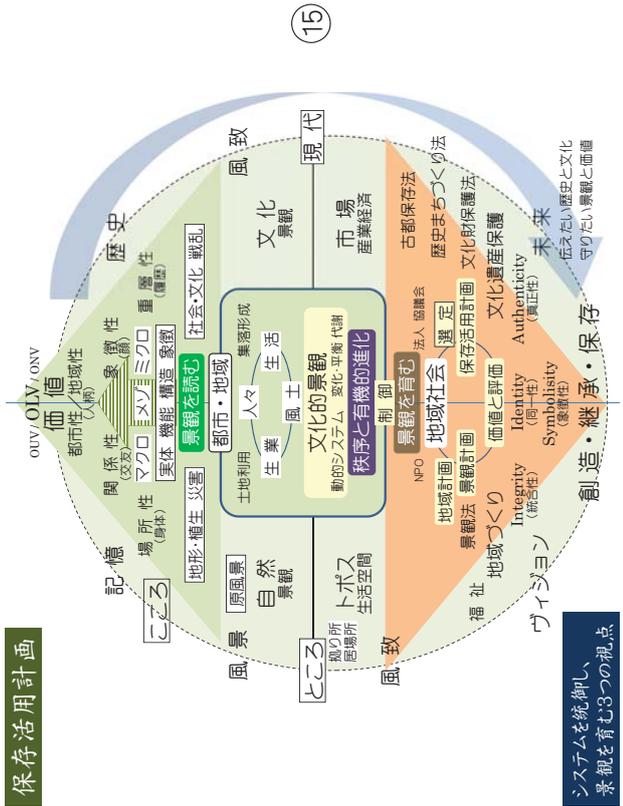
※以下の概念図は、「文化的景観」について、調査と価値評価、及び保存活用計画の観点から、その成り立ちを順序立てて説明しようと試みたものである。



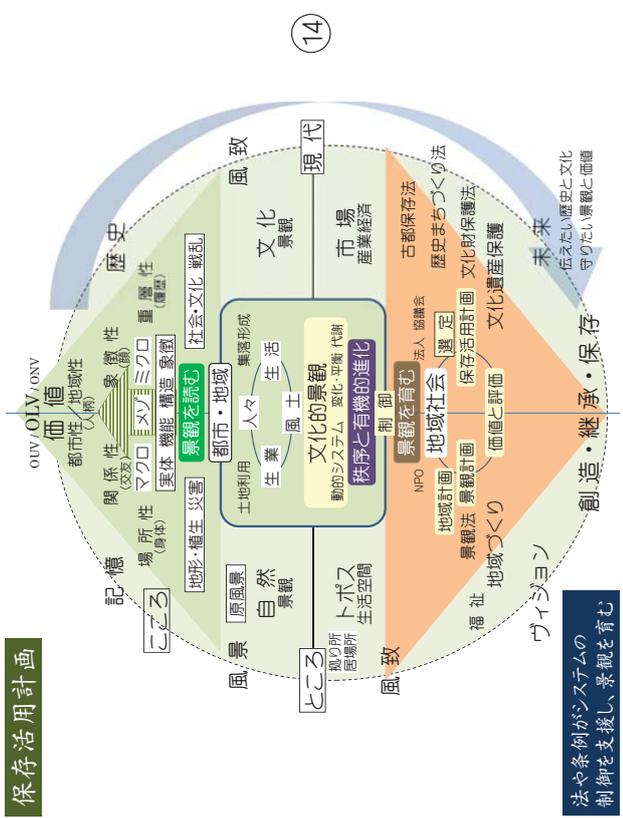




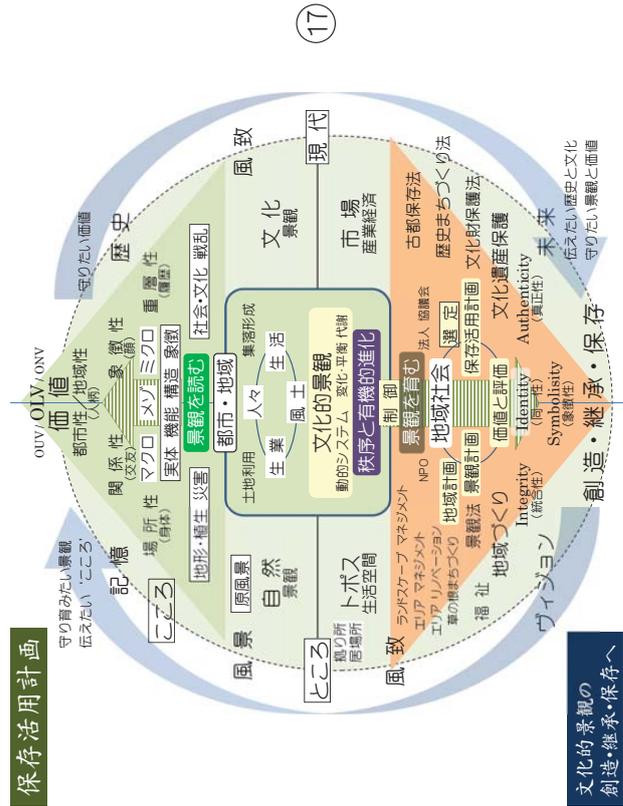
保存活用計画



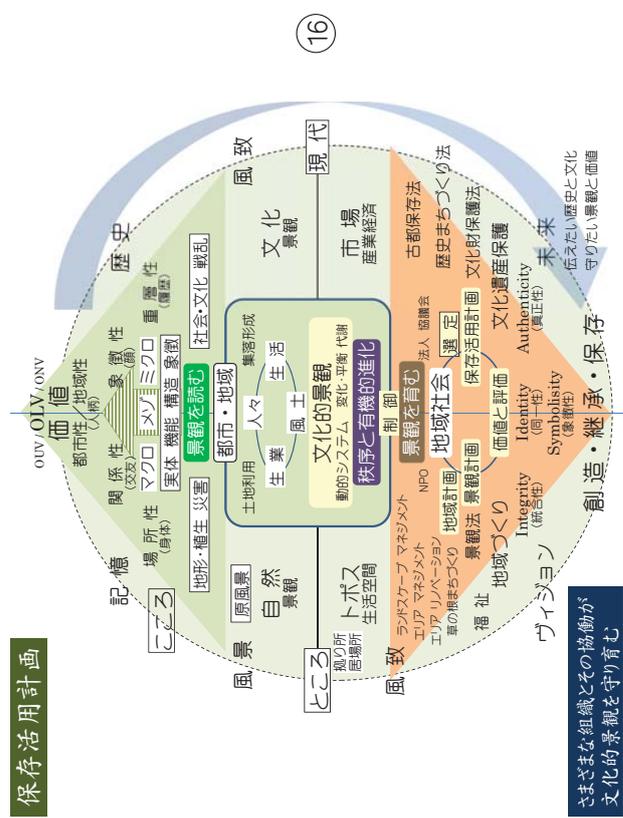
保存活用計画



保存活用計画



保存活用計画



特論1 「京都」のまとまり——近世京都図を出発点に

1 はじめに

日本の地理学にドイツ地理学よりラントシャフト論が導入された際、さまざまな説が展開されていたが、なかでも辻村太郎（1937）に代表される「眼に映ずる景色の特性」、すなわち可視的な領域に限定して捉える議論と、小牧実繁（1937）に代表される「広がりのある、物の充填した、統一ある全体としての土地」という、統一ある地域として捉える議論の2つが影響をもった。ラントシャフトは「景観」という訳が与えられ、一般的な語義としては辻村の言うような可視的な側面が強調されたが、景観論としては可視的な側面にとどまらず、意味あるまとまりとしての地域を射程に入れる議論も常に一定の役割を果たしてきたのである。

文化的景観に関して、こうした景観をめぐる研究史をふまえるならば、「広がりのある、物の充填した、統一ある全体としての土地」の個性を抽出し、それが「眼に映ずる景色の特性」として表れている要素を中心に保存活用を図るのが文化的景観だということになるだろうか。重要な景観構成要素として抽出されるのはあくまでも可視的な（そして不動産の）地物であるが、景観の価値を判断する際に可視的な側面に限る姿勢がふさわしくないことは火を見るより明らかである。

この際、問題となるのが「広がりのある、物の充填した、統一ある全体としての土地」をどのように設定するか、という点である。特に文化的景観の場合、自然、歴史、生活及び生業という3つの視点が重視されるわけだが、そうした視点からまとまりある地域を抽出するとしても、そこにはいくつかのスケールの設定が可能である。その際、最小スケールもさることながら、地域を広域にとったときのまとまりを検討することが重要となる。

ここでは、「京都の文化的景観」という場合、いかなるまとまりが可能となるのか、またその関係性はいかなるものなのか、という問いを検討したい。その出発点として、近世の京都図の描写範囲を手がかりとする。

2 京都という枠組み

デジタル地図と異なり、紙に表現される地図は表現範囲（図郭）が限定される。測量図の場合、図郭は規則的に区切られるが、測量成果に依らない図は、実際の地域を歪めて紙面に収めることが可能であった。逆に言えば、地図に表現された範囲は、まとまりをもつ一定のエリアとして地図作者が考えていた、ということになる。

江戸時代になり、出版京都図が登場した当初の表現範囲は、平安京の左京域を中心に展開した都市域（洛中）のみであった。しかし、その後刊行された図をみていくと、次第に洛外まで表現が拡張されるようになる。

そして、承応3年（1654）に無庵によって刊行された『新板平安城東西南北町并洛外之図』（図1）において、比叡

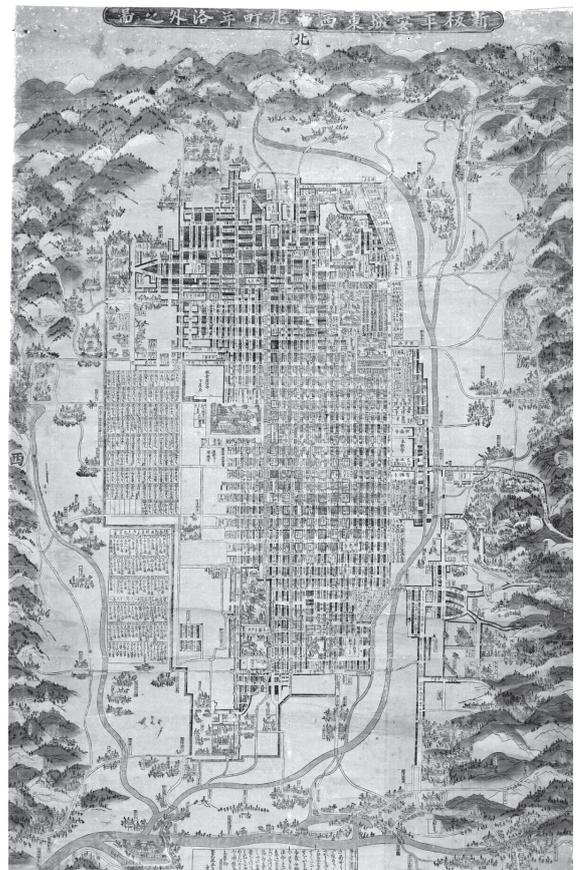


図1 『新板平安城東西南北町并洛外之図』
（承応3年刊）京都大学附属図書館蔵

山-宇治-石清水八幡-愛宕・^{とが}梅ノ尾という範囲の描写が登場する。いずれも京都郊外に位置する主要な寺社が意識されているが、とりわけ比叡山と石清水八幡は都を守護する役割が唱えられてきた寺社である。また、それと同時に東山・北山・西山という山地と宇治川・^{おびら}巨椋池という水域からなる自然障壁で囲まれたまとまりある範囲が設定されており、そうした連続的に表現しうる自然物が画面端部に来ることで、画面全体が引き締まる安定的な構図を京都図にもたらすことになった。

この歴史的にも自然的にも明確な境界点ないし境界線をふまえた構図はその後に続く出版京都図に踏襲されることになり、地図における「京都」の範囲として定まっていた。また、『新板平安城東西南北町并洛外之図』は都市域(平安城東西南北の街並み)と郊外(洛外)の図というタイトルだが、同じ構図を踏襲したその後の図は、『新撰増補京大絵図』(林吉永、貞享3年〈1686〉刊)であったり、『懐宝京絵図』(正本屋古兵衛、安永3年〈1774〉刊)であったりと、「京(都)」の図であることを謳っている。都市域を超えた広域の「京都」のまとまりを表現する図として作製され、そして利用されていったのである。

この「京都」の範囲を領域でみると、^{おとくに}乙訓郡、^{かどの}葛野郡、^{あたぎ}愛宕郡、紀伊郡、宇治郡となる。ただし、少なくとも近世中期頃までの出版京都図には葛野郡や愛宕郡の北部や宇治郡の東部・南部は地図の画面に含まれておらず、地理的な単位である郡と「京都」イメージは厳密には一致していなかったことになる。

また、実際の紙面に占める北部・南部の割合は小さく、実際に比して大きく圧縮されている。それは都市域(洛中)をより大きく表現しようとした反動であるが、それでもなお宇治や八幡、また北部の諸地域を描きこもうとしたところに、当時の「京都」に対する地理認識が現れているとみることができる。

3 都と郊

(1) 生業にみる圏構造

次に、都市と郊外とで構成された「京都」が、どのような構造を持っていたのかについて、特に生業という視点から確認する。

京都図の構図とも大きく関わるが、京都は平地部(京都

盆地)を山河が囲む地理的環境となっている。その中心部に都市たる京都があるのは間違いない。現在の京都は都市域が平地部の大部分を覆っているが、少なくとも近世までの平地部には都市と村落があり、その間を田畑が埋めていた。そして、そのさらに外側には山地が広がり、小盆地や溪谷沿いに山村が点在していた。理念的にみれば、内側から外側に向かって都市-近郊農村-近郊山村という3つの圏域からなる構造が「京都」を形作っていたことになる。

京都近郊農村では水田耕作も見られたが、『拾遺都名所図会』(秋里離島、天明7年〈1787〉刊)巻1にみえる壬生菜を収穫する風景にもあるように(図2)、蔬菜の生産が盛んであった。重要文化的景観「京都岡崎の文化的景観」の選定地もそうした近郊農村の典型で、近世中期以降には聖護院きゅうり、聖護院だいこん、聖護院かぶといったブランド化した蔬菜が栽培されるようになった(高嶋2003)。

こうした蔬菜栽培が盛んな理由の1つは土壌の条件が適していることによる。たとえば聖護院かぶや聖護院だいこんが有名な岡崎地区は東山に位置しているが、『雍州府志』(黒川道祐、天和2年〈1682〉~貞享3年〈1686〉作)巻六土産門雑菜部には「東山吉田辺の土地は砂多くして和柔なり。故に大根、土に入ること深くして、自然に長大なり。その味、佳なりとす」といった記述がある。東山は鴨川や白川によって運ばれた砂が堆積しているが、そうした土壌を活かして栽培されていたことがわかる。

しかし、こうした土壌条件に加えて都市との経済的関係も重要である。ドイツの地理学者チューネンは、『孤立国』(1826年刊)の中で都市(消費地)から離れるにしたがって生産物が変化していくことを理念的に示した。チューネ



図2 壬生菜の収穫風景
『拾遺都名所図会』巻1、国際日本文化研究センター蔵

ン圏モデルと呼ばれるこの古典モデルにおいて、都市の周辺では酪農や園芸農業が展開するとされている。それは牛乳や野菜は痛みが早く、輸送に時間をかけられないこと、土地集約的な生産であり、単位当たりの収入が一定以上あるため、(都市近郊で高値となる)地代をまかなうことができることなどが関係する。

近世日本の場合、牛乳を飲用する文化は定着していなかったため酪農業の分布はみられないものの、野菜の園芸農業が広がる点はこのモデルによくあてはまる。保存がきき、長距離輸送が可能な稲は消費地から離れた場所で栽培しても消費地に送ることが可能であった。都市近郊農村にとって、競争相手の多い稲作よりも、園芸農業に特化した方が地理的個性を活かせることになる。実際には、土地条件に合わせて稲作と畑作とを組み合わせた農業形態となるが、都市近郊であるがゆえに蔬菜園が広がっていた点が景観上もしくは地域的な特徴である。自然条件に応じた特徴的な野菜が栽培され、産地化していく動きは近世になってから本格化していく。いわゆる京野菜として知られるものの多くも近世中後期に登場したものであることが知られている(高嶋2003)。

また、都市近郊の場合、都市から糞尿を集め、それを田畑に肥料として投入できる利点もあった。土地集約的な農業形態となる園芸農業の場合、こうした肥料確保は重要な要件となる。図3は明治26年(1893)頃の岡崎の写真だが、蔬菜園のなかに野壺がみえることを確認したい。

チューネンは園芸栽培地帯の外側に林業地帯を配置した。チューネンモデルはフラットな平地が前提となったモデルであるが、ここに林業が置かれるのは、材木が重量があり

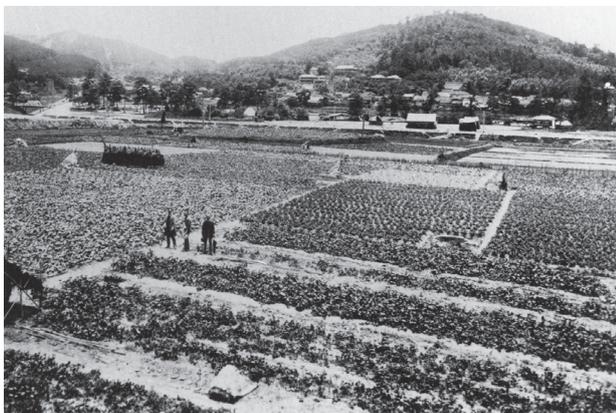


図3 明治26年頃の岡崎 平安神宮蔵

輸送コストがかかること、それでいて都市では必須の材であることなどが理由となる。

京都の場合、園芸栽培地帯の外側に山地が来るために、自然条件的にも林業地帯となる。ただし、京都図に見えた「京都」の範囲の山地は、いわば京都盆地から見える範囲の山地であり、材木というよりも薪炭材の供給地という側面を強く持つ。材木としては「京都」のさらに外側の地帯に配置されている(後述)。「京都」のなかの山村を(山村ではなく)近郊山村と位置づけたのもそのためである。

図4は『拾遺都名所図会』の鞍馬山に関する挿絵である。「鞍馬の奥より都へ運送の図」と注記されるように、炭を担いで都に売りに行く様子が表現されているが、背後には炭焼小屋もみえている。『雍州府志』土産門竹木部にある炭の項では「山城国において、鞍馬山ならびに小野里の産、宜しとす」とある。ちょうど「京都」の枠組みのもっとも縁辺付近といつてよいだろう。

また、黒木とよばれる生木を乾燥させた焚き付け材が京都近郊山地からもたらされていた。『雍州府志』土産門竹木部の黒木の項では「多くは洛北、矢背〔八瀬〕、大原、鞍馬より出づ」と紹介されている。また、同項には、黒木を使った八瀬のかま風呂についての照会もあり、「三四月の間、入り来る者多し。肌膚を潤し、筋骨を和らぐ。摂州有馬の温湯と相比並す」といった評判も載せられている(図5)。

また、「京都」西部の山地には竹林地帯があることは特筆しておく必要がある。竹林はたけのこ産地として捉えると園芸農業地帯に類する地区となり、竹材の産出地としてみれば林業地帯に類する地区となる。『雍州府志』土産門



図4 鞍馬炭の運搬風景
『拾遺都名所図会』巻3, 国際日本文化研究センター蔵

竹木部の竹の項では「所々にこれあり。西郊の産、特に大なり」と記載されており、育ちのよい竹が採れる地域として紹介されている。なお、西山の竹は筏を組み、桂川を利用して運搬された。そのため、竹材の供給地は京都だけでなく大坂も含まれる点は考慮に入れる必要がある。

たけのこ栽培にあたっては、柔らかい土壌を作り出すための工夫がみられ、またホリと呼ばれる独特の道具を使って掘り出す技術が発達した（長岡京市教育委員会編 2000）。竹林の広がりには歴史の変遷がみられるものの、西山には現在もなお管理された竹林がみられる（図6）。

チューネンは農業（土地からの生産物）に視点を置いていたが、京都の近郊農山村において注目すべき生業として石材業がある。とりわけ、京都には庭を有する寺社や殿舎が多くあった。そうした庭に利用される石材の多くは、京都近郊から供給されており、地域ごとの特徴によって用途が異なっていた。その代表格は北白川の白砂（白川砂）であり、朝廷や寺社において、清浄な空間に撒かれるのが常



図5 八瀬のかまぶろ



図6 大枝の竹林

であった。また、北白川南部の浄土寺や鹿ヶ谷で産出する浅紫の石は庭園の庭石として利用された。ほかにも、北白川北部の洛北や高野川で採れる砂礫粒を含まない硬い石は漬物石に使われており、鞍馬では火打ち石が産出するなど、生活上で利用される石材も、近郊からもたらされていた。

（2）「京都」の北と東の世界

先に、近世京都図にみえる「京都」という枠組みと郡域とは一致しないことを確認した。「京都」に含まれる乙訓郡、葛野郡、愛宕郡、紀伊郡、宇治郡は山城国の北部を占めることになるが、「京都」がそのまま山城国北部と一致するわけではない。そのずれは「京都」の東（東南）側と北側に見出せる。

東側は宇治郡の北部、現在の京都市山科区が当てはまる。奈良時代は（古）北陸道、平安時代からは東海道・東山道・北陸道が通過する交通の要衝であり、「京都」と東日本各地との間を行き来する人々、物資、情報が通過していく地域であった。そのため、街道沿いを中心として、流通・往來に関わる生業や空間が成立していた（図7）。

また、山科と近江国との境にあった逢坂関は、古代三関（鈴鹿・不破・愛発）と並ぶ重要な関であると同時に、畿内と畿外を画する関でもあり、百人一首にも採用された一句「これやこの行くも帰るも別れつつ知るも知らぬも逢坂の関」（後撰集・雑1・1089：蟬丸）を持ち出すまでもなく、逢坂関までを一体的に捉える心性も存在した。

歴史的にみても、9世紀に建立された醍醐寺がその後、豊臣秀吉の花宴の場として設定されたり、また15世紀後半に建立された山科本願寺が天文法華の乱の当初の舞台の1つとなったりと、山科盆地は「京都」の動きと連動する

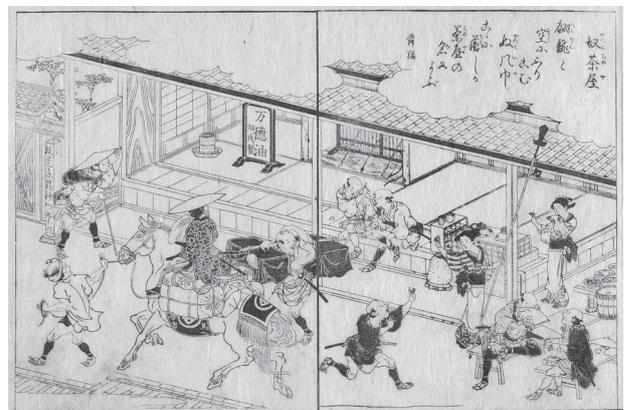


図7 東海道沿いの奴茶屋
『拾遺都名所図会』巻2、国際日本文化研究センター蔵

ことも度々であった。流通・往来の要衝として、もしくは「京都」の外側に寄り添う地域としてあったのが山科であった。

一方、北側は京都盆地以北の山間地にあたる。領域的には葛野郡と愛宕郡の北部である。流域で捉えるならば、葛野郡北部は桂川最上流部、もしくは桂川に流れ込む支流域にあたり、愛宕郡北部は鴨川（賀茂川・高野川）の上流部、および琵琶湖にそそぐ安曇川水系の最上流部に属す。この一帯では、林業が中心となった生業が営まれる。

たとえば、『拾遺都名所図会』には花脊大非山付近の挿絵として山中の材木を切り出し、雪上を滑らせて下ろす風景が描かれる（図8）。大非山の文章においても「山中を棲とし、農業少く樵多くして、所々に炭竈を作りて煙絶ず」と、林業をもっぱらとする様子が記されている。この付近は桂川水系に属するため、材木は丹波国を經由して嵯峨にもたらされる。

ただし、丸太を川で運搬するには一定程度の川幅が必要であり、また急角度の蛇行があると長大な丸太の移出は困難となる。一般的には、そうした自然条件によって林業産地としての好適地がきまる。

ただ、その一方で、北区中川地区を中心とした北山林業地のように、河川条件が悪く陸路による移送しか難しい地域であっても、細い垂木、磨丸太による床柱、庭園用の庭木といった特定の利用法に絞って付加価値のある材を産出することで、輸送コストを考慮しても産地として成立する特性を身に付けた地区もある。北山林業地の展開は主に数寄屋建築が展開した近代以降となるが、それはまさに銘木が消費される京都という都市近郊山地ならではの産地化であった。

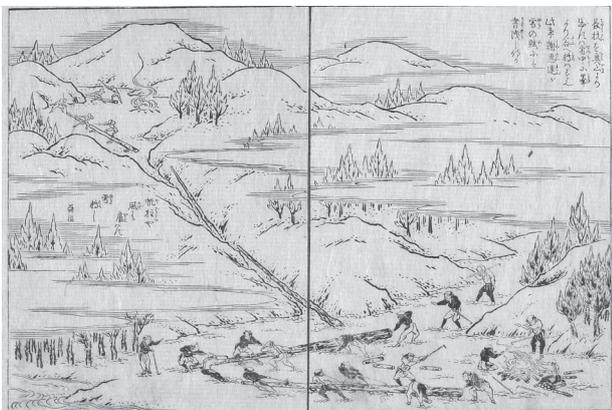


図8 大非山付近での冬の伐り出し風景
『拾遺都名所図会』巻3, 国際日本文化研究センター蔵

(3) 都—農—山の結びつき

近世の「京都」の枠組みに、チューネン圏モデルの理解を当てはめると、都市—近郊農村—近郊山村という圏構造となる。さらに今、確認したように、その外側にもう1つの外郭圏——ただし、それは東部と北部で性格は異なる——を加えることで、山城国北部全体を概観する地域構造を捉えることができる。

実は近世後半、19世紀になって出版された京都図においては、それまでの「京都」の枠組みよりもさらに広域の山城国北部をほぼ視野に入れる「京都」像が示されるようになる（図9）。これは画面自体が大きくなったという物理的要因にもよるが、東部や北部との結びつきがより強くなってきたことの反映とみることもできる。これまで『拾遺都名所図会』（天明7年刊）に掲載される挿絵をいくつか例示してきたが、『都名所図会』では描き切れなかった部分を補完するという意味で刊行されたのが『拾遺都名所図会』であることを思うと、近世中後期になるにつれて「京都」の枠組みを広げて捉える意識が社会に浸透し、それが出版京都図の表現範囲にも影響を与えたとみることが可能だろう。

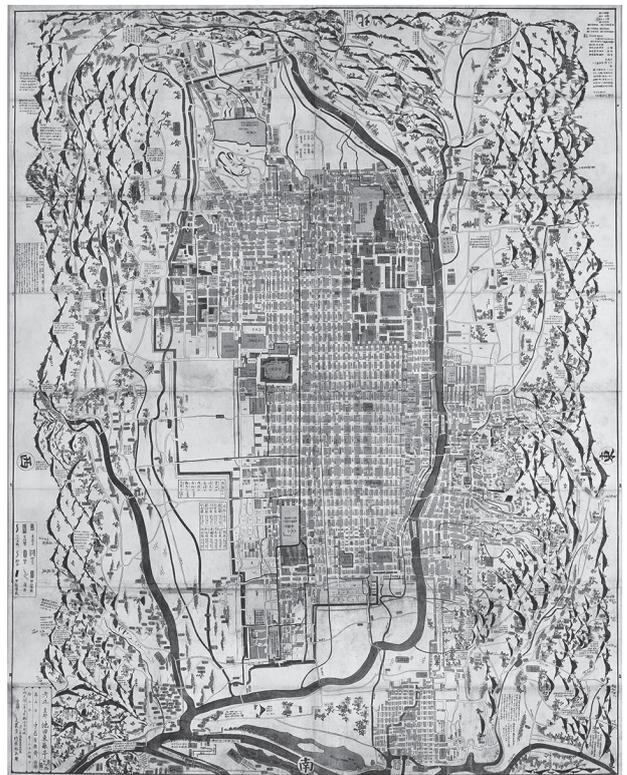


図9 『改正京町絵図細見大成』（天保2年〈1831〉刊）
京都府立大学文学部歴史学科蔵

重要なのは、こうした広域の視点で捉えた場合、それぞれの圏域が連動していることを確認することである。言い換えれば、ミクروسケールで捉えた時に地域ごとの生活や生業の特徴を抽出することはもちろんだが、そうした特徴が広域のスケールにおいてどのような意義を有しているかという点を意識することが、広域の文化的景観を考える際には重要となる。

こうした異なる地域を結びつける役割を果たすのが街道であり河川である。

街道については、京都と他地域とを結ぶ街道の起点を指す「京の七口」が象徴的である。七口については史料によって差異があるが、北に向かう鞍馬口、大原口、長坂口、東に向かう荒神口、粟田口（三条口）、南に向かう伏見口（五条口）、竹田口、鳥羽口（東寺口）、西に向かう丹波口（七条口）などがよく知られている。こうした口の周辺では市が発達した。大原口付近にある枳形商店街は、そうした市が発達したものである。

口の名称は、起点となる場所の地名、もしくは街道の向かう場所の地名のいずれかが採用されているが、北に向かう鞍馬口、大原口、長坂口は鞍馬、大原、長坂（越）と、いずれも後者の表現が一般的に利用されている。ただ、そうした街道名に付された場所で街道が終わるのではなく、さらに遠くに続いている。

鞍馬口から伸びる鞍馬街道を例にとると、鞍馬街道は鞍馬寺に向かう参詣道という性格を有するが、鞍馬から北にも山道は続く。先に大非山の生業についての文章を載せたが、その後には「女は炭薪を首に戴き牛馬につけて鞍馬の市に運ぶ」と続く。こうして鞍馬に集約された物資が、鞍馬街道を南下して京都に運ばれることになる。鞍馬から炭を運ぶ様子の挿絵も先に示したが、実は鞍馬炭として京都で売られた炭は、鞍馬だけでなく、それ以外の地域から集約された炭であった。

こうした山間部における集約地という機能は鞍馬だけでなく、雲ヶ畑でも確認できる。雲ヶ畑は京都と丹波国北桑田郡（井戸村）を結ぶ街道の1つの中間に位置していた。雲ヶ畑にある街道沿いの家には牛をつなぐカラシが見られる（図10）。この家は旧炭間屋で、井戸村から炭を運ぶ牛がつながれていた痕跡である。雲ヶ畑もまた、北部から集めた炭を近郊農村や京都に送り出していた。こうした光景は周山街道が整備された大正期頃まで見られた（宮崎

2013）。

このように、近世中期頃までの「京都」の枠組みの外縁部に位置した鞍馬などの集落は、さらに外側の地域との結節点としての役割をはたしていた。それはたとえば南部の伏見や淀が大坂や奈良との交通の結節点に位置していたのと同じである。

河川の結びつきとしては、桂川・淀川・宇治川は舟運が発達し、また堀川や高瀬川でも荷物の運搬がなされた。河川には多くの河津集落が形成されたが、伏見のように都市的發展を遂げた場所もある。また、京都の内部においても、堀川沿いの丸太町・竹屋町のように、材木商・竹木商が川沿いに展開し、高瀬川沿いには生け簀が作られた。

このように、「京都」の枠組みとしてみられる圏構造は、それぞれの圏域が独自に存在するのではなく、関係性を持って存在していた。消費地たる都市は生産地たる農村・山村が不可欠であり、また生産地たる農村・山村も、京都という文化の成熟した都市に対して、特別な製品を作ること、その独自の個性を維持してきたのである。

4 おわりに

「京都の文化的景観」という視点から、近世の出版京都図を出発点に、京都のまとまりをとらえ、その関係性について概略してきた。近世には京都盆地とその近郊の山地および宇治川・巨椋池によって囲まれる一定のまとまりが「京都」として認識され、近世後期になるとそれが北部と東部に拡張されることが出版京都図の描写の変化よりうかがえた。近世後期には、およそ山城国北部と一致する範囲として「京都」は立ち現れている。

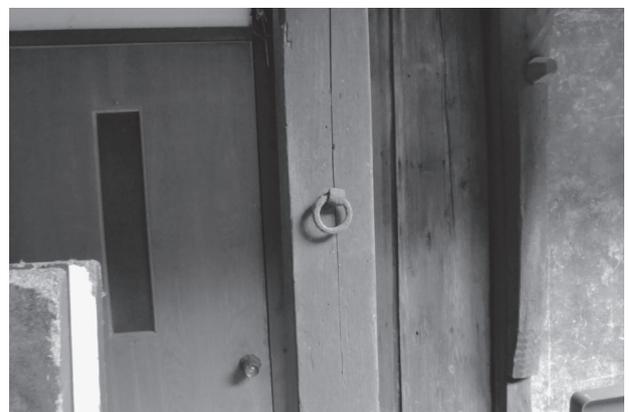


図10 雲ヶ畑に残るカラシ 撮影：宮崎浩史郎

この近世後期に拡大した「京都」は、南西部、旧乙訓郡域を除いて現在の京都市の範囲とかなりな程度一致する。広域の「京都」が一つの行政単位として立ち現れている時代は、いまだかつてなかった。このような行政枠組みとの一致をどのように捉え、歴史をふまえてどのような未来を描くか、というのは京都市の大きな行政的課題であろう。そうしたとき、京都市が、個別の地区のみならず、京都市全体（もしくはそれを少し超えた範囲まで）を射程に入れた「京都らしさ」を捉えようとする本調査の方向性は、大きく間違っていない。

さて、すでに確認したように、「京都」という枠組みは、都市－近郊農村－近郊山村（－外郭圏）という圏構造となっており、それぞれが自然条件と都市・京都との関係から特徴ある生業が生まれ、それらが街道や河川を通じて圏域を超えて結び付いていた。盆地という自然条件によるまとまりもさることながら、こうした生業での関係性が、一つの大きな「京都」を生み出してきたとあってよい。

ただし、本章では取り上げることができなかったが、こうした圏域やつながりは生業だけではなく、生活面から捉えることもできる。たとえば、盆の風習の違いなどは重要な指標となるであろうし、また祭礼における山鉦の分布、

神輿の分布、剣鉦の分布、火祭（火を使った祭礼）の分布なども、そうした圏域やつながりを示す別の指標となるだろう。こうした多様な角度から京都の構造を捉え、それを総合的にみていく必要がある。

どのような指標がありうるかという点は、小さなスケールを対象とした地域らしさの確認の中から見出されることもある。小スケールの分析と大スケールの分析とを不断に往還することが「京都の文化的景観」の深化には不可欠であることを改めて確認して、稿を閉じたい。（上杉 和央）

参考文献

- 国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室編（2013）『京都岡崎の文化的景観調査報告書』京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
 国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室編（2019）『京都中川の北山林業景観調査報告書』京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
 小牧実繁（1937）『先史地理学研究』内外出版
 高嶋四郎編（2003）『京の伝統野菜と旬野菜』トンボ出版
 チューネン（近藤康夫他訳）（2013）『孤立国』日本経済評論社
 辻村太郎（1937）『景観地理学講話』地人書館
 長岡京市教育委員会編（2000）『京タケノコと鍛冶文化』長岡京市文化財調査報告書第40冊、長岡京市教育委員会
 宮崎浩史朗（2013）「雲ヶ畑の景観史」（京都府立大学文学部平成24年度卒業論文）

特論2 祇園の市街形成史

1 はじめに

都市の景観が時代とともに変化していくのは歴史の必然であり、京都に限られたことではない。しかし、京都ほどその変化を克明に追うことができる都市はない。過去のできごとを伝える史料が豊富に残されているからである。

とりわけ鴨川以東の東山地区には、祇園社(現、八坂神社)をはじめ建仁寺・清水寺などの古寺社があり、そこには多数の古文書・古記録等の文献史料が所蔵されている。また、絵画史料も16世紀以降に製作された「洛中洛外図屏風」等の京都を描く絵画の大半がその風景を描いており、景観の歴史的な変遷をたどる上で、東山ほど史料に恵まれた地区はないといえる。

その東山地区に所在する現在のいわゆる「祇園」は、中世までは祇園社とその門前の祇園村以外はすべて田畑というのどかな景観が広がる場所であった。それが今見るような市街地となっていくのは18世紀以降のことである。各種の史料を活用して、近世を通じて「祇園」がどのような歴史的な経緯のもとに市街地となり、現在見るような繁華街になるに至ったかを検証していくこととしよう。

2 広大な祇園社の境内 — 3つの領域 —

「祇園」の領域は古くは祇園社の境内であった。延久2年(1070)、朝廷が祇園社に下した「太政官符」には、その境内の領域が次のように記されている¹⁾。

東は限る白河山 南は限る五条以北
西は限る堤 北は限る三条末以南

この領域を図で示せば、図1のようになる。斜線の部分は、のち建仁2年(1202)にこの地に創建された建仁寺の寺地を示す。

これによりもともとの祇園社の境内が、南北は五条から三条まで、また、東西は「白河山」(東山を指すと推定される)から鴨川西岸の「堤」にまでいたるといった広大なものであったことが改めて確認できよう。

また、この図からはその境内が大きく分けて以下の3つ

の領域から構成されていたことが見て取れる²⁾。

- ①本殿・末社が建つ社地とその南北に広がる祇園林(北林・南林)
- ②社地・祇園林から西、鴨川東岸にいたる田畑とそれを耕作する百姓の住居地(四条通の南北類)
- ③鴨川の両岸に広がる河原(田畑)

なお、①の本殿が所在する社地の南北に広がる祇園林は神が降り立ったといわれる林で、近世初めまでは一枝一葉も持ち出すことが許されなかった聖域である³⁾。

この3つの領域の内、中世、最初に大きな改変を受けたのは②の領域である。建仁2年、建仁寺がこの地に創建されるにともない四条以南の大半が同寺領となり、祇園社の手を離れる。

その後、建仁寺は③の鴨川の河原田畑についても領有権を主張し、長い争論ののち、戦国時代には、四条・五条間の河原田畑(四条通の南北類を除く)を祇園社から奪い取っている⁴⁾。

このように中世を通じて②③の領域の多くを建仁寺に



図1 祇園社の境内

よって篡奪された祇園社ではあったが、鴨川西岸の西境（「堤」）に関しては、そのことを示すゆるぎない標識が存在した。それは鴨川西岸に建つ「大鳥居」である。

この大鳥居が遅くとも鎌倉時代末に鴨川西岸に建てたことは、「一遍聖絵」にその姿が描かれていることからあきらかである。また、時代が下っては、戦国時代に作成された各種の「洛中洛外図屏風」および「東山名所図屏風」「洛外名所図屏風」がこの大鳥居を描く⁵⁾。鳥居はいうまでもなく神社境内の結界（境目）に建てられる建造物であり、祇園社はこの大鳥居をもって、境内の西境を内外に明示していたといえる。

しかし、天文13年（1544）7月、この大鳥居は鴨川の洪水によって流失し⁶⁾、以後、再建されることはなかった。むろん、大鳥居の喪失によってすぐに境内の西境が脅かされることはなかったが、その建立地点は次第に忘れ去られて、それにともない境内の西境も次第にあいまいになっていくこととなる。

中世、建仁寺の侵出によって、境内のうち②③の領域の多くを失った祇園社ではあったが、①の領域についていえば変化はなく、祇園社の根幹をなす領域については、大きく変わることなく維持されている。

では、中世、このような状況にあった境内の3領域は、近世に入りどのように変化していったのであろうか。

3 鴨川河原の「芝居地」

最初に①の社地・祇園林から最も離れたところに位置する③の河原田畑の状況から見ていくこととしよう。なお、近世初頭、四条あたりの河原は、西岸と東岸を明確に区別して、前者を「四条河原」、後者を「祇園河原」と呼んでおり、本稿でも両河原を区別してそのように呼ぶこととする⁷⁾。

その両河原のうち四条河原の田畑に芝居地が出現するのは、慶長8年（1603）以降のことである。これよりさき四条通は、天正19年（1591）に豊臣秀吉が構築した「御土居」によってその東行きを塞がれていたが、慶長7年（1602）にそれが開かれ、翌慶長8年には祇園社の手によって四条橋が架けられる⁸⁾。天正19年から慶長8年まで四条河原への通行はほとんど不可能な状態にあったわけであり、四条河原の田畑に芝居地が作られるのが慶長8年以降と推定される由縁である。

とはいえ「四条」が芝居地として用いられたことを確実に伝える史料は、慶長13年（1608）2月20日条の『孝亮宿禰日記』の「四条に向かう。女歌舞妓を見物せしむ。数万人群集す。目を驚かすものなり」という記載を待たねばならず、四条河原の田畑がいつから芝居地として用いられるようになったかは正確にはわからない。

ただ、その芝居地がまちがいなく祇園社・建仁寺領の河原田畑に開かれたものであったことは、万治（1658～61）の頃に祇園社と四条河原の領有権をめぐる争った大政所の津田兵部なる者の訴状に、「河原大政所の敷地たるによつて河原芝居諸見物の札、大政所神前二昔より立て申し候御事」「右芝居相さはき申候者ハ祇園の長左衛門と申す者にて御座候」といった記載があることからあきらかである⁹⁾。ここにいう「祇園の長左衛門」とは、当時、祇園社の社代（職名）を勤めていた今江長左衛門のことで、これにより社代が四条河原の田畑を芝居地に割り振っていたことがわかる¹⁰⁾。

一方、四条河原の田畑がこのように慶長8年頃から芝居地となっていたと推定されるのに対して、祇園河原の田畑が芝居地となるのは慶長16年（1611）以降のことと推定される。同年、四条河原のほぼ中央を高瀬川が開通しその流路以西が市街地となった結果、そこを追い出された芝居地が、鴨川を東に渡ったのがその始まりと考えられるからである。

そして、とすれば、この両河原からなる祇園社境内の③の領域は慶長16年以後はともに市街地もしくは芝居地となっていたことになる。

では、祇園社はこのような河原の芝居地化に対して、どのように対応していたのであろうか。結論からいえば、祇園社はこれを拒否することなく、むしろ積極的に受け入れている。

祇園社が万治の頃、四条河原の芝居地をめぐる大政所の津田兵部と争っていたことは先に触れたが、同社はそれより早く寛永13年（1636）には祇園村（「地藏講」と「祇園の河原の道の北の傍と大和おほちの西之ツラのかう所」^{（大路）（類）（巷）}）の領有権をめぐる争っている¹¹⁾。図2は、その後、明暦3年（1657）3月にいたりこの争いに勝訴した祇園社が幕府に提出した絵図である。係争地の「祇園の河原の道の北の傍と大和^{（大路）}おほちの西之ツラ^{（類）（巷）}のかう所」が祇園河原に所在する「^{（巷）}かう所」であったことがこれに確認できよう。祇園社

が河原田畑の芝居地化をみずから推進していたことを物語る絵図といえる。

近世初頭には祇園社の後押しもあり、境内領域③の大半は芝居地となっていたとみてよい。しかし、寛文10年(1670)から同11年(1671)にかけて、そのような境内領域③のありようを一変させるできごとが起こる。次に祇園社が境内領域③を失うこととなる、そのできごとについて見ていくこととしよう。

4 江戸幕府による新堤の構築

おりから上京中の老中板倉重矩が突然、祇園社に参詣し、社殿修理の不備を指摘して同社から「四条河原芝居地」を取公したのは、寛文10年3月のことである¹²⁾。ここにいう「四条河原」とは、西岸の河原だけでなく東岸の河原をも含む領域を指す。祇園社が中世以来領有していた境内領域③は、ここにすべて幕府の直轄領(「御蔵入地」となる。

一方、翌寛文11年になると、建仁寺領の河原(田畑)でも同様の事態が起こる。幕府が建仁寺に四条・五条間の鴨川東岸に「石垣普請」を命じ、建仁寺がそれを拒否すると、同寺領の四条・五条間の河原を取公したのである。

図3は、幕府が建仁寺に「石垣普請」を命じたとき同寺に下した絵図である。幕府が建仁寺に鴨川東岸に一直線に走る石垣の構築を命じていたことがわかる。

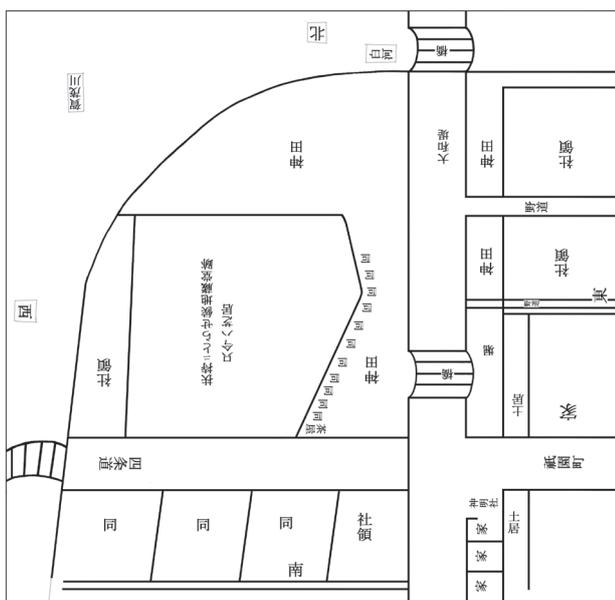


図2 河原絵図(上河原家蔵)明暦3年(1657)

建仁寺から四条・五条間の河原を取公した幕府はその後みずから手で「石垣普請」をおこなっているが、では、なぜ幕府は祇園社・建仁寺から河原を取公してまでして寛文10年から同11年にかけて、河岸を「石垣」で固めなければならなかったのであろうか。その理由は幕府の直轄領となる前後の当該領域の風景を比較すれば容易に理解できる。

図4は鴨川の河原が幕府の直轄領となる直前の風景を描いた「洛外図屏風」で、一方、図5はそれが幕府の直轄領となった直後の風景を描いた「洛外図屏風」である¹³⁾。

図5には、図4には描かれない鴨川東岸の石垣とそれに沿って連なる家々が見えるが、これは護岸工事によって出現した河川敷(「新屋敷」)に作られた「宮川筋」(四条以南)の家屋を表したものである。

そして、この「宮川筋」こそが寛文11年に建仁寺が取

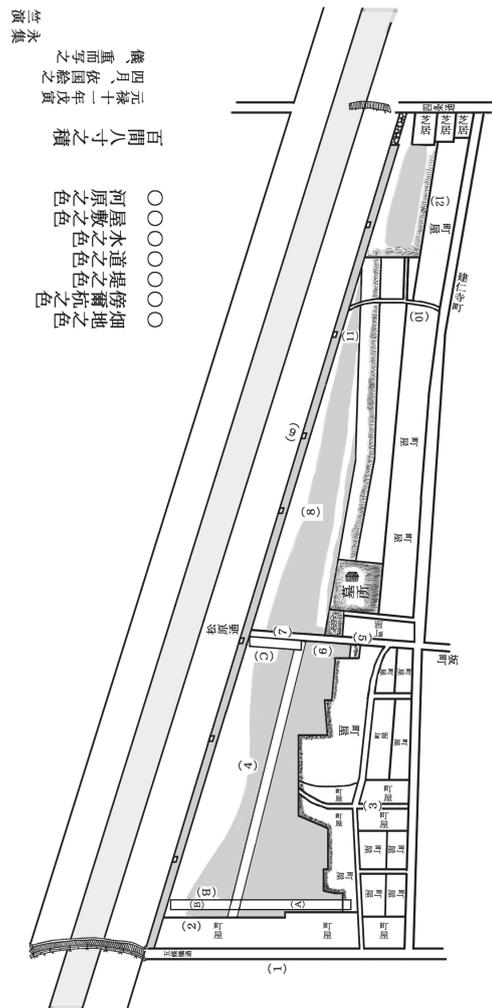


図3 鴨川筋傍示杭之図写(建仁寺蔵)寛文11年(1671)

公された河原の一部であったことは、後代にそのことを記した建仁寺の記録『境内並近隣之古記』¹⁴⁾の次のような記載からもあきらかである。

一宮川筋公儀領に相成り候事 奉行板倉内膳正殿、寛文八年より同九まで在番

但し寛文十一年辛亥に公儀へ召し上げられ候。今年まで凡そ五十三年に相成り候。この義は毎度洪水にて河端崩れ候につき、四条の辻より五条まで石垣作り候様に公儀より申し渡され候えども、当寺よりその砌、石垣普請なりがたく候につき、召し上げられ候と申し伝え候。

つまり、幕府が祇園社・建仁寺から河原を収公したのは鴨川兩岸に河川敷を造築し、そこに新たな町を作り上げるためだったことを、この2点の絵図は物語っている。

また、宮川町が成立当初から茶屋街であったことは、図5に描かれる家々がすべて二階家となっていることから容易にうかがうことができる。幕府は鴨川の増水にそなえて、これらの二階家（茶屋）を護岸の石垣にそって連ねさせたのであろう。

さらに図5で今一つ注目されるのは、「縄手堤」の両側とその下に連なる家々である。図4では描かれず、図5にのみ描かれるこれらの家々は、宮川町と同様に石垣による護岸工事の完了とともにこの地に移ってきた茶屋とみてま



図4 洛外図屏風（個人蔵）

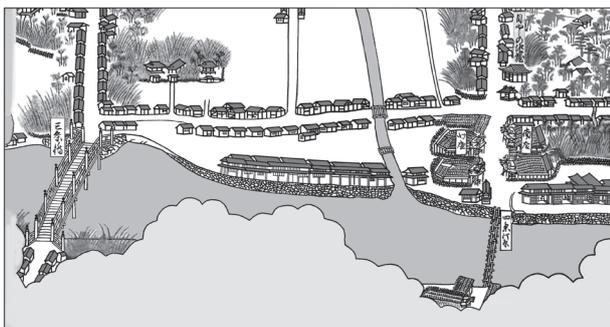


図5 洛外図屏風（個人蔵）

ずまちがいない。

『京都御役所向大概覚書』によれば、幕府は寛文10年に「荒地」であった「大和大路（四条以北の縄手堤を指す）」に茶屋を集めて「弁才天町・同新五軒町両町」を開かせたという。図中の家々はその「荒地」に開かれた両町を表したもので、幕府が四条以北もまた茶屋街をもって鴨川の氾濫の備えとしていたことがうかがえる。

では、なぜ幕府は寛文10、11年の頃、突然にこのような鴨川河原の改変を実施したのであろうか。

その最大の理由は、これ以前より鴨川で洪水が頻発していたことにあった。近世に入り戦乱が絶えるとともに山林の乱開発が始まり、その結果、鴨川だけでなく諸河川で洪水があいついでいた。そのため幕府は寛文3年(1663)以降、くり返し山林の無秩序な開発を禁止する「山川の掟」と呼ばれる法令を発布している¹⁵⁾。

中世、河川の治水は川沿いの領主がそれぞれの領域を担当しておこなっていた。鴨川でいえば、上流から上賀茂社・下鴨社・祇園社・建仁寺といった寺社が孤立分散的に治水をおこなっていたが、それではもはや頻発する洪水に対応することは不可能となっており、幕府は寺社から河原をすべて取り上げ、鴨川の治水をみずからの手で一括しておこなうとしたものと考えられる。

図6は、享保(1716～1736)頃に作成された幕府の直轄領となっていた鴨川兩岸の町々を図示した「山城国愛宕郡御蔵入絵図」(京都市歴史資料館蔵・大塚コレクション)である。これにより北は三条から南は七条にいたる間のかつての河原を幕府がすべて直轄領としていたことがわかる。ちなみにその多くは茶屋街・芝居地となっている。

では、かつての境内領域①がこのように寛文10、11年頃から茶屋街・芝居地となり、完全に祇園社の手を離れていったとすれば、境内領域②は、近世以降、どのような展開のもとに市街地となっていたのであろうか。次にこの点について見ていくこととしよう。

5 祇園社境内社地の変貌

一 あいつぐ他領「屋敷」の進出一

境内領域②には、中世以前より四条通に沿って境内住人(百姓)の住宅が軒を連ねていたが、近世に入るとその集落はやがて「祇園村」とも、「祇園町」(「御門前町」)とも

呼ばれるようになる¹⁶⁾。

近世初頭にはその祇園村の集落を除けば境内領域②がすべて田畑で占められていたことは、18世紀初頭までは三条大橋から祇園社の西門が見えたという『翁草』（神沢杜口〈1710～1795〉著）の次のような一文がこれをよく物語っている。

又都の気色の古へに異なるも大かたならず、余がおさな少

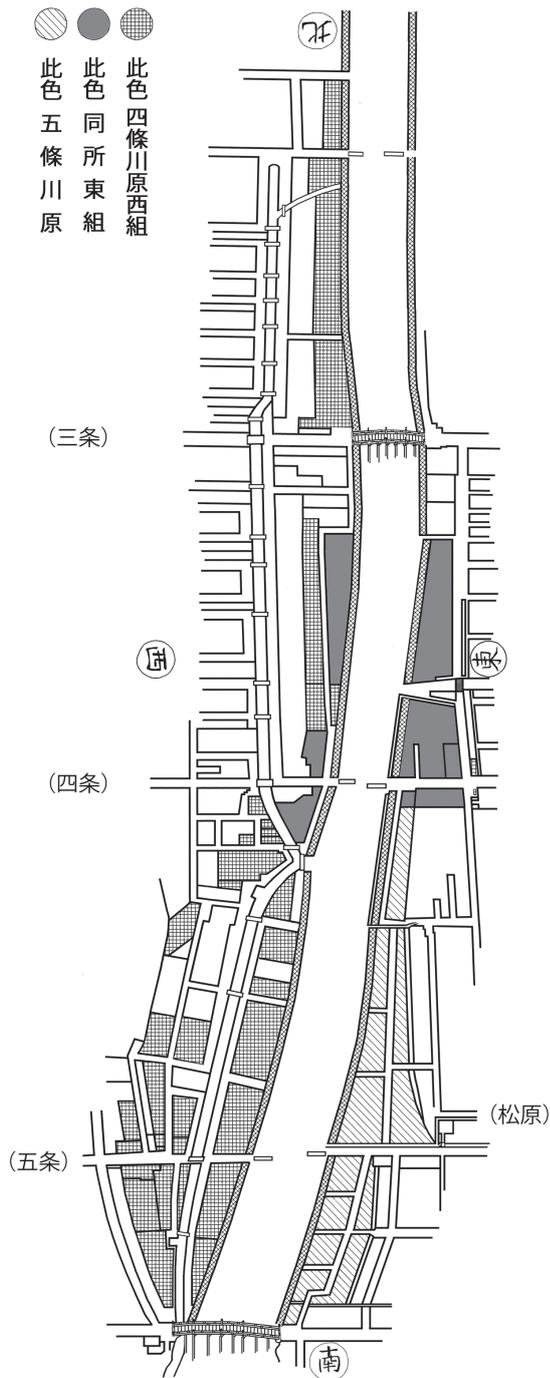


図6 山城国愛宕郡御蔵入絵図（京都市歴史資料館蔵）

頃人々のいひしは、三条の橋より祇園の西門の見江しを覚しかと問ふ、余不知と答ふ

この鴨川以東に広がる田畑の風景は寛永年間（1624～1645）に作成された図7の「祇園祭礼図屏風」（京都国立博物館蔵）や、万治2年～寛文5年（1659～1665）の頃に作成された図8の「知恩院古図」（知恩院蔵）によって容易に確認することができる。

すなわち、図7は縄手堤以東を一面の田地に描いており、図8も三条の南に見える「あまへ」の集落と、知恩院から縄手堤へと延びる「知恩院通路（古門前）」、それに祇園社西門の前の「本多下総守（膳所屋敷）」を除く当該領域をすべて「田畑」としている。



図7 祇園祭礼図屏風（京都国立博物館蔵）

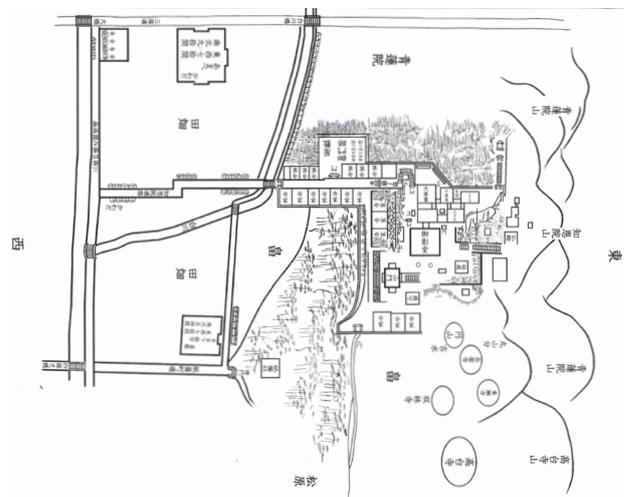


図8 知恩院古図（知恩院蔵）
万治2年～寛文5年（1659～1665）

そこで図8に見える「あまへ」^(天部)の集落、「本多下総守屋敷」^(天部)、「知恩院通路」が境内領域②に転入してきた時期と、その後転入してきた「知恩院新門前屋敷」の時期を合わせて一覧として示せば表1のようになる。

境内領域②が天正19年以降、北方から徐々に他勢力によって浸食されていたこと、逆にいえば、天正19年以前にはそこには祇園村の集落と同村の百姓が耕作する田畑しか存在しなかったことがこの表からは読み取れよう。

境内領域②への他勢力の進出は、寛文5年9月の、「知恩院新門前屋敷」をもって終わるが、その「知恩院新門前屋敷」を形成するにあたり、幕府がおこなったのが、残された祇園社領の畑地をすべて一カ所に集めるという作業であった。

実は祇園社の境内領域③には、古くから他勢力の田畑が多数存在していた。慶長6年(1601)に実施された検地によれば、「祇園境内之知行高」は234石余りであったが、祇園社の領有する石高はそのうちの140石にとどまっている。境内田畑の約40%が他勢力の領有下にあったわけで、幕府はそれらを整理する目的もあって、慶長10年(1605)以降、この領域に次々と他勢力の屋敷・通路を転入させていったものと考えられる¹⁷⁾。そして、その総仕上げとして、実施されたのが「知恩院新門前屋敷」を作り出す過程で、残された祇園社領の田畑をすべて「広小路」に集めるという作業であった。

天正19年の「あまへ」集落の転入以後、繰り返されてきた境内領域③の縮小は、この寛文5年の「広小路畑地」の形成をもって終わりを告げる。

では、次に境内領域③において残された最後の畑地「広小路畑地」は、これ以降、どのような展開をたどり市街地となっていたのであろうか。

6 「広小路畑地」の開発

一 「新地六町」の成立一

図9は、延宝4年(1676)に作成された「広小路畑地」を描く絵図(八坂神社蔵)である。注記によれば、白い部分は「畑地」で、その「畑地」のなかを縦横に走る線は「在家裏道」「農人道」を示す。「祇園北側屋尻」以北、「知恩院門前在家屋尻」以南のこの領域には文字通り「畑地」だけが広がっていたことが改めて確認できよう。

この境内領域②に唯一残された畑地に祇園社執行の宝寿院祐円が「門前在家」を作ることを幕府に願い出るのは元禄4年(1691)のことである¹⁸⁾。

一、祇園西北、広小路と申す畑ござ候 大和塘の東側、南北六十間余り、門前在家二仕りたく願ひ奉り候。

右は前々より願人毎度ござ候えども御許容なく、御僉議の趣あらあら承り及び、執達仕らず候。自然御赦免なし下され候はば宝寿院勝手のためにもよろしく、かつは門前も多く御社賑わいにも罷りなり候。もつとも遊女・茶屋等置き申さず候事

その時にあたり祐円が幕府(京都町奉行所)に提出した願書の一節である。

これによりすでに「広小路畑地」の開発を願い出る者(「願人」)がいたこと、および幕府がその願いを却下していたことがわかる。元禄期(1688～1704)にいたり市中の人口が増大の一途をたどるなか、「広小路畑地」は宅地候補地として高い価値を有するにいたっていたのである。

また、この一節で今一つ注目されるのは、祐円が「もつとも遊女・茶屋等置き申さず候事」と、開発地(新地)を「遊所」としないことを誓っている点である。当時、祇園町の茶屋街は京都随一の賑わいをみせていたが、その背後(北部)に開かれる「門前在家」については、当初はそれとは

表1 境内領域②に転入してきた屋敷・通路

	呼称	転入年月	替地	石高	出典
1	あまへ(屋敷)	天正19年9月	西院	8石8斗	雑録, 実記
2	知恩院通路	慶長10年2月	東九条村	18石	雑録, 実記
3	本多下総守屋敷	万治2年夏	中堂寺村	2石1斗	上河原文書
4	知恩院新門前屋敷	寛文5年9月	知恩院門前	21石6斗余	雑録, 実記

「雑録」は「祇園社本縁雑録」(「新編八坂神社記録」6号)、実記は「祇園本縁雑実記」(「新編八坂神社記録」5号)を示す。

一線を画して一般の町家だけを誘致する計画であったことがわかる。

この祐円による「広小路畑地」の開発願いは、彼が元禄10年（1697）2月に死去したこともあり、結局は実現することなく終わる。しかし、祇園社ではその後も申請を継続し、それがようやく幕府の認可を得るに至るのは、正徳2年（1712）6月のことである。

図10は、翌正徳3年（1713）正月に京都町奉行所の役人立ち会いのもとに、祇園社が「広小路畑地」の「新家建家榜尔絵図」（上河原家蔵）である。その後、遅くとも同

年3月以前には、敷地（「屋敷」）の分譲が社代によって開始されており、以降、「新道」に沿って「新地六町」と呼ばれる六町の町並が次第に整えられている¹⁹⁾。

ただ、その敷地の分譲は当初は必ずしも順調には進まなかったようで、正徳4年（1714）に作成された「洛中町続町数小名并家数改帳」（『荻野家文書』）には、「いまだ家建て揃わず、町数・小名相さわまらず」という新地「三ヶ所」のなかに、「祇園新地広小路」があげられている（残りの2ヶ所は「六条新地」と「七条新地」）。

これは一つにはこれより先、宝永3年（1706）に妙法院領の七条河原に新地開発が許可されたのを皮切りに、宝永

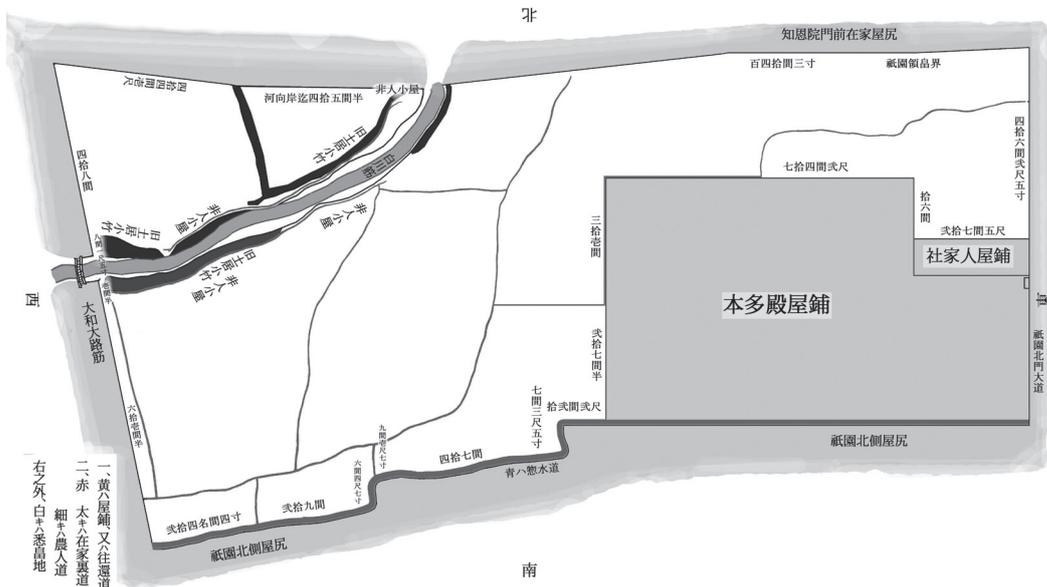


図9 広小路畑地絵図（八坂神社蔵）延宝4年（1676）



図10 広小路畑地新家建家榜尔絵図（上河原家蔵）正徳3年（1713）

7年(1710)には聖護院領の聖護院村に、また正徳2年には建仁寺領「宮川町松原下東裏家地」に新地開発が認可されるなど、周辺での新地開発が相ついでおり、新地の供給が必要をはるかに越えていたためと考えられる。

さらに当初は、新地での「遊女、茶屋等」の営業が一切認められていなかったことも、「屋敷」の分譲には大きく影響したにちがいない。新地六町に茶屋商売が許可されるのは、享保17年(1732)のことで²⁰⁾、それ以前の享保8年(1723)10月には、末吉町・清本町で「白人まわし」が京都町奉行所によって摘発されている。「白人まわし」とは認可を受けない違法な売色行為をいう²¹⁾。

寛文5年に出現した「広小路畑地」は、約50年後の正徳3年に「新地六町」として開発されることで市街地化を遂げ、境内領域②からはすべての田畑が姿を消し、そして、さらにそれから10年後にはその新地六町は茶屋街へと変貌を遂げていったことになる。

7 祇園林の開発

最後に境内領域①のありようが近世を通じて、どのように変化していったかを見ていくこととしよう。

社地と祇園林の2つの区域からなる境内領域①のうち、社地に関しては、祇園社の信仰の原点ともいべき区域であり、近世に入っても大きな変化は見られない。

それに対して祇園林では近世中期に至り開発が進展し、その多くは市街地へと姿を変えている。

祇園林で最初に大きな変化が起こったのは、延宝6年(1678)のことである。この年、知恩院の山門道が北林を貫通し林は南北に分断される²²⁾。

これ以前、北林の東に位置する知恩院の山門はその前面を祇園林に塞がれ、まっすぐ正面に至る参詣道を持たなかった。しかし知恩院はこの年、幕府の力を借りていわば強引に北林の中央を通る山門道を開通させたのである。

さらに分断された北林の北部(5,080坪余り)は、その後、天明2年(1782)に「火除(地)」として知恩院に貸し出されており²³⁾、以降、北林で祇園社が領有するのはその南部だけとなる。

なお、その南部だけに残された北林は、明和6年(1769)には仙洞御所造営のための「土取場」となっており²⁴⁾、安政3年(1857)の鴨川土砂浚えでは「土砂捨場」となっている²⁵⁾。また、同所には相撲場も作られており、かつての神域として性格は近世中期以降、ほぼ完全に喪失する。

一方、南林は安永9年(1780)に祇園社みずからが開発し、清井町と呼ばれる町を作り上げている²⁶⁾。南林には早くから参詣者めあての「本弓・楊弓」の小屋が建つなど、かつての聖域としての面影はすでに失われつつあった。しかし、それにしても祇園林を切り開きそこに町を作るなどということは、前代までは考えられなかったことであり、時代は

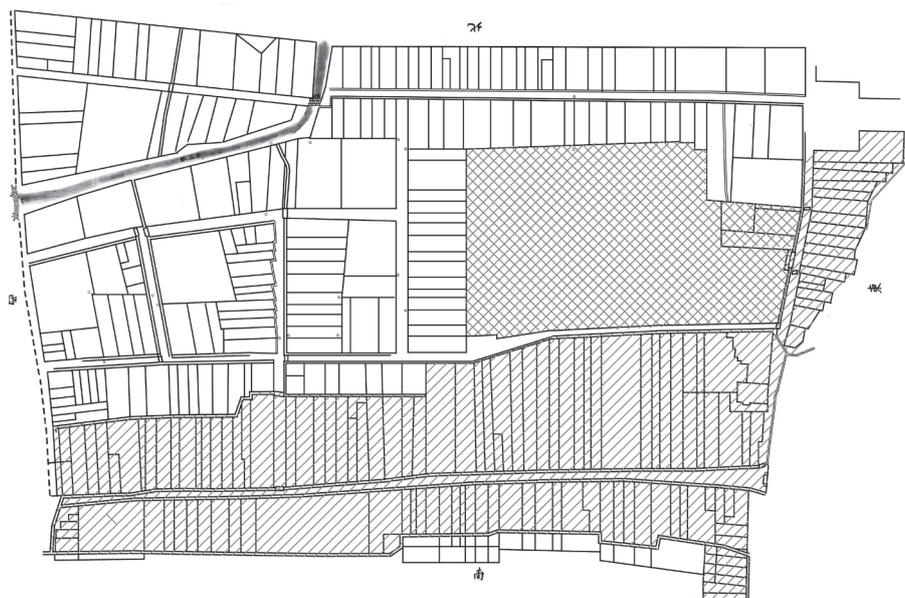


図11 祇園町・新地六町絵図(上河原家蔵)天明2年(1782)

祇園町(御門前町)は斜線を、また膳所屋敷は網目をもって示した。

大きく変わったといえる。

当時、祇園社を統括していた宝寿院行願が父行快の跡を受け社殿の修理を成し遂げたのは、明和8年(1771)のことであった。清井町の創設、北林北部の知恩院への貸し付けは、その流れに乗って彼がおこなったものと考えられる。

天明2年には、祇園廻りの年寄が祇園町・新地六町の町家の詳細を図示した「祇園町・新地六町絵図」(図11, 上河原家蔵)を宝寿院に収めており、この時期を境に境内領域①は社地を除いてそのほとんどが市街地となる。現在の「祇園」に至る当該領域の市街地の原型は、この時期にできあがったといえる。

8 むすび

中世、鴨川の西岸までの拡がりをもっていた祇園社境内が、近世以降、次第に市街地となっていく過程を探るなかで、気付いたいくつかの点をあげて、むすびとしたい。

その第1は江戸幕府の京都統治政策である。幕府が鴨川の治水のために鴨川の河原を収公したことに見られるように、幕府の京都統治政策を正確に理解することなくして、祇園社境内の変遷を語ることはできない。

第2は、近世、祇園社境内に創設された町々がすべて祇園社を領主(地頭)とし、その支配を受けていたという点である。寛政2年(1790)に遊女屋を営むことが許されたのちは、遊女屋だけは島原(傾城町)の統制下に入るなど時代による変化はあるものの²⁷⁾、境内町の領主は近世を通じて祇園社であり、年貢も祇園社に収めている。これは他の寺社の境内・門前町も同様であり、これらの町々は地子免除の特権を持ち、町組に属した市中の町々とはあきらかにその性格を異にしていたといわなければならない。

そして、最後に指摘しておきたいのは、近世、京都にあった市中の町々では抱えきれない人々を受け入れていたのが、祇園社境内を始めとするそのような寺社の境内・門前町であったという点である。

祇園社・建仁寺・清水寺の境内・門前の町のなかには、「難渋町」と呼ばれる貧しい借家人が住む町が存在している²⁸⁾。境内・門前の町は茶屋・遊女屋で働く女性だけでなく、貧しい人々をも受け入れていたわけであり、ときとして市中の町に較べてよりダイナミックな展開を示しているのもこ

のためと考えられる。

たとえば、清水寺門前町では、当初、寺に近い順に清水一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目と4つの町が存在したが、17世紀後半に松原通(旧五条)に仮橋が架かり、参詣者の流れが変わった四丁目では、享保9年(1724)にその町域をそれまでの五条坂(五条通)から松原通に移転している²⁹⁾。また、同寺の門前では、寛政9年(1797)に至り、四丁目の西にあらたに五丁目が開かれている³⁰⁾。

一方、建仁寺門前でも正徳2年に新地を開くことが許されて以降、それまで畑地であった六波羅野に次々とあらたな町が作られている³¹⁾。

市中では考えられない町の移動・増殖であり、これら境内・門前町特有の町のあり方を正しく評価することなくして、近世都市・京都の歴史は語ることはできないものと考えられる。(下坂守)

※図2~11は各史料を筆者がトレースしたものである。

註

- 1) 延久2年(1070)2月20日付「太政官符」(『八坂神社文書増補編』1号)。
- 2) このほかに南門から南には百度大路(現在の下河原)と呼ばれる参詣道が延びていたが、その両側には、南北朝時代には社僧の住坊が建ち並んでいる(のち住坊は社地に移転)。また、河原両岸に拡がる田畑は清水坂に住む「坂者」と呼ばれた人々が祇園社の神人(「犬神人」という)として耕作している。康永3年(1344)付「感神院所司等申状案」(『八坂神社文書』1333号)、永享9年(1437)4月29日付「祇園社執行宝寿院顕縁請文案」(『早稲田大学所蔵文書』「祇園社文書」176号)。
- 3) 慶長3年(1598)5月3日付「与兵衛禁制請文」(『新編八坂神社文書』39号)、慶長10年(1605)11月27日付「今江本音祇園社林法度請文」(『新編八坂神社文書』78号)。同種の祇園林を保全することを誓った請文が八坂神社には多数伝来する(『新編八坂神社文書』40~71号, 79~86号)。
- 4) 大永6年(1526)8月17日付「室町幕府奉行人連署奉書案」(『正伝永源院文書』)。
- 5) 初期の「洛中洛外図屏風」は、上杉家本を除きすべてが大鳥居を描く。上杉家本だけが描かないのは、この鳥居が洪水で流失した天文13年7月以降の風景を描いているからであろう。
- 6) 『言継卿記』『嚴助大僧正記』天文13年7月9日条。
- 7) 下坂守(2016)「中世“四条河原”再考」『奈良学』33。
- 8) 「祇園本縁雑実記」(『新編八坂神社文書』5号)。
- 9) 年月日未詳「大政所敷地一件訴状断簡」(『新編八坂神社文書』557号)。この文書が津田兵部の手にかかるものであることについては、下坂守(2016)「“四条河原”芝居地に関する一考察」『芸能史研究』25。
- 10) 前掲(7)。
- 11) 寛永13年11月2日付「林廻衆評議記録写」(『新編八坂神社文書』154号)。
- 12) 年月日未詳「祇園社執行宝寿院祐円等連署覚書案」(『八坂神社文書』724号)、「諸事覚三」(『上河原家文書』)。板倉重矩は寛文10年3月24日に祇園社を訪れている。
- 13) 図4の「洛外図屏風」は京都国立博物館編(1997)『洛中洛

- 外図 都の形象—洛中洛外の世界』(淡交社)に、また図5の「洛外図屏風」は、林屋辰三郎他編(1976)『江戸時代図誌2 京都二』(筑摩書房)に写真が掲載される。
- 14) 下坂守(2015)「霊洞院蔵“境内並近隣之古記”」『学叢』37, 京都国立博物館。
 - 15) 「諸国山川掟」については、塚本学(1979)「諸国山川掟について」(『信州大学人文学部科学論叢』13)参照。この法令を京都町奉行所では、寛文9年(1669)に「かも川筋」を初め淀川領域の「村々庄屋百姓」宛に発している(『京都町触集成』別巻2, 480号)。
 - 16) 下坂守(2019)「近世祇園社境内における「新地」成立過程の研究」『学叢』41, 京都国立博物館。
 - 17) 前掲(16)。
 - 18) 元禄4年(1691)5月付「祇園社執行宝寿院祐円願書案」(『八坂神社文書』1373号)。
 - 19) 前掲(16)。
 - 20) 「雑々入用覚書」(『八坂神社文書』2274号)に「享保十七子年、十二(株)かふ、右ハ時節困窮付、西之年願之通被仰付、林之内壺町ニ二軒ヅ、」とあり、1町に2株ずつ6町で合わせて12株の茶屋株が新地六町に認可されたことがわかる。
 - 21) 『月堂見聞集』。
 - 22) 前掲(16)。
 - 23) 天明2年9月19日付「祇園社代・知恩院役者連署祇園北林火除地絵図写」(上河原家蔵)。
 - 24) 『万覚日記』明和6年6月9日条他。
 - 25) 『宝寿院日記』安政3年5月8日条他、「加茂川浚砂持図」(武蔵大学図書館蔵)。
 - 26) 安永9年5月付「祇園社社代等連署南林建家後証絵図」(『上河原家文書』)、『万覚日記』安永9年5月8・10・27・29日条他。
 - 27) 『京都府下遊郭由緒』。
 - 28) 祇園社境内では、「祇園南町」が難渋町に指定されている(天明3年(1783)3月付「町触」『京都町触集成』6-823)。
 - 29) 『清水寺成就院日記』享保9年閏4月17日条、同年6月27日条。河内将芳(2017)「門前四丁目の引っ越し」『清水』210号, 清水寺。
 - 30) 『京都府下遊郭由緒』。前掲(29)河内論文参照。
 - 31) 小出祐子(2000)「近世京都における新地開発について—18世紀建仁寺門前地区を事例として—」『日本建築学会計画系論文集』65(532)。

